

# オンライン利用拡大 行動計画

平成20年9月12日

IT戦略本部



# 目 次

頁

## I オンライン利用の拡大に向けた基本方針

I-1	重点手続と新たな目標設定	1
1	重点手続	1
2	オンライン利用率の目標	1
3	重点手続以外の利用促進対象手続	2
I-2	目標達成のための重点的取組	2
1	オンライン利用に係るガイドラインの策定	2
2	経済的インセンティブの向上等	2
(1)	手数料の引下げ	
(2)	手数料の納付方法の多様化	
(3)	経済的インセンティブの向上	
3	認証基盤の抜本的な普及拡大策	3
(1)	本人確認方法の見直しに関する方策	
(2)	各種認証サービスの使い勝手の向上	
4	添付書類の削減に向けた方策	5
(1)	自己保管による添付書類の省略	
(2)	行政発行の書類のバックオフィス連携	
(3)	オンラインによる提出の拡大	
(4)	士業者の確認による添付書類の省略	
5	窓口サービスの充実等	6
(1)	窓口来所型サービスの導入・充実	
(2)	処理時間の短縮等	
6	使い勝手の向上	6
(1)	初期設定の簡素化	
(2)	申請画面の簡易化策等	
(3)	グループ申請の拡大	
(4)	アクセス手段の多様化	
7	国及び地方公共団体におけるオンライン利用の拡大	7
(1)	国及び地方公共団体による取組の推進	
(2)	各申請システムの改善	
(3)	国及び地方公共団体における電子文書の受入れ環境の整備	

(4)	地方公共団体におけるオンライン申請に係る基盤の整備	
(5)	国及び地方公共団体関係者による協議の場の設置	
<b>8</b>	<b>企業におけるオンライン利用の拡大に向けた取組</b>	<b>8</b>
(1)	オンライン利用拡大	
(2)	社会慣行の改善	
<b>9</b>	<b>その他</b>	<b>8</b>
(1)	広報・普及啓発	
(2)	電子政府の利用環境の整備	
(3)	業務の効率化・ペーパーレス化の徹底	
<b>I-3</b>	<b>行動計画の着実な実行の確保等</b>	<b>9</b>
1	行動計画の着実な実行の確保	9
2	メリハリの利いた対応	10

## **II 重点手続分野ごとの取組方針及び目標値**

<b>1</b>	<b>登記</b>	<b>15</b>
<b>2</b>	<b>輸出入・港湾</b>	<b>16</b>
<b>3</b>	<b>国税</b>	<b>17</b>
<b>4</b>	<b>社会保険・労働保険</b>	<b>19</b>
<b>5</b>	<b>産業財産権出願関連手続</b>	<b>20</b>
<b>6</b>	<b>自動車登録</b>	<b>21</b>
<b>7</b>	<b>その他</b>	
(1)	生命保険	21
(2)	無線局	22
(3)	採捕数量等の報告	23
(4)	経済産業統計	23
(5)	特殊車両通行許可	24

### **(別添) 重点手続ごとの改善策**

# オンライン利用拡大行動計画

これまでの国の行政手続におけるオンライン利用促進の取組を抜本的に見直し、対象を国民に広く利用されている手続に重点化し、新たな目標を設定して、オンラインのメリット拡大、使い勝手の向上等の措置を集中的に講ずることとする。

この新たなオンライン利用促進の取組を強力に推進するため、2009年度（平成21年度）から2011年度（平成23年度）までの間に講ずる措置（ただし、可能なものについては、2008年度（平成20年度）中から迅速に取組を進める。）を定めた政府全体としての行動計画を以下のとおり策定する。

## I オンライン利用の拡大に向けた基本方針

### I-1 重点手続と新たな目標設定

#### 1 重点手続

国民が広く利用するオンライン化された手続のうち、国民や企業による利用頻度が高い年間申請等件数が100万件以上のもの及び100万件未満であっても主として企業等が反復的又は継続的に利用する手続等を「重点手続」（別表参照）と分類し、オンライン利用率の大幅な向上を図るため重点的に取り組むこととする。

#### 2 オンライン利用率の目標

「IT新改革戦略」（平成18年1月19日IT戦略本部決定）において、平成22年度までに国の手続におけるオンライン利用率を50%以上とする目標を設定し、利用促進対象手続を定めて行動計画を策定して取り組んできたところであるが、オンライン利用率は未だ低調であり、IT新改革戦略に掲げられた目標を達成するとともに、更に次なるステップとなる目標を掲げ、これに向けて、オンライン利用を飛躍的に拡大させていく必要がある。

オンライン利用拡大の新たな目標については、重点手続・分野によって、例えば、企業や土業の利用が多い、高齢者等パソコンに不慣れな者が多いなど利用者の属性や、手続の特性、利用促進の障害の状況が異なることから、手続一律の目標設定は適当ではなく、重点手続分野（別表参照）ごとに定めることとする。

また、一方で、今回のオンライン利用拡大方策は、認証基盤の抜本的な普及拡大等を図るため、新たな制度の導入や既存システムの大幅な改修など現行の取組を抜本的に見直す内容を含んでおり、利用率の向上という成果が現実に現れるまでには3年の計画期間を超えて一定の期間を要するものもあることにかんがみ、

目標設定の時期についても考慮する必要がある。

これらを踏まえ、オンライン利用の目標値については、重点手続分野ごとに、2013年度（平成25年度）末における目標値を掲げることとともに、重点手続のうち3年の計画期間中の取組の効果が比較的早期に現れやすいと考えられる手続（企業や士業の利用が多く、個人の電子署名とは別の措置の導入や窓口来所型サービスの整備を待たなくても利用率を伸長させていくことが可能な手続。以下「先行手続」という。）については、本行動計画の最終年度時点の目標値を掲げることとする。

具体的な目標値については、「Ⅱ 重点手続分野ごとの取組方針及び目標値」にそれぞれ掲げるとおりであり、これらの分野ごとの取組を通じて、重点手続全体では2013年度（平成25年度）末にオンライン利用率72%以上、先行手続全体では2011年度（平成23年度）末にオンライン利用率66%以上の実現を目指す。

### 3 重点手続以外の利用促進対象手続

現行の利用促進対象手続のうち今回重点手続とならなかったものについては、原則2010年度（平成22年度）に利用促進対象手続全体でオンライン利用率が50%以上を達成することを目標に、行動計画に示すオンライン利用拡大方策も踏まえつつ、手続所管府省において計画的に取組を進めることとする。

## I-2 目標達成のための重点的取組

重点手続のオンライン利用を拡大するためには、各手続の所管府省において、オンライン申請のメリット拡大、使い勝手の向上、普及啓発・利用者支援等に取り組むとともに、電子政府推進の基礎となる認証基盤の普及拡大など手続の所管府省のみの改善努力によっては解決が困難である課題や複数の行政手続にまたがる共通の課題への対応が必要である。これらへの共通的な取組方針は以下のとおりであり、関係府省は、これに沿って積極的に取り組むこととする。

また、国民の利便性のみならず、業務・システム最適化の取組と連携してオンライン利用の向上による業務の効率化等も進める。

### 1 オンライン利用に係るガイドラインの策定

内閣官房（IT担当室及び情報セキュリティセンター）において、電子政府の手続に応じたセキュリティ確保策、ユーザビリティ向上方策について政府横断的な統一ガイドラインを策定することに向け、有識者を含めた検討の場を速やかに立ち上げ、「セキュア・ジャパン2008」における取組も踏まえつつ、経済産業省及び関係府省の協力を得て、年度内に一定の方向性を取りまとめることとする。

### 2 経済的インセンティブの向上等

#### (1) 手数料の引下げ

オンライン利用の一層の促進を図るため、重点手続に係るオンライン申請の手数料については、基本的に一律、紙申請の手数料の半額となるよう手数料体系の見直しを図り、利用者に対し目に見える形でオンラインのメリットを明らかにすべく、検討・調整を進める。

なお、原則オンライン申請が達成されている手続の場合には、オンライン利用の状況を踏まえつつ、紙申請との差別化を含め適時適切に見直しを行う。

また、国又は地方公共団体の職員が職務上請求を行う際、紙申請の場合は無料であるが、オンライン申請の場合は手数料が発生し、いわば逆インセンティブが生じている手続については、各手続所管府省において、上記手数料の見直しに併せ当該事態の解消を図る。

#### (2) 手数料の納付方法の多様化

手数料の納付方法については、利用者の利便性の向上を図る観点から、現行のインターネットバンキングやATMによる納付方法に加え、クレジットカードの活用を始め、口座振替、コンビニ納付など納付方法の更なる多様化に向けて関係府省において検討を行い、必要に応じて内閣官房においてその検討結果を取りまとめる。

#### (3) 経済的インセンティブの向上

平成 20 年度で期限切れとなる電子政府推進税制については、内閣官房及び関係府省において、電子政府推進のために経済的インセンティブを維持する必要性、現行税制の利用状況やオンライン利用促進への効果等について検証した上で、現行税制を継続する必要性について検討する。

なお、手数料を設けていない手続においても、行政事務のオンライン処理に伴う行政コストの削減分を利用者に適切に還元するための新たなインセンティブ措置を講ずることができないか、各手続所管府省においてその検討を進める。

### 3 認証基盤の抜本的な普及拡大策

#### (1) 本人確認方法の見直しに関する方策

##### ① 本人確認方法の再点検

電子署名を要する手続について、セキュリティの確保に留意しつつ、本人確認方法の再点検を行う。特に、次に該当する手続については、重点的に見直すものとする。

- ・ 紙の申請時に署名や押印を要しない手続
- ・ 法令上、署名や押印を必要としていない手続
- ・ 既に ID・パスワード化を実施している手続と同種の手続
- ・ なりすましにより不当に利益を得ることが想定できない手続

##### ② 士業による代理申請時の本人確認の省略

未実施の手続への拡充を進める。

### ③ ID・パスワード方式のセキュリティの向上

上記の本人確認方法の再点検を行った上で、行政手続のうち厳格な本人確認等が求められ、単純な ID・パスワード方式によってはセキュリティ要件を満たすことができない場合であっても、現行の電子署名方式とは別に、セキュリティの確保と利用者の利便性の向上を同時に満たすことができる新たな方策を検討する。

例えば、ID・パスワードに基づき、利用者本人からオンライン申請が行われた場合であっても、行政側が当該申請内容に電子官印（官職証明書）を付して申請者本人に送り返し、本人が当該内容の確認をした上で、問題がなければその旨の返信をしてもらうことで足りることとし、記載事項を変更する必要が生じた場合に限って、現行の電子署名方式を利用して変更申請を行うことができるようにする方策などについて、上記 1 におけるオンライン利用に係るガイドラインの策定の際に検討する。

また、上記のような、本人の電子署名ではなく電子官印（官職証明書）を活用するなどの申請の仕組みについて、電子行政推進法（仮称）の検討と併せて必要な法制度上の手当てを行うことを検討する。

## (2) 各種認証サービスの使い勝手の向上

### ① 商業登記認証

商業登記に基づく電子証明書によって証明される登記事項である「本店」、「商号」、「代表者の資格」及び「氏名」に変更が生ずる登記がされた場合には、証明の性質上、当然に当該電子証明書は失効することとなるため、変更前に取得していた電子証明書を利用することができないケースが生じている。この場合、一定の証明期間内であれば、ある特定の時点の商業登記認証の有効性を確認できることから、手続所管府省において、当該仕組みを有効に活用することによって改善を図ることができないか検討する。

### ② 公的個人認証

ア 公的個人認証サービスについて、総務省において、本年 11 月を目途に、利用者クライアントソフトをインストールした際に、IC カードリーダライタを自動的に設定する機能を追加するとともに、利用者クライアントソフトの基本的機能が JAVA のソフト (JRE) なしで稼働できるように改修する。

イ 総務省において、将来の公的個人認証サービスの在り方について、まず可能な限り利用者の利便性向上のための実務的な方策に取り組み、併せて以下に掲げる課題の検討を含め、中長期的な観点からの抜本的な改善策について必要な検討に着手する。

- ・ セキュリティレベルに応じて、格納媒体を IC カードに限定することなく、USB メモリーやパソコン本体などに多様化することの可否
- ・ 公的個人認証サービスの有効期間の延長（例えば、3 年から 5 年へ）やオンライン更新導入の可否
- ・ 将来的な技術開発や国際規格の動向等に伴い、既に住民基本台帳カー



ドに採用されている国際規格とフェリカの双方に対応した IC チップが製品化された場合、住民基本台帳カードに当該チップを採用することの可否

- ・ 中央サーバに認証機能を一部移行させることによって、個人がオンライン上で簡易にサービスを受けられる方策（カナダの e-Pass 類似の方式導入）の可否

#### 4 添付書類の削減に向けた方策

##### (1) 自己保管による添付書類の省略

各手続所管府省は、士業者による確認によらない場合であっても、行政機関に提出すべき書類については、申請者本人に対し、一定期間、添付書類を自己保管することを義務付け、行政機関が事後的に添付書類の内容を検証できることを可能とすることにより、その提出を省略できる制度の導入又は拡大を図ることとする。

その際、申請者が保管義務に違反した場合に講ずべき必要な法令上の措置の在り方について検討する。

また、一定期間、当該申請等に係る法令に違反する行為がないなど、一定の基準を満たす優良な申請者に対する添付書類の省略の措置については、優先的に検討を行うこととする。

##### (2) 行政発行の書類のバックオフィス連携

添付書類として要求されるものの多くは、他の行政機関の発行した証明書等であることから、行政情報を効率的に共同利用できる仕組みができるまでの間の措置として、利用頻度が高い書類について、申請者の求めに応じて、当該申請者に代わって当該行政情報をオンラインにより行政機関相互で個別に提供できるよう、これを実施するための簡易な仕組みについて検討することとする。

また、バックオフィス連携を実施するに当たっては、申請を受け付けた行政機関が証明書等の発行機関から直接申請者に係る情報を入手することを可能にするため、個人情報の保護の必要性に留意しつつ、必要な制度上の措置について、併せて検討する。

バックオフィス連携については、地方公共団体とも協力しつつ検討することとする。

##### (3) オンラインによる提出の拡大

各手続所管府省は、添付書類のうち、原本性を確認する必要があるが、電子ファイルでは原本性を検証することができない書類など、紙媒体の原本を提出することによらなければ、適切な審査が行えない等目的を達することができないものや、書類を電子ファイル化した場合、データ量が過大となるもの等電子ファイル化になじまない書類を除き、スキャナー等を使用して添付書類を電子ファイル化（PDF 等）したものを送信すれば足りることとする。

##### (4) 士業者の確認による添付書類の省略

各手続所管府省は、行政機関において登記における契約書や給付請求における給付額の決定に必要な書類のように審査上不可欠な書類を除き、士業者が本人に代わって申請書等を提出する場合には添付書類の提出の省略を可能とすることとする。

## 5 窓口サービスの充実等

### (1) 窓口来所型サービスの導入・充実

パソコンやブロードバンド利用環境、各種認証基盤等が国民の間に十分に普及し、定着するまでの間は、手続の特性等に配慮しつつ、純粋なオンライン申請に加えて、窓口でのオンライン入力補助・代行（窓口来所型）サービスの充実を積極的に図ることとする。それは同時に、高齢者や中小・零細の事業主などパソコンや手続に不慣れな者への対策としても有効であり、当該サービスの拡充に係る経費について、平成 21 年度予算要求からできる限り計上するとともに、中長期的な観点から取組を継続していく上で必要な体制の整備を検討する。

なお、行政の効率化や国民利便の向上に資するようなオンラインを活用した申請等を拡大する観点から、行政内部において申請を受けた後の事務処理過程が電子的に遂行される場合には、窓口等でデータ形式により提出される申請についても、オンライン申請等件数として把握するものとする。

### (2) 処理時間の短縮等

申請者に対して許可や免許等の処分を行う手続については、当該オンライン申請に係る処理時間を短縮し、申請者に対する回答を迅速に行うものとする。

利用時間が 24 時間 365 日となっていない手続について、利用者のニーズや費用対効果の観点も勘案しつつ、受付時間の延長や休日受付等の検討を行うものとする。

## 6 使い勝手の向上

### (1) 初期設定の簡素化

上記 3 (2)②の公的個人認証における改善方策を参考にしつつ、各申請システムにおいて、初期設定を可能な限り簡素化する仕組みや、初期設定について分かりやすい説明を加えることなどについて検討する。

自ら提供するプログラム以外を必要とする場合には、セキュリティの確保及び利用者負担を軽減する観点から、早急に当該プログラムの最新のバージョンに対応するようにする。

### (2) 申請画面の簡易化策等

利用者に対する継続的なアンケート実施、聴取項目の細分化、士業や企業等関係団体との頻繁な意見交換等の取組を行うなど、利用者側の申請画面や操作性等についての具体的不満点を把握し、その確実な解消を行えるよう取組を強化する。また、これらを通じて、ヘルプデスクの充実や、マニュアルの整備

等にも反映する。

申請者の求めに応じ、申請者の画面を遠隔で操作できるシステムを導入するなど、申請者の相談・支援体制の充実を図る。

オンライン申請の利用方法を分かりやすく解説し、かつ、簡単に操作できる体験ソフトを提供する。

申請書類の作成に一定の専門知識や作業が必要な手続については、利用者ニーズを踏まえて、申請書類作成支援機能の提供を検討する。

### (3) グループ申請の拡大

申請契機が同一の複数のグループ手続について、一括して申請を行う機能について、対象となる手続を拡充する。

### (4) アクセス手段の多様化

電子行政サービス等に対して、パソコンだけでなく、より普及率が高く多くの国民にとって身近なテレビ放送受信機や携帯電話端末等の情報通信機器を活用したアクセス手段の多様化について検討する。

## 7 国及び地方公共団体におけるオンライン利用の拡大

### (1) 国及び地方公共団体による取組の推進

国及び地方公共団体が申請主体となる手続について、国は、政府全体としてのオンライン利用の拡大や業務の効率化等を図る観点から、率先してオンライン申請を行うこととする。その際、内閣官房及び総務省並びに関係府省は、地方公共団体に対しても積極的にオンライン申請を行うよう働きかけを行うこととする。また、各手続所管府省は所管手続の国及び地方公共団体によるオンライン申請率の実態を把握し、関係府省間において所要の申合せを行うなど、国及び地方公共団体によるオンライン利用の拡大に向けた取組を強化することとする。

上記の取組を進めるに当たり、特に給与所得の源泉徴収票（及び同合計表）の提出や、健康保険・厚生年金保険・雇用保険に関する手続を国が行う場合、原則としてオンラインを利用することとする。このため、内閣官房及び総務省並びに関係府省は、必要な実務的な検討を進める。

### (2) 各申請システムの改善

国又は地方公共団体からのオンライン申請を想定しておらず、政府認証基盤（GPKI）や地方公共団体組織認証基盤（LGPKI）の電子証明書に対応していない申請システムについては、当該システムの所管府省において、必要な検証を行い、速やかに改善を図るとともに、e-Gov を利用する手続の所管府省においても、総務省の協力を得て、必要な検証を行い、改善を図るものとする。

### (3) 国及び地方公共団体における電子文書の受入れ環境の整備

国が電子的に発行した証明書等について、国は積極的に受け入れるとともに、地方公共団体においても可能とするよう各手続所管府省から働きかけを行うこととする。あわせて、各手続所管府省は、利用者に対しても電子証明書等の

取得及び活用を周知徹底することにより、オンライン利用の一層の拡大を図る。

(4) 地方公共団体におけるオンライン申請に係る基盤の整備

国の行政手続のオンライン利用の拡大を図るに当たって、地方税ポータルシステム（eLTAX：エルタックス）など地方公共団体における基盤の整備が不可欠なものについては、利用者の利便性の向上を図る観点から、国税電子申告・納税システム（e-Tax：イータックス）など関係府省との取組との連携を強化するとともに、地方公共団体に対してもその普及拡大を図るよう働きかけを行うこととする。

(5) 国及び地方公共団体関係者による協議の場の設置

国及び地方公共団体を通じたオンライン申請の拡大に向けて、関係者による協議の場の設置を検討する。

8 企業におけるオンライン利用の拡大に向けた取組

(1) オンライン利用拡大

各府省は、申請等受付システムに複数人分の申請を一括で行える機能を導入し、積極的な活用を進める。

各府省は、申請データのフォーマット等を公開し、企業等が保有するデータの利用を容易にするなど、企業ユーザーの利便性向上に向けた取組を行う。

経済産業省及び関係府省は、中小企業を対象とした SaaS プラットフォームを活用して SaaS 型ソフトの普及促進を図る。

内閣官房は、申請・届出等手続における民間企業等の積極的なオンライン利用を勧奨する観点から、各種経済団体等に対し、加盟機関におけるオンライン利用拡大の要請を行う。

企業におけるオンライン利用の拡大方策に関して、各種経済団体等と政府が定期的に意見交換する場の設置などを検討する。

(2) 社会慣行の改善

内閣官房及び関係府省は、民間機関において、国が電子的に発行した証明書を受け入れるよう各種経済団体に申入れを行うことを通じ、社会慣行や業界慣行の是正に向けた取組を促す。

9 その他

(1) 広報・普及啓発

申請者の応対を直接行う受付窓口の職員に対しては、オンライン申請に関する教育、研修を強化することにより、意識の向上を図るものとする。

オンライン申請の利用の促進を実効あるものとするため、受付窓口におけるオンライン申請の利用の勧奨を始め、士業や企業担当者等、申請を行う機会の多い者に対する講習会の実施や事前準備（初期設定等）の支援等により、積極的な利用の勧奨を行うものとする。

利用者にとって利便性を実感できる行政サービスを提供するため、オンライ

ン申請の利用者や電子政府推進員から意見を聴取する機会を設け、活用する。

## (2) 電子政府の利用環境の整備

電子政府の推進に当たっては、民間における業務の電子化が重要であることから、例えば、現行の「電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律」の運用の透明性を向上させる観点から、すでに公表している承認等の行政判断基準について充実を図る。

## (3) 業務の効率化・ペーパーレス化の徹底

申請の受付は、審査、結果の通知、記録の保管・廃棄等に至る一連の業務処理の起点であり、申請情報が電子情報で得られるオンライン申請は、国民の利便性向上のみならず、業務処理の電子化を効率的に進めるためにも推進する必要がある。

一方で、オンライン申請が進んでも、システムの導入や性能向上に合わせた業務処理過程の見直しが十分行われなければ、大量の情報を迅速・正確に処理できるシステム導入のメリットが発揮されないおそれがある。

現在、政府の主要業務について、業務とシステムの一体的な見直し（業務・システム最適化）を進めているが、オンライン利用促進の取組をこれと連携して進めることによって、電子的な業務処理を推進、定着させ、業務の効率化・迅速化・正確性を一層向上させていく必要がある。

これらを踏まえ、オンライン利用に係る行政内部の事務処理において、電子的に処理可能な行政事務については、かえって行政コストが著しく増加するなどの特別な事由がある場合を除き、100%電子的に処理すべきことを新たな目標とし、その旨をすべての行政機関に対して義務付けることとする。

こうした取組により、各手続のオンライン利用に伴う業務の効率化等の効果を明らかにし、その効果を国民にも還元していくことが必要である。

## I-3 行動計画の着実な実行の確保等

### 1 行動計画の着実な実行の確保

行動計画の着実な実行を確保するため、総務省は、計画の実施状況を厳格にチェックし、計画に盛り込まれた具体的な取組の推進の徹底を図るとともに、オンライン利用状況を定期的に把握し、公表するものとする。

また、オンライン利用促進の取組における PDCA サイクルを確立するため、内閣官房及び総務省並びに関係府省は、厳格な評価が可能となるよう、重点手続ごとの取組の実施状況、障害となっている要因の解消に向けた取組状況及びオンライン利用状況を定期的に電子政府評価委員会に報告する。内閣官房及び総務省並びに各手続所管府省は、電子政府評価委員会の評価結果を適切に施策に反映させる観点から、取組及び行動計画の見直しを行うものとする。

なお、目標値についても、行動計画の終了時において、IT技術・環境の向上や認証基盤の整備等の状況を踏まえ、見直しを行う。

## 2 メリハリの効いた対応

本行動計画に基づきオンライン利用の飛躍的拡大を図る一方で、利用率が極めて低調である等の手続のオンライン化については見直しを図るなど、メリハリの効いた対応を行うことが重要である。

内閣官房及び総務省は、利用率が極めて低調であり、今後とも改善の見込みがない手続については、今後の利用者ニーズや費用対効果、代替措置の有無等を総合的に勘案して、停止すべきシステムの範囲を電子政府評価委員会に対して報告し、その評価や国民からの意見も踏まえた上で、年内を目途にシステム停止の是非について結論を得るものとする。また、その範囲は、必要に応じて毎年見直していくこととする。

(別表) 重点手続分野及び重点手続一覧

1 登記 (計 5 手続)

- ・不動産登記の申請
- ・不動産登記に係る登記事項証明書等の交付請求等
- ・商業登記 (株式会社) の申請
- ・商業・法人登記に係る登記事項証明書等の交付請求等
- ・成年後見登記に係る登記事項証明書の交付請求

2 輸出入・港湾 (計 20 手続)

- ・乗員上陸許可及び数次乗員上陸許可の申請
- ・船舶の長による乗員名簿の提出等
- ・輸入 (納税) 申告 (輸入許可前引取り承認申請を含む。)
- ・輸出申告
- ・貨物の積卸しについての書類の呈示
- ・保税運送 (包括) 承認
- ・外国貨物仮陸揚の届出
- ・出港届の提出 (許可)
- ・内国貨物である船用品又は機用品の積込の承認申請
- ・開庁時間外における貨物の積卸しの届出
- ・積卸コンテナ一覧表の提出
- ・積荷、乗組員及び旅客に関する事項の報告並びに入港届の提出 (外国貿易機)
- ・外国往来船又は外国往来機との貨物の授受を目的とする交通の許可申請
- ・積荷、乗組員及び旅客に関する事項の報告並びに入港届及び船用品目録の提出 (外国貿易船)
- ・食品等輸入の届出
- ・指定検疫物の輸入届出
- ・輸入植物等の検査の申請
- ・入出港の届出
- ・けい留施設の共用の届出
- ・危険物積込等の届出

3 国税 (計 15 手続)

- ・国税申告手続 (所得税)
- ・国税申告手続 (法人税)
- ・国税申告手続 (消費税 (個人))
- ・国税申告手続 (消費税 (法人))
- ・国税申告手続 (酒税)
- ・国税申告手続 (印紙税)
- ・不動産の使用料等の支払調書 (及び同合計表)
- ・不動産等の譲受けの対価の支払調書 (及び同合計表)
- ・不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書 (及び同合計表)
- ・報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書 (及び同合計表)
- ・給与所得の源泉徴収票 (及び同合計表)
- ・退職所得の源泉徴収票 (及び同合計表)
- ・利子等の支払調書 (及び同合計表)
- ・納税証明書の交付請求
- ・電子申告・納税等開始 (変更等) 届出

4 社会保険・労働保険 (計 21 手続)

- ・概算・増加概算・確定保険料申告書
- ・概算保険料の延納の申請
- ・雇用保険被保険者資格取得届
- ・雇用保険被保険者資格喪失届
- ・高年齢雇用継続基本給付金の申請
- ・健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届
- ・健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額変更届
- ・健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届、船員保険・厚生年金保険被保険者資格取得届
- ・健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届、船員保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届
- ・健康保険・厚生年金保険被保険者氏名変更 (訂正) 届、船員保険・厚生年金保険被保険者氏名変更訂正届
- ・健康保険被扶養者 (異動) 届、船員保険被扶養者 (異動) 届
- ・健康保険・厚生年金保険賞与支払届、厚生年金保険 (船員) 賞与支払届
- ・厚生年金保険被保険者住所変更届、厚生年金保険 (船員) 被保険者住所変更届
- ・国民年金・厚生年金保険老齢給付裁定請求書
- ・国民年金・厚生年金保険老齢給付裁定請求書 (ハガキ形式)
- ・年金受給権者現況届
- ・年金受給権者住所・支払機関変更届
- ・年金手帳再交付申請書
- ・国民年金第 3 号被保険者資格取得・種別変更・種別確認・資格喪失・死亡・住所・氏名変更・生年月日変更・性別変更届
- ・国民年金保険料還付請求書
- ・国民年金・厚生年金保険年金受給権者死亡届

5 産業財産権出願関連手続 (計 1 手続)

- ・産業財産権出願関連手続

6 自動車登録 (計 1 手続)

- ・自動車の新車新規登録等

7 その他

- (1) 生命保険 (計 2 手続)
  - ・生命保険募集人登録事務
  - ・生命保険募集人届出事務
- (2) 無線局 (計 2 手続)
  - ・無線局免許申請
  - ・無線局再免許申請
- (3) 採捕数量等の報告 (計 1 手続)
  - ・採捕数量等の報告
- (4) 経済産業統計 (計 2 手続)
  - ・経済産業省生産動態統計調査の申告
  - ・商業動態統計調査の申告
- (5) 特殊車両通行許可 (計 1 手続)
  - ・特殊車両通行許可申請





## Ⅱ 重点手続分野ごとの取組方針及び目標値

※ 目標値については、小数点第 1 位以下を四捨五入。

ただし、99%台の目標値については、完全な 100%と区別するため、小数点第 2 位以下を四捨五入。



「I-1 重点手続と新たな目標設定」で述べたとおり、国民が広く利用するオンライン化された手続のうち、

- ① 国民や企業による利用頻度が高い年間申請等件数が 100 万件以上の手続
- ② 100 万件未満であっても主として企業等が反復的又は継続的に利用する手続 等を重点手続（71 手続）とし、以下のとおり重点手続分野ごとに取組方針及び目標値を設定する。

## 1 登記

### (1) 取組方針

#### ① 使い勝手の向上

登記事項証明書等の交付請求について、より簡単な操作でオンライン申請を可能とするよう登記申請書作成支援ソフトウェアの改善を随時行う。また、平成 22 年度中に、ウェブ上で請求できる仕組みを適用し、格段の操作性の向上を図る。

#### ② 手数料の引下げ

オンライン申請の手数料が現行の紙申請の手数料の半額となるよう手数料体系を見直す方向で、平成 23 年度以降実現すべく検討・調整の上、できるだけ速やかに結論を得る。

公用請求の在り方について、与党における検討状況を踏まえて検討の上、できるだけ速やかに結論を得る。

#### ③ 窓口来所型サービスの導入の検討

登記事項証明書等の交付請求の窓口来所型サービスについて、導入に当たっての問題点及び効果について検討する。

#### ④ 国及び地方公共団体におけるオンライン利用の拡大

地方公共団体組織認証基盤（LGPKI）の電子証明書に対応するシステム改修を平成 20 年度に実施する。また、政府認証基盤（GPKI）の電子証明書に対応するシステム改修を平成 21 年度に実施する。

### (2) 目標値

#### ○ 平成 25 年度末の目標値 71%

（対象手続：不動産登記の申請、不動産登記に係る登記事項証明書等の交付請求等、商業登記（株式会社）の申請、商業・法人登記に係る登記事項証明書等の交付請求等、成年後見登記に係る登記事項証明書の交付請求 計 5 手続）

## ○ 早期に効果が現れやすい手続の平成 23 年度末の目標値 57%

(対象手続：上記のうち、不動産登記に係る登記事項証明書等の交付請求等、商業登記(株式会社)の申請、商業・法人登記に係る登記事項証明書等の交付請求等 計3手続)

## 2 輸出入・港湾

### (1) 取組方針

平成 20 年 10 月稼働予定の、輸出入・港湾関連手続関係の次世代シングルウィンドウ(府省共通ポータル)において、港湾手続の統一化、簡素化を図るため、申請情報の反復申請の回避、情報項目の統一化等を実施するとともに、インターネットからの申請については画面にプルダウンや検索ボタンを設置により使い勝手の向上を図るほか、関係各省においては、次の改善措置に取り組む。

#### ① 法務省関係

平成 21 年度から 23 年度においても、引き続き、乗員上陸許可支援システムを利用する運送業者、船舶代理店に対して入管ホームページ等を活用した広報活動を継続して行い、更なるオンライン利用率の向上に努める。

#### ② 財務省関係

利用者の視点に立ったプログラムの変更を適宜行い、サービス向上に努めるとともに、窓口等でオンライン利用の誘導を実施する。

#### ③ 厚生労働省関係

厚生労働省のホームページにおいてオンライン申請の操作マニュアルを引き続き掲載するとともに、オンライン申請について紹介するリーフレットの充実を図ることにより、利用拡大を図る。

#### ④ 農林水産省関係

府省共通ポータルのインターネット上の窓口から申請を可能とする等、システムの利便性の向上を図るとともに、関係業者及び関係団体を対象とした説明会等の開催により、電子申請に係る広報に努める。

#### ⑤ 国土交通省関係

利用者に対し、オンライン申請を勧奨する。

### (2) 目標値

## ○ 平成 25 年度末の目標値 93%

(対象手続：乗員上陸許可及び数次乗員上陸許可の申請、船舶の長による乗員名簿の提出等、輸入(納税)申告(輸入許可前引取り承認申請を含む。)、輸出申告、貨物の積卸しについての書類の呈示、保税運送(包括)承認、外国貨物仮陸揚の届出、出港届の提出(許可)、内国貨物である船用品又は機用品の積込の承認申請、開庁時間外における貨物の積卸しの届出、積卸コンテナ一覧表の提出、積荷、旅客及び乗組員に関する事項の報告並びに入港届の提出(外国貿易機)、外国往来船又は外国往来機との貨物の授受を目的とする交通の許可申請、積荷、旅客及び乗組員に関する事項の報告並びに入港届及び船用品目録の提出(外国貿易船)、食品等輸入の届出、指定検疫物の輸入届出、輸入植物等の検査の申請、入出港の届出、けい留施設の共用の届出、危険物の積込等の許可 計 20 手続)

## ○ 早期に効果が現れやすい手続の平成 23 年度末の目標値 93%

(対象手続：上記の計 20 手続)

## 3 国税

### (1) 取組方針

#### ① 本人確認方法の見直しに関する方策

基本方針に示された政府全体の取組を通じ、今後の個人に係る認証基盤の普及状況を踏まえつつ、電子行政推進法(仮称)などにより真正性の推定が法的に担保され、かつセキュリティが確保された電子署名を必要としない新たな ID・パスワード等による方式が確立された場合には、平成 23 年度以降、必要に応じて、所得税等の申告における納税者の属性、手続の特性等の観点を十分踏まえた上で、納税者本人の電子署名を不要とし、ID・パスワード等による方式を導入することについて検討する。

また、既に実施している、本人の電子署名を必要としない施策(①税理士の代理送信、②税務署に設置した作成コーナー用パソコン(e-Tax)からの送信)については、引き続き実施する。

#### ② 添付書類の削減に関する方策

添付書類については、申告の適正性が確保できるか検討を行った上で、納税者利便の向上の観点から、更なる削減について検討する。

また、既に実施している医療費の領収書等の第三者作成書類の添付省略については、引き続き広報等を実施し、利便性を PR することにより、納税者に一層の利用促進を図る。

#### ③ 経済的インセンティブの向上

電子政府推進税制については、内閣官房が中心となり、その必要性、現行税制の利用状況やオンライン利用促進への効果等を検証した上で、現行税制を継続する必要性について検討する。

また、オンライン申請の手数料については、政府全体の取組の中で、紙申請の手数料の半額以下に引下げを図る。

#### ④ 利用可能な時間

最も申告が集中する確定申告期には、24 時間受付を実施している。前年は、確定申告期前の 1 月 28 日から実施しており、今後も、利用状況等を勘案しつつ、確定申告期前からの実施を検討する。

また、確定申告期以外においては、これまでの利用者ニーズ、運用実績及び費用対効果等を考慮した上で、申告期限に当たる月末等の受付時間の延長について検討する。

#### ⑤ e-Tax の使い勝手の向上

確定申告書等作成コーナーから e-Tax への直接送信において、JRE（Java 実行環境）のインストール不要の措置に対応するよう、システム変更を実施し、使い勝手の向上に努める。

また、e-Tax の機能改善については、今後も利用者等の意見や要望等も踏まえて実施するとともに、問い合わせに対応するため納税者サポート体制の強化を図る。

#### ⑥ その他の取組

電子申告の利用拡大を図るため、日本税理士会連合会及び関係民間団体等との連携を強化する。

また、国や地方公共団体等による入札手続や金融機関等において、電子納税証明書が受け入れられるよう引き続き働きかけを行う。

さらに、地方税ポータルシステム（eLTAX）の普及拡大について、引き続き総務省及び市町村に対して働きかけを行う。

## (2) 目標値

### ○ 平成 25 年度末の目標値 65%

（対象手続：国税申告手続（所得税）、国税申告手続（法人税）、国税申告手続（消

費税（個人）、給与所得の源泉徴収票（及び同合計表）等

計 15 手続）

## ○ 早期に効果が現れやすい手続の平成 23 年度末の目標値 70%

（対象手続：上記のうち、国税申告手続（法人税）、給与所得の源泉徴収票（及び同合計表）等 計 11 手続）

## 4 社会保険・労働保険

### (1) 取組方針

#### ① 窓口来所型サービスの導入

社会保険・労働保険分野に係る手続のオンライン利用促進については、パソコンの使用に不慣れな高齢者及び中小零細事業主等の事情に配慮した利用促進を図るため、平成 21 年度から社会保険事務所において、また、平成 22 年度から公共職業安定所等について、パソコン等を設置し、必要に応じて、窓口でのオンライン入力の補助・代行（窓口来所型）サービス等の充実を図るなど、積極的な利用促進に取り組むこととしている。

#### ② 使い勝手の向上

電子政府の総合窓口（e-Gov）と連携を図り、システムの改善を行うとともに、磁気媒体届書作成プログラムの対象手続の拡大を検討するなど、利用者の視点に立った使い勝手の向上に努めることとしている。更に、平成 23 年度から、住民基本台帳ネットワークを活用する手続を拡大することを予定しており、併せて、添付書類の省略について、行政機関相互のバックオフィス連携についても検討することとしている。

#### ③ 本人確認方法の見直し

本人確認方法については、平成 20 年 6 月から、社会保険労務士が事業主の提出代行者であることを証明することができるものを添付することをもって事業主の電子署名に代替可能とする措置を講じており、引き続き、本措置の普及・拡大に努めるとともに、「行政手続オンライン利用の拡大に向けた基本方針」に基づき、その他の方策についても検討していくこととしている。

#### ④ 広報・普及啓発

なお、広報・普及啓発活動について、地方支分部局において被保険者数の多い企業等を直接訪問し、また、窓口において、手続に来所した利用者に対し、利用勧奨を行うなど本省と地方支分部局が一体となった全省的な取組を行うこととしてい

る。

## (2) 目標値

### ○ 平成 25 年度末の目標値 70%

(対象手続：「健康保険・厚生年金報酬月額算定基礎届」、「健康保険被扶養者（異動）届、船員保険被扶養者（異動）届」、「概算・増加概算・確定保険料申告書」、「雇用保険被保険者資格取得届」、「高年齢雇用継続基本給付金の申請」等 計 21 手続)

### ○ 早期に効果が現れやすい手続の平成 23 年度末の目標値 65%

(対象手続：上記のうち、「健康保険・厚生年金報酬月額算定基礎届」、「雇用保険被保険者資格取得届」等 計 11 手続)

## 5 産業財産権出願関連手続

### (1) 取組方針

機密性が極めて高い産業財産権出願関連手続についてインターネット上でのなりすましや改ざんを防止するため、引き続き電子証明書を利用してセキュリティの確保を維持しつつ、説明会等で電子出願の利便性の高さを周知し、オンライン利用率の維持・向上に努める。

### (2) 目標値

#### ○ 平成 25 年度末の目標値 93%

(対象手続：産業財産権出願関連手続 計 1 手続)

#### ○ 早期に効果が現れやすい手続の平成 23 年度末の目標値 92%以上

(対象手続：上記の計 1 手続)



## 6 自動車登録

### (1) 取組方針

新車新規登録のオンライン申請については、フレキシブルディスクを用いた申請が既に導入されているが、登録申請と地方公共団体が所管する保管場所証明申請、自動車諸税の手続を一括して行うワンストップサービスの利用促進を図るため、エラー内容の通知機能の拡充や審査の進捗状況表示の改修を平成 20 年度に実施するなど、同サービスのシステムの利便性を継続的に向上させる。

また、大量代理申請者においても、国のシステムに向けた申請データを作成・送信するシステムについて、入力項目の簡素化など、国と協力して使い勝手の向上に取り組む。

政府全体の取組みの中で、ワンストップサービスの手数料が紙申請の手数料の半額となるよう手数料体系を見直す方向で、実現すべく検討・調整を進める。

### (2) 目標値

○ 平成 25 年度末の目標値 60%

(対象手続：自動車の新車新規登録等) 計 1 手続)

## 7 その他

### (1) 生命保険

#### ① 取組方針

登録に係る手数料については、オンライン利用の状況を踏まえつつ、適時適切に見直しを行う。

#### ② 目標値

○ 平成 25 年度末の目標値 100%

(対象手続：生命保険募集人登録事務、生命保険募集人届出事務 計 2 手続)

○ 早期に効果が現れやすい手続の平成 23 年度末の目標値 100%

(対象手続：上記の計 2 手続)

(2) 無線局

① 取組方針

i) 添付書類の見直し

無線局免許については、添付書類の提出方法の見直し（原本ではなく電子ファイル化したものを可とする等）により、電子申請手続の一層の利便性向上を図るべく関係省令等の改正を行う。（平成 20 年度中）

ii) 本人確認方法の見直し

ほとんどが個人の申請であるアマチュア無線局については、平成 20 年 4 月から、本人確認方法に ID・パスワード方式を導入しており、一定の成果をあげつつある。今後、政府全体での ID・パスワード方式のセキュリティ向上への取組状況を踏まえながら、対象局種の拡大について検討する。

iii) 手数料の引き下げ

オンライン申請による無線局免許（再免許）申請手数料については、免許処理に要する時間を短縮できることに鑑み、平成 20 年 4 月から、紙申請時の手数料より約 3 割引き下げたところであるが、今後の電子申請の普及・拡大により事務効率の更なる向上が見込まれる場合には、オンライン申請の手数料が紙申請の手数料の半額となるよう手数料体系を見直す方向で、平成 21 年以降段階的に実現すべく検討・調整を進める。

② 目標値

○ 平成 25 年度末の目標値 70%

(対象手続：無線局免許申請、無線局再免許申請 計 2 手続)

○ 早期に効果が現れやすい手続の平成 23 年度末の目標値 60%

(対象手続：上記の計 2 手続)

### (3) 採捕数量等の報告

#### ① 取組方針

採捕数量等の報告の手続のオンライン申請の利用促進については、これまで主な利用者である漁業者・漁業団体に対し、関係団体会議等の場を通じてオンライン申請の利用に関する広報・普及を行う等の取組により、ほぼ全ての報告がオンライン化されているところである。

引き続き、書面による報告を行っている者に対し、年間申請件数や費用対効果も考慮しつつ、個別にオンラインによる報告を行うよう依頼する等の取組を行うとともに、受付システムである「漁獲管理情報処理システム」については、引き続き利用者の利便性の向上及びセキュリティの強化等を図るため、必要に応じてシステムの改善を実施する。

#### ② 目標値

○ 平成 25 年度末の目標値 99.5%

(対象手続：採捕数量等の報告 計 1 手続)

○ 早期に効果が現れやすい手続の平成 23 年度末の目標値 99.5%

(対象手続：上記の計 1 手続)

### (4) 経済産業統計

#### ① 取組方針

電子政府構築計画に基づく統計調査等業務の業務・システム最適化計画に沿って、調査対象者の負担軽減を図りつつ、現行よりも利便性の高いオンラインによる申告方法を提供する。具体的には、オンラインによる提出が可能な調査を拡充するとともに、各統計調査の申告方式の統一や受付時間の延長等のオンライン申告環境の整備を行う。また、オンラインによる申告を促進するため、パンフレット・ホームページ等による広報を実施する。

## ② 目標値

### ○ 平成 25 年度末の目標値 65%

(対象手続：経済産業省生産動態統計調査、商業動態統計調査の申告  
計 2 手続)

### ○ 早期に効果が現れやすい手続の平成 23 年度末の目標値 53%

(対象手続：上記の計 2 手続)

## (5) 特殊車両通行許可

### ① 取組方針

特殊車両オンライン申請システムについては平成 16 年 3 月の導入以降、バックオフィス連携による自動車検査証の写しの提出を廃止し、その他の添付書類のオンラインによる提出を可能にし、さらに、許可証をオンラインにより交付することにより、申請者が窓口まで出向くことなく申請をできるよう申請者の利便性向上に取り組んできたところである。また、オンライン申請は 24 時間 365 日受付を行っているところである。今年度以降については、処理速度の改善、操作性の向上等のシステムの改善、問い合わせ体制の充実、申請窓口での利用勧奨等により利用の促進を図ることとする。

## ② 目標値

### ○ 平成 25 年度末の目標値 50%

(対象手続：特殊車両通行許可申請 計 1 手続)

### ○ 早期に効果が現れやすい手続の平成 23 年度末の目標値 50%

(対象手続：上記の計 1 手続)

(別添)

## 重点手続ごとの改善策

- ※ 目標値及び計画値については、小数点第1位以下を四捨五入。  
ただし、99%台の目標値及び計画値については、完全な100%と区別するため、小数点第2位以下を四捨五入。
- ※ 重点手続分野のうち、平成22年度時点の見込み値が、IT新改革戦略で定めた「2010年度（平成22年度）時点でオンライン利用率50%以上」という目標を下回るものについても、他の手続と同様に引き続き50%以上を目指すものとする。
- ※ 重点手続ごとの改善策中以下の事項については、特に記載のあるものを除き、各手続共通の課題として検討すべき事項について結論を得た時点で、手続ごとに具体的な改善策について検討し、措置を追記するものとする。
  - 2 本人確認方法
    - ・ ID・パスワード方法のセキュリティの向上
  - 3 添付書類
    - ・ 自己保管による添付書類の省略
    - ・ 行政機関発行の書類のバックオフィス連携



## 1. 登記関係手続

### ① 平成 25 年度末の目標値とそれに向けた計画値等

	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
計画値		37%	42%	48%	56%	63%	(目標値) 71%
実績値	33.83%						

(注) 上記の目標値及び計画値は、オンライン利用拡大に係る各種施策の実施を前提としている。

(対象手続)

- 1) 不動産登記の申請（不動産登記法第 16 条）
- 2) 不動産登記に係る登記事項証明書等の交付請求等（不動産登記法第 119 条、120 条及び 121 条、電気通信回線による登記情報の提供に関する法律第 1 条）
- 3) 商業登記（株式会社）の申請（会社法第 911 条、商業登記法第 17 条）
- 4) 商業・法人登記に係る登記事項証明書等の交付請求等（商業登記法第 10 条、第 11 条、電気通信回線による登記情報の提供に関する法律第 1 条）
- 5) 成年後見登記に係る登記事項証明書の交付請求（後見登記等に関する法律第 10 条）

### ② うち、比較的早期に効果が現れやすい手続の平成 23 年度末の目標値とそれに向けた計画値等

	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
計画値		39%	43%	48%	(目標値) 57%
実績値	35.96%				

(注) 上記の目標値及び計画値は、オンライン利用拡大に係る各種施策の実施を前提としている。

(対象手続) 上記のうち、下線の手続

1) 不動産登記の申請

1 手続概要	①手続名(所管府省)		不動産登記の申請		
	②年間平均申請件数		12,498,000件		
	③根拠法令・条項		不動産登記法第16条		
	④手続内容		根拠法令に基づき、不動産登記を申請しようとする者が、登記所に対して、登記申請情報及び添付情報を提供するとともに登録免許税を納付して不動産登記の申請を行う。		
	⑤主な利用者等		主な利用者	司法書士及び土地家屋調査士	主な代理人 司法書士及び土地家屋調査士 (代理申請率約90%)
	⑥受付システム		法務省総合的な受付・通知システム( <a href="http://shinsei.moj.go.jp/">http://shinsei.moj.go.jp/</a> )		
		現状		具体的な改善措置(実施時期)	
2 本人確認方法	①本人による申請	オンライン手続	電子署名及び電子証明書	他の方法によることが可能かどうか検討を行う。	
		紙手続	実印及び印鑑証明書又は認印		
	②代理人による申請	オンライン手続	代理人の電子署名及び電子証明書		
		紙手続	申請人の実印、印鑑証明書、代理人の認印、申請人及び代理人の認印		
3 添付書類	①添付書類の有無(主な書類)		有(契約書,住民票,印鑑証明書,資格証明書,委任状,第三者の許可・承諾書等)	—	
	②添付書類の削減に向けた措置		不動産登記令9条, 11条, 不動産登記規則36条, 37条, 44条により添付省略を認める。	引き続き現在の措置を実施	
	③上記以外の措置		資格者代理人によりオンライン登記申請を行う場合に、登記義務者又は登記権利者の電子署名を省略し、資格者代理人の電子署名で足りるものとした。	引き続き現在の措置を実施	
4 手数料	①金額	オンライン手続	—	—	
		紙手続	—	—	
	②納付方法	オンライン手続	—	—	
		紙手続	—	—	
5 経済的インセンティブ等		所有権の保存登記及び移転登記並びに抵当権設定登記を受けようとする者が、平成20年1月1日から平成21年12月31日までの間に電子情報処理組織を使用して当該登記の申請を行った場合には、一定の要件の下、当該登記に係る登録免許税額からその100分の10に相当する額(5,000円を限度とする。)を控除する。		電子政府推進税制については、その必要性、現行税制の利用状況やオンライン利用促進への効果等について検証した上で、現行税制を継続する必要性について検討する。	
6 処理時間(申請者への回答までの時間)		オンライン手続	2~3日間 (登記所の規模、申請の時期等により異なる。)	(参考) 受付順に処理するため、オンラインと窓口で処理時間に違いはない。	
7 利用可能な期間・時間帯	オンライン手続		月曜日から金曜日(国民の祝日・休日、12月29日から1月3日の年末年始を除く。)の8時30分から20時まで	オンライン申請利用可能時間の拡大について、利用件数の推移、利用者のニーズ及び運用コスト等を踏まえ検討する。	
	紙手続		月曜日から金曜日(国民の祝日・休日、12月29日から1月3日の年末年始を除く。)の8時30分から17時15分まで	—	
8 上記以外のインセンティブ措置		審査の状況を管轄登記所に問い合わせることなくWEB上で確認することができる。		引き続き現在の措置を実施	



9 窓口サービスの充実		—	—
10 使い勝手の向上	①初期設定の簡素化	ホームページに「絵で見てわかる事前準備」を掲載し、画面どおりの操作により初期設定ができるよう案内している。	引き続き現在の措置を実施
	②申請段階の操作方法の簡素化や申請画面の改善	申請書作成支援ソフトウェアをホームページの画面からダウンロードできるようにするとともにインストーラ付の操作手引書を併せて掲載している。	利用者が特定の申請事件の処理状況を容易に確認できるよう、処理状況一覧画面についてページ機能及び検索機能を追加(平成20年度)
	③相談・支援体制の充実	オンライン申請システム操作サポートデスクを設け、対応している。	電子メールによるシステム操作に関する問い合わせに迅速に対応するため、問い合わせ用メールフォーム機能を追加(平成21年度、予算要求中)
	④上記以外の措置	登記申請書作成支援ソフトの機能改善等を随時実施。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・登記申請書作成支援ソフトの機能改善を随時実施する。</li> <li>・登記申請書作成支援ソフトにおいて実施している物件情報を特定する機能を使用するためのURLを公開し、サードベンダー開発のソフトウェアからも当該機能を使用可能とする対応を行う(平成20年度)。</li> <li>・Windows Vistaに対応するシステム改修を実施(平成20年度)</li> <li>・民間ベンダー製ソフトウェアから法務省製ソフトウェアの申請情報等のチェック機能を利用できるようにする(平成21年度、予算要求中)。</li> <li>・受付番号と申請情報の内容を関連付けて画面表示する機能を提供する(平成21年度、予算要求中)。</li> </ul>
11 広報・普及啓発	①利用者に対する利用の勧奨	ホームページによる案内のほか登記所の窓口において、オンライン申請制度に関するリーフレット等を用意するなどして制度の広報を行うことにより、オンライン申請への移行促進に努めている。	引き続き現在の措置を実施
	②窓口職員の意識の向上	研修の実施、手引書の配布など職員に対する意識の向上に努めている。	引き続き現在の措置を実施
12 国及び地方公共団体によるオンライン利用の拡大に向けた取組		地方公共団体組織認証基盤(LGPKI)の電子証明書に対応するシステム改修を実施中	政府認証基盤(GPKI)の電子証明書に対応するシステム改修を実施(平成21年度、予算要求中)
13 企業におけるオンライン利用の拡大に向けた取組		登記手続の対象業界である全国銀行協会を通じ、オンライン申請の積極的な利用を要請している。	引き続き現在の措置を実施
14 その他の取組		日本司法書士会連合会、日本土地家屋調査士会連合会を通じ、オンライン申請の積極的な利用を要請している。	引き続き現在の措置を実施

2) 不動産登記に係る登記事項証明書等の交付請求等

1 手続概要	①手続名(所管府省)		不動産登記に係る登記事項証明書等の交付請求等			
	②年間平均申請件数		96,744,000通			
	③根拠法令・条項		不動産登記法第119条, 120条及び121条 電気通信回線による登記情報の提供に関する法律第1条			
	④手続内容		不動産登記の登記事項証明書等の交付を請求し, 又は登記情報を取得しようとする者が, 登記所に対し登記事項証明書等の交付請求手続等を行い, 又は法務大臣が指定する指定法人の提供する登記情報提供サービスを利用する。			
	⑤主な利用者等		主な利用者	司法書士及び土地家屋調査士, 各種金融機関等	主な代理人	登記事項証明書の請求は何人でも可能であるため, 代理申請は極めて少ない。
	⑥受付システム		法務省総合的な受付・通知システム ( <a href="http://shinsei.moj.go.jp/">http://shinsei.moj.go.jp/</a> )			
		現状		具体的な改善措置(実施時期)		
2 本人確認方法	①本人による申請	オンライン手続	—		—	
		紙手続	—		—	
	②代理人による申請	オンライン手続	—		—	
		紙手続	—		—	
3 添付書類	①添付書類の有無(主な書類)		無		—	
	②添付書類の削減に向けた措置		—		—	
	③上記以外の措置		—		—	
4 手数料	①金額	オンライン手続	登記事項証明書 10枚につき1通700円(10枚を超えるものについては, 700円にその超える枚数5枚までごとに200円を加算した額)  登記情報提供サービス 登記情報(全部事項)1件あたり480円(登記手数料440円, 指定法人手数料40円) 登記情報(所有者事項)1件あたり170円(登記手数料130円, 指定法人手数料40円)		オンライン申請の手数料が現行の紙申請の手数料の半額となるよう手数料体系を見直す方向で, 平成23年度以降実現すべく検討・調整の上, できるだけ速やかに結論を得る。	
		紙手続	登記事項証明書 10枚につき1通1000円(10枚を超えるものについては, 1000円にその超える枚数5枚までごとに200円を加算した額)		オンライン申請の手数料が現行の紙申請の手数料の半額となるよう手数料体系を見直す方向で, 平成23年度以降実現すべく検討・調整の上, できるだけ速やかに結論を得る。	
	②納付方法	オンライン手続	電子納付		—	
		紙手続	印紙納付		—	
5 経済的インセンティブ等		—		—		
6 処理時間(申請者への回答までの時間)	オンライン手続	即日		—		
	紙手続					
7 利用可能な期間・時間帯	オンライン手続	月曜日から金曜日(国民の祝日・休日, 12月29日から1月3日の年末年始を除く。)の8時30分から20時まで		オンライン申請利用可能時間の拡大について, 利用件数の推移, 利用者のニーズ及び運用コスト等を踏まえ検討する。		
	紙手続	月曜日から金曜日(国民の祝日・休日, 12月29日から1月3日の年末年始を除く。)の8時30分から17時15分まで		—		

8	上記以外のインセンティブ措置	処理の状況を管轄登記所に問い合わせることなくWEB上で確認することができる。	引き続き現在の措置を実施	
9	窓口サービスの充実	—	登記事項証明書等の交付請求の窓口来所型サービスについて、導入に当たっての問題点及び効果について検討する。	
10	使い勝手の向上	①初期設定の簡素化	ホームページに「絵で見てわかる事前準備」を掲載し、画面どおりの操作により初期設定ができるよう案内している。	引き続き現在の措置を実施
		②申請段階の操作方法の簡素化や申請画面の改善	申請書作成支援ソフトウェアをホームページの画面からダウンロードできるようにするとともにインストーラ付の操作手引書を併せて掲載している。	利用者が特定の申請事件の処理状況を容易に確認できるよう、処理状況一覧画面についてページ機能及び検索機能を追加(平成20年度)
		③相談・支援体制の充実	オンライン申請システム操作サポートデスクを設け、対応している。	電子メールによるシステム操作に関する問い合わせに迅速に対応するため、問い合わせ用メールフォーム機能を追加(平成21年度、予算要求中)
		④上記以外の措置	登記申請書作成支援ソフトの機能改善等を随時実施。	・Windows Vistaに対応するシステム改修を実施(平成20年度) ・民間ベンダー製ソフトウェアから申請情報等のチェックができる機能を提供する(平成21年度、予算要求中)。 ・登記事項証明書の登記所窓口での取得対応を可能にする(平成20年度)。
11	広報・普及啓発	①利用者に対する利用の勧奨	ホームページによる案内のほか登記所の窓口において、オンライン申請制度に関するリーフレット等を用意するなどして制度の広報を行うことにより、オンラインによる交付請求の促進に努めている。	引き続き現在の措置を実施
		②窓口職員の意識の向上	研修を行うなど職員に対する意識の向上に努めている。	引き続き現在の措置を実施
12	国及び地方公共団体によるオンライン利用の拡大に向けた取組	—	公用請求の在り方について、与党における検討状況を踏まえて検討の上、できるだけ速やかに結論を得る。	
13	企業におけるオンライン利用の拡大に向けた取組	登記手続の対象業界である全国銀行協会を通じ、オンラインによる交付請求の積極的な利用を要請している。	引き続き現在の措置を実施	
14	その他の取組	日本司法書士会連合会、日本土地家屋調査士会連合会を通じ、オンラインによる交付請求の積極的な利用を要請している。	引き続き現在の措置を実施	

3) 商業登記(株式会社)の申請

1 手続概要	①手続名(所管府省)		商業登記(株式会社)の申請			
	②年間平均申請件数		1,300,000件(会社法施行(H18.5)後の実績から換算)			
	③根拠法令・条項		会社法第911条等, 商業登記法第17条			
	④手続内容		会社法等の根拠法令に基づき商業登記を申請しようとする者が, 登記所に対して, 登記申請書を提出するとともに登録免許税を納付して商業登記の申請を行う。			
	⑤主な利用者等		主な利用者	会社の代表者	主な代理人	司法書士(代理申請率約60%)
	⑥受付システム		法務省総合的な受付・通知システム( <a href="http://shinsei.moj.go.jp/">http://shinsei.moj.go.jp/</a> )			
		現状		具体的な改善措置(実施時期)		
2 本人確認方法	①本人による申請	オンライン手続	電子署名	他の方法によることが可能かどうか検討を行う。		
		紙手続	会社代表者の提出印			
	②代理人による申請	オンライン手続	電子署名又は会社代表者の提出印			
		紙手続	会社代表者の提出印			
3 添付書類	①添付書類の有無(主な書類)		有(株主総会議事録,取締役会議事録,定款等)	-		
	②添付書類の削減に向けた措置		オンラインで提出が可能	引き続き現在の措置を実施		
	③上記以外の措置		CD-R,FD又は書面を別送することも可能	引き続き現在の措置を実施		
4 手数料	①金額	オンライン手続	-	-		
		紙手続	-	-		
	②納付方法	オンライン手続	-	-		
		紙手続	-	-		
5 経済的インセンティブ等		株式会社の設立登記を受けようとする者が, 平成20年1月1日から平成21年12月31日までの間に電子情報処理組織を使用して当該登記の申請を行った場合には, 一定の要件の下, 当該登記に係る登録免許税額からその100分の10に相当する額(5,000円を限度とする。)を控除する。		電子政府推進税制については, その必要性, 現行税制の利用状況やオンライン利用促進への効果等について検証した上で, 現行税制を継続する必要性について検討する。		
6 処理時間(申請者への回答までの時間)		オンライン手続	2~3日間 (登記所の規模, 申請の時期等により異なる。)	(参考) 受付順に処理するため, オンラインと窓口で処理時間に違いはない。		
7 利用可能な期間・時間帯	オンライン手続		月曜日から金曜日(国民の祝日・休日, 12月29日から1月3日の年末年始を除く。)の8時30分から20時まで	オンライン申請利用可能時間の拡大について, 利用件数の推移, 利用者のニーズ及び運用コスト等を踏まえ検討する。		
	紙手続		月曜日から金曜日(国民の祝日・休日, 12月29日から1月3日の年末年始を除く。)の8時30分から17時15分まで	-		
8 上記以外のインセンティブ措置		審査の状況を管轄登記所に問い合わせることなくWEB上で確認することができる。		引き続き現在の措置を実施		
9 窓口サービスの充実		-		インターネットを参照しながら相談に対応できる環境を整備(平成20年度)		

10 使い勝手の向上	①初期設定の簡素化	ホームページに「絵で見てわかる事前準備」を掲載し、画面どおりの操作により初期設定ができるよう案内している。	引き続き現在の措置を実施
	②申請段階の操作方法の簡素化や申請画面の改善	申請書作成支援ソフトウェアをホームページの画面からダウンロードできるようにするとともにインストラ付の操作手引書を併せて掲載している。	利用者が特定の申請事件の処理状況を容易に確認できるよう、処理状況一覧画面についてページ機能及び検索機能を追加(平成20年度)
	③相談・支援体制の充実	オンライン申請システム操作サポートデスクを設け、対応している。	電子メールによるシステム操作に関する問い合わせに迅速に対応するため、問い合わせ用メールフォーム機能を追加(平成21年度、予算要求中)
	④上記以外の措置	登記申請書作成支援ソフトの機能改善等を随時実施。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・登記申請書作成支援ソフトの機能改善を随時実施する。</li> <li>・登記申請書作成支援ソフトにおいて実施している物件情報を特定する機能を使用するためのURLを公開し、サードベンダー開発のソフトウェアからも当該機能を使用可能とする対応を行う(平成20年度)。</li> <li>・Windows Vistaに対応するシステム改修を実施(平成20年度)</li> <li>・民間ベンダー製ソフトウェアから法務省製ソフトウェアの申請情報等のチェック機能を利用できるようにする(平成21年度、予算要求中)。</li> <li>・受付番号と申請情報の内容を関連付けて画面表示する機能を提供する(平成21年度、予算要求中)。</li> </ul>
11 広報・普及啓発	①利用者に対する利用の勧奨	ホームページによる案内のほか登記所の窓口において、オンライン申請制度に関するリーフレット等を用意するなどして制度の広報を行うことにより、オンライン申請への移行促進に努めている。オンライン申請体験フェア等における広報を実施している。	引き続き現在の措置を実施
	②窓口職員の意識の向上	研修の実施、手引きの配布など職員に対する意識の向上に努めている。	引き続き現在の措置を実施
12 国及び地方公共団体におけるオンライン利用の拡大に向けた取組	-	-	-
13 企業におけるオンライン利用の拡大に向けた取組	オンライン申請体験フェア等における広報を実施 ホームページのコンテンツを充実	引き続き現在の措置を実施	
14 その他の取組	-	商業登記法第17条第4項の活用(窓口において、申請データをCD-R等により提出する。)を積極的に勧奨する。	

4) 商業・法人登記に係る登記事項証明書等の交付請求等

1 手続概要	①手続名(所管府省)		商業・法人登記に係る登記事項証明書等の交付請求等			
	②年間平均申請件数		38,419,000通			
	③根拠法令・条項		商業登記法第10条, 第11条, 電気通信回線による登記情報の提供に関する法律第1条			
	④手続内容		商業・法人登記簿の登記事項証明書等の交付を請求し, 又は登記情報を取得しようとする者が, 登記所に対して登記事項証明書等の交付請求手続等を行い, 又は法務大臣が指定する指定法人の提供する登記情報提供サービスを利用する。			
	⑤主な利用者等		主な利用者	企業・個人等, 会社等に係る信用の維持や取引の安全等のために登記事項を確認する必要がある者等	主な代理人	登記事項証明書の請求は何人でも可能であるため, 代理申請は極めて少ない。
	⑥受付システム		法務省総合的な受付・通知システム ( <a href="http://shinsei.moj.go.jp/">http://shinsei.moj.go.jp/</a> )			
			現状	具体的な改善措置(実施時期)		
2 本人確認方法	①本人による申請	オンライン手続	-	-		
		紙手続	-	-		
	②代理人による申請	オンライン手続	-	-		
		紙手続	-	-		
3 添付書類	①添付書類の有無(主な書類)		無	-		
	②添付書類の削減に向けた措置		-	-		
	③上記以外の措置		-	-		
4 手数料	①金額	オンライン手続	登記事項証明書 10枚につき1通700円(10枚を超えるものについては, 700円にその超える枚数5枚までごとに200円を加算した額) 印鑑証明書500円 登記情報提供サービス 登記情報(全部事項)1件あたり480円 (登記手数料440円, 指定法人手数料40円)	オンライン申請の手数料が現行の紙申請の手数料の半額となるよう手数料体系を見直す方向で, 平成23年度以降実現すべく検討・調整の上, できるだけ速やかに結論を得る。		
		紙手続	登記事項証明書 10枚につき1通1000円(10枚を超えるものについては, 1000円にその超える枚数5枚までごとに200円を加算した額)	オンライン申請の手数料が現行の紙申請の手数料の半額となるよう手数料体系を見直す方向で, 平成23年度以降実現すべく検討・調整の上, できるだけ速やかに結論を得る。		
	②納付方法	オンライン手続	電子納付	-		
		紙手続	印紙納付	-		
5 経済的インセンティブ等			-	-		
6 処理時間(申請者への回答までの時間)	オンライン手続	即日		-		
	紙手続					
7 利用可能な期間・時間帯	オンライン手続	月曜日から金曜日(国民の祝日・休日, 12月29日から1月3日の年末年始を除く。)の8時30分から20時まで		オンライン申請利用可能時間の拡大について, 利用件数の推移, 利用者のニーズ及び運用コスト等を踏まえ検討する。		
	紙手続	月曜日から金曜日(国民の祝日・休日, 12月29日から1月3日の年末年始を除く。)の8時30分から17時15分まで		-		
8 上記以外のインセンティブ措置			処理の状況を管轄登記所に問い合わせることなくWEB上で確認することができる。	引き続き現在の措置を実施		

9	窓口サービスの充実	-	登記事項証明書等の交付請求の窓口来所型サービスについて、導入に当たっての問題点及び効果について検討する。	
10	使い勝手の向上	①初期設定の簡素化	ホームページに「絵で見てわかる事前準備」を掲載し、画面どおりの操作により初期設定ができるよう案内している。	引き続き現在の措置を実施
		②申請段階の操作方法の簡素化や申請画面の改善	申請書作成支援ソフトウェアをホームページの画面からダウンロードできるようにするとともにインストーラ付の操作手引書を併せて掲載している。	利用者が特定の申請事件の処理状況を容易に確認できるよう、処理状況一覧画面についてページ機能及び検索機能を追加(平成20年度)
		③相談・支援体制の充実	オンライン申請システム操作サポートデスクを設け、対応している。	電子メールによるシステム操作に関する問い合わせに迅速に対応するため、問い合わせ用メールフォーム機能を追加(平成21年度、予算要求中)
		④上記以外の措置	登記申請書作成支援ソフトの機能改善等を随時実施。	・Windows Vistaに対応するシステム改修を実施(平成20年度) ・民間ベンダー製ソフトウェアから申請情報等のチェックができる機能を提供する(平成21年度、予算要求中)。 ・登記事項証明書の登記所窓口での取得対応を可能にする(平成20年度)。
11	広報・普及啓発	①利用者に対する利用の勧奨	ホームページによる案内のほか登記所の窓口において、オンライン申請制度に関するリーフレット等を用意するなどして制度の広報を行うことにより、オンライン申請への移行促進に努めている。 オンライン申請体験フェア等における広報を実施している。	引き続き現在の措置を実施
		②窓口職員の意識の向上	研修の実施、手引きの配布など職員に対する意識の向上に努めている。	引き続き現在の措置を実施
12	国及び地方公共団体におけるオンライン利用の拡大に向けた取組	-	公用請求の在り方について、与党における検討状況を踏まえて検討の上、できるだけ速やかに結論を得る。	
13	企業におけるオンライン利用の拡大に向けた取組	オンライン申請体験フェア等における広報を実施 ホームページのコンテンツを充実	引き続き現在の措置を実施	
14	その他の取組	-	-	

5) 成年後見登記に係る登記事項証明書の交付請求

1 手続概要	①手続名(所管府省)		成年後見登記に係る登記事項証明書の交付請求			
	②年間平均申請件数		1,402,000通			
	③根拠法令・条項		後見登記等に関する法律(平成11年法律第152号)第10条			
	④手続内容		後見登記等ファイルに記録されている者等一定の者が、登記所に対し成年後見登記に係る登記事項証明書(登記事項の証明書、登記されていないことの証明書)の交付請求手続を行うもの。登記事項の証明書は、成年後見人等又は任意後見人が本人の代理人として取引をする場合に、その相手方に自己の権限を証明するとき等に利用され、一方、登記されていないことの証明書は、本人が、取引において法定後見又は任意後見を受けていないことを証明する場合や、成年被後見人又は被保佐人であることが法令で各種資格・免許等の欠格事由と定められている場合に、その欠格事由に該当しないことを証明するとき等に利用されることが考えられるので、これらについて証明する必要があるすべての者を対象としている。			
	⑤主な利用者等		主な利用者	個人等	主な代理人	個人等
	⑥受付システム		法務省総合的な受付・通知システム( <a href="http://shinsei.moj.go.jp/">http://shinsei.moj.go.jp/</a> )			
		現状		具体的な改善措置(実施時期)		
2 本人確認方法	①本人による申請	オンライン手続	本人の電子署名		他の方法によることが可能かどうか検討を行う。	
		紙手続	記名・押印、運転免許証等			
	②代理人による申請	オンライン手続	本人及び代理人の電子署名			
		紙手続	記名・押印、運転免許証等			
3 添付書類	①添付書類の有無(主な書類)		有(委任状、戸籍謄抄本、代表者事項証明書)		申請権限が確認できなくなるので省略できない。	
	②添付書類の削減に向けた措置		-		-	
	③上記以外の措置		-		-	
4 手数料	①金額	オンライン手続	登記事項の証明書:490円(紙の証明書), 440円(電子的な証明書) 登記されていないことの証明書:330円(紙の証明書), 280円(電子的な証明書)		オンライン申請の手数料が現行の紙申請の手数料の半額となるよう手数料体系を見直す方向で、平成23年度以降実現すべく検討・調整の上、できるだけ速やかに結論を得る。	
		紙手続	登記事項証明書 1通800円 登記されていないことの証明書 1通400円		オンライン申請の手数料が現行の紙申請の手数料の半額となるよう手数料体系を見直す方向で、平成23年度以降実現すべく検討・調整の上、できるだけ速やかに結論を得る。	
	②納付方法	オンライン手続	電子納付		-	
		紙手続	登記印紙		-	
5 経済的インセンティブ等		-		-		
6 処理時間(申請者への回答までの時間)	オンライン手続	5~10分程度		-		
	紙手続					
7 利用可能な期間・時間帯	オンライン手続	月曜日から金曜日(国民の祝日・休日、12月29日から1月3日の年末年始を除く。)の8時30分から20時まで		オンライン申請利用可能時間の拡大について、利用件数の推移、利用者のニーズ及び運用コスト等を踏まえ検討する。		
	紙手続	月曜日から金曜日(国民の祝日・休日、12月29日から1月3日の年末年始を除く。)の8時30分から17時15分まで		-		
8 上記以外のインセンティブ措置		処理の状況を登記所に問い合わせることなくWEB上で確認することができる。		引き続き現在の措置を実施		



9 窓口サービスの充実		-	-
10 使い勝手の向上	①初期設定の簡素化	ホームページに「絵で見てわかる事前準備」を掲載し、画面どおりの操作により初期設定ができるよう案内している。	引き続き現在の措置を実施
	②申請段階の操作方法の簡素化や申請画面の改善	-	利用者が特定の申請事件の処理状況を容易に確認できるよう、処理状況一覧画面についてページ機能及び検索機能を追加(平成20年度)
	③相談・支援体制の充実	オンライン申請システム操作サポートデスクを設け、対応している。	電子メールによるシステム操作に関する問い合わせに迅速に対応するため、問い合わせ用メールフォーム機能を追加(平成21年度、予算要求中)
	④上記以外の措置	-	Windows Vistaに対応するシステム改修を実施(平成20年度)
11 広報・普及啓発	①利用者に対する利用の勧奨	毎年、パンフレットを印刷・配布し又は法務省ホームページにより周知を行っている。また、窓口等でも随時必要に応じて案内等を行っている。	引き続き現在の措置を実施
	②窓口職員の意識の向上	登記所において、オンライン申請に関する研修等を実施し、申請方法等に関する理解を深めている。	引き続き現在の措置を実施
12 国及び地方公共団体によるオンライン利用の拡大に向けた取組		-	(参考) 現状では、公用でのオンライン申請は出来ないが、公用請求の要件が厳格であり、件数は僅少である。
13 企業におけるオンライン利用の拡大に向けた取組		-	(参考)個人による利用が主である。
14 その他の取組		-	-

## 2. 輸出入・港湾

### ① 平成 25 年度末の目標値とそれに向けた計画値等

	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
計画値		92%	92%	93%	93%	93%	(目標値) 93%
実績値	91%						

(対象手続)

#### i) 法務省関係

- 1) 乗員上陸許可及び数次乗員上陸許可の申請（出入国管理及び難民認定法第 16 条第 1 項及び第 2 項）
- 2) 船舶の長による乗員名簿の提出等（出入国管理及び難民認定法第 57 条、同法施行規則第 52 条第 3 項第 1 号及び第 4 号）

#### ii) 財務省関係

- 1) 輸入（納税）申告（輸入許可前引取り承認申請を含む。）
  - ・ 輸入申告（関税法第 67 条）
  - ・ 納税申告及び特例申告（関税法第 7 条及び第 7 条の 2）
  - ・ 輸入許可前引取り承認申請（関税法第 73 条第 1 項）
- 2) 輸出申告（関税法第 67 条）
- 3) 貨物の積卸しについての書類の呈示（関税法第 16 条第 2 項）
- 4) 保税運送（包括）承認（関税法第 63 条第 1 項）
- 5) 外国貨物仮陸揚の届出（関税法第 21 条）
- 6) 出港届の提出（許可）（関税法第 17 条第 1 項）
- 7) 内国貨物である船用品又は機用品の積込の承認申請（関税法第 23 条第 2 項）
- 8) 開庁時間外における貨物の積卸しの届出（関税法第 19 条）
- 9) 積卸コンテナ一覧表の提出（コンテナの輸出入手続）（コンテナに関する通関条約及び国際道路運送手帳による担保の下で行なう貨物の国際運送に関する通関条約（TIR条約）の実施に伴う関税法等の特例に関する法律施行令第 2 条）
- 10) 積荷、乗組員及び旅客に関する事項の報告並びに入港届の提出（外国貿易機）（関税法第 15 条第 7 項、第 9 項）
- 11) 外国往来船又は外国往来機との貨物の授受を目的とする交通の許可申請（関税法第 24 条第 2 項）
- 12) 積荷、乗組員及び旅客に関する事項の報告並びに入港届及び船用品目録の提出

(外国貿易船) (関税法第 15 条第 1 項、第 3 項)

iii) 厚生労働省関係

食品等輸入の届出 (食品衛生法第 27 条)

iv) 農林水産省関係

1) 指定検疫物の輸入の届出 (家畜伝染病予防法第 40 条第 1 項)

2) 輸入植物等の検査の申請 (植物防疫法第 8 条第 1 項)

v) 国土交通省関係

1) 入出港の届出 (港則法第 4 条)

2) けい留施設の共用の届出 (港則法第 5 条第 5 項)

3) 危険物の積込等の許可 (港則法第 23 条第 1 項)

② うち、比較的早期に効果が現れやすい手続の平成 23 年度末の目標値とそれに向けた計画値等

	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
計画値		92%	92%	93%	(目標値) 93%
実績値	91%				

(対象手続) 上記のうち、下線の手続

i) 1) 乗員上陸許可及び数次乗員上陸許可の申請

1 手続概要	①手続名(所管府省)		乗員上陸許可及び数次乗員上陸許可申請(法務省)			
	②年間平均申請件数		1,080,000件			
	③根拠法令・条項		出入国管理及び難民認定法第16条第1項及び第2項			
	④手続内容		外国人の乗員が船舶等の乗換え等の目的で15日を超えない範囲で上陸を希望する場合に船舶の長又は運送業者の申請に基づき乗員上陸許可書を発給する手続			
	⑤主な利用者等		主な利用者	船舶の長又は運送業者	主な代理人	運送業者又は船舶代理店(ほぼ100%)
	⑥受付システム		乗員上陸許可支援システム( <a href="http://www.cps.immi-moj.go.jp">http://www.cps.immi-moj.go.jp</a> )			
		現状		具体的な改善措置(実施時期)		
2 本人確認方法	①本人による申請	オンライン手続	運送業者又は船舶代理店社員に付与されているID・パスワードが必要	—		
		紙手続	運送業者又は船舶代理店社員の社員証等の提示が必要	—		
	②代理人による申請	オンライン手続	運送業者又は船舶代理店社員に付与されているID・パスワードが必要	—		
		紙手続	運送業者又は船舶代理店社員の社員証等の提示が必要	—		
3 添付書類	①添付書類の有無(主な書類)		無	—		
	②添付書類の削減に向けた措置		—	—		
	③上記以外の措置		—	—		
4 手数料	①金額	オンライン手続	—	—		
		紙手続	—	—		
	②納付方法	オンライン手続	—	—		
		紙手続	—	—		
5 経済的インセンティブ等		—		—		
6 処理時間(申請者への回答までの時間)	オンライン手続	申請内容を勘案し、可能な限り早期に対応	引き続き現在の措置を実施			
	紙手続	申請内容を勘案し、可能な限り早期に対応	引き続き現在の措置を実施			
7 利用可能な期間・時間帯	オンライン手続	24時間365日(但し、メンテナンス時間を除く。)	引き続き現在の措置を実施			
	紙手続	平日9:00~18:00	引き続き現在の措置を実施			
8 上記以外のインセンティブ措置		—		—		
9 窓口サービスの充実		—		—		
10 使い勝手の向上	①初期設定の簡素化		設定項目の削減について平成17年度に実施済み	—		
	②申請段階の操作方法の簡素化や申請画面の改善		操作方法等の簡素化について平成17年に実施済み	—		
	③相談・支援体制の充実		ヘルプデスクを設置	引き続き現在の措置を実施		
	④上記以外の措置		—	—		
11 広報・普及啓発	①利用者に対する利用の勧奨		WEBサイト、ポスター等を通じて積極的な利用を呼びかける。	運送業者、船舶代理店に対して入管ホームページ等を活用して更なる広報活動を行い、利用促進を図る。		
	②窓口職員の意識の向上		研修や会議等の機会を利用して、職員に対し、政府としてオンライン申請率の向上を目指している旨の周知を図っている。	今後も、研修や会議等の機会を利用して、職員に対し、引き続き、周知徹底を図っていく。		
12 国及び地方公共団体におけるオンライン利用の拡大に向けた取組		—		—		
13 企業におけるオンライン利用の拡大に向けた取組		港湾関係者主催の会議等への出席要請があれば、出席の上、オンライン利用拡大のための要請等を行っている。		港湾関係者主催の会議等への出席要請があれば、今後も出席の上、随時、オンライン利用拡大の要請を引き続き行っていく。		
14 その他の取組		—		—		

i) 2) 船舶の長による乗員名簿の提出等

1 手続概要	①手続名(所管府省)		船舶の長による乗員名簿の提出等(法務省)			
	②年間平均申請件数		135,000件			
	③根拠法令・条項		出入国管理及び難民認定法第57条第1項, 出入国管理及び難民認定法施行規則第52条第3項第1号(入港届, 乗員名簿, 乗客名簿)及び第4項(出港届)			
	④手続内容		船舶の長が, 当該船舶が到着する2時間前までに入港届, 乗員名簿, 乗客名簿を, また, 当該船舶が出発する2時間前までに 出港届を, 出入国港の入国審査官に対して提出する手続。			
	⑤主な利用者等		主な利用者	船舶の長	主な代理人	運送業者又は船舶代理店(ほぼ100%)
	⑥受付システム		乗員上陸許可支援システム( <a href="http://www.cps.immi-moj.go.jp">http://www.cps.immi-moj.go.jp</a> )			
		現状		具体的な改善措置(実施時期)		
2 本人確認方法	①本人による申請	オンライン手続	運送業者又は船舶代理店社員に付与されているID・パスワードが必要	—		
		紙手続	運送業者又は船舶代理店社員の社員証等の提示が必要	—		
	②代理人による申請	オンライン手続	運送業者又は船舶代理店社員に付与されているID・パスワードが必要	—		
		紙手続	運送業者又は船舶代理店社員の社員証等の提示が必要	—		
3 添付書類	①添付書類の有無(主な書類)		無		—	
	②添付書類の削減に向けた措置		—		—	
	③上記以外の措置		—		—	
4 手数料	①金額	オンライン手続	—		—	
		紙手続	—		—	
	②納付方法	オンライン手続	—		—	
		紙手続	—		—	
5 経済的インセンティブ等		—		—		
6 処理時間(申請者への回答までの時間)	オンライン手続	受付のみで回答は行わない。		—		
	紙手続	受付のみで回答は行わない。		—		
7 利用可能な期間・時間帯	オンライン手続	24時間365日(但し, メンテナンス時間を除く。)		引き続き現在の措置を実施		
	紙手続	平日9:00~18:00		引き続き現在の措置を実施		
8 上記以外のインセンティブ措置		—		—		
9 窓口サービスの充実		—		—		
10 使い勝手の向上	①初期設定の簡素化		設定項目の削減について平成17年度に実施済み		—	
	②申請段階の操作方法の簡素化や申請画面の改善		操作方法等の簡素化について平成17年に実施済み		—	
	③相談・支援体制の充実		ヘルプデスクを設置		引き続き現在の措置を実施	
	④上記以外の措置		—		—	
11 広報・普及啓発	①利用者に対する利用の勧奨		WEBサイト, ポスター等を通じて積極的な利用を呼びかける。		運送業者, 船舶代理店に対して入管ホームページ等を活用して更なる広報活動を行い, 利用促進を図る。	
	②窓口職員の意識の向上		研修や会議等の機会を利用して, 職員に対し, 政府としてオンライン申請率の向上を目指している旨の周知を図っている。		今後も, 研修や会議等の機会を利用して, 職員に対し, 引き続き, 周知徹底を図っていく。	
12 国及び地方公共団体におけるオンライン利用の拡大に向けた取組		—		—		
13 企業におけるオンライン利用の拡大に向けた取組		港湾関係者主催の会議等への出席要請があれば, 出席の上, オンライン利用拡大のための要請等を行っている。		港湾関係者主催の会議等への出席要請があれば, 今後も出席の上, 随時, オンライン利用拡大の要請を引き続き行っていく。		
14 その他の取組		—		—		

ii) 1) 輸入（納税）申告（輸入許可前引取り承認申請を含む。）

1 手続概要	①手続名(所管府省)	輸入(納税)申告(輸入許可前引取り承認申請を含む。)(財務省)		
	②年間平均申請件数	17,413,000件		
	③根拠法令・条項	関税法(昭和29年法律第61号)第7条、第7条の2、第67条、第73条第1項		
	④手続内容	<p>・申告納税方式が適用される貨物を輸入しようとする者は、税関長に対し、当該貨物に係る関税の納付に関する申告をしなければならない。(第7条)</p> <p>・特例申告を行う場合は、特例申告に係る指定貨物で輸入の許可の日の属する月の翌月末日までに税関長に提出しなければならない。(第7条の2)</p> <p>・貨物を輸入しようとする者は、貨物の品名、数量、価格等を税関長に申告し、貨物について必要な検査を経て、許可を受けなければならない。(第67条)</p> <p>・輸入申告の後輸入の許可前に貨物を引き取ろうとする者は、税関長の承認を受けなければならない。(第73条第1項)</p>		
	⑤主な利用者等	主な利用者	輸入者	主な代理人 通関業者
	⑥受付システム	NACCS ( <a href="http://www.naccs.go.jp/">http://www.naccs.go.jp/</a> ) CuPES ( <a href="http://www.cupes.jp/">http://www.cupes.jp/</a> )		
		現状	具体的な改善措置(実施時期)	
2 本人確認方法	①本人による申請	オンライン手続	ID及びパスワード	—
		紙手続	記名・押印	—
	②代理人による申請	オンライン手続	ID及びパスワード	—
		紙手続	記名・押印	—
3 添付書類	①添付書類の有無(主な書類)	有(仕入書等)		—
	②添付書類の削減に向けた措置	(添付書類を廃止できない理由) 輸入貨物の種類、数量及び価格等の確認、適正な関税等の賦課及び徴収、他法令の許可・承認等の確認など適正な輸入通関の確保のため。なお、一定の要件を満たせば、仕入書等の提出を省略できる場合もある。		
	③上記以外の措置	—	—	—
4 手数料	①金額	オンライン手続	—	—
		紙手続	—	—
	②納付方法	オンライン手続	—	—
		紙手続	—	—
5 経済的インセンティブ等	—		—	
6 処理時間(申請者への回答までの時間)	オンライン手続	許可の要件満たされ次第、許可を行っている。	引き続き現在の措置を実施	
	紙手続	許可の要件満たされ次第、許可を行っている。	引き続き現在の措置を実施	
7 利用可能な期間・時間帯	オンライン手続	終日(メンテナンスの時間を除く。)	—	
	紙手続	原則として、税関官署の開庁時間内(平日 08:30~17:15(または17:45))	—	
8 上記以外のインセンティブ措置	—		—	
9 窓口サービスの充実	—		—	
10 使い勝手の向上	①初期設定の簡素化	—	—	
	②申請段階の操作方法の簡素化や申請画面の改善	利用者の視点に立ったプログラムの変更を適宜行い、サービス向上に努めている。	引き続き現在の措置を実施	
	③相談・支援体制の充実	—	—	
	④上記以外の措置	—	—	
11 広報・普及啓発	①利用者に対する利用の勧奨	窓口等でオンライン利用を慫慂(しようよう)している。	引き続き現在の措置を実施	
	②窓口職員の意識の向上	窓口等でオンライン利用を慫慂(しようよう)している。	引き続き現在の措置を実施	
12 国及び地方公共団体におけるオンライン利用の拡大に向けた取組	—		—	
13 企業におけるオンライン利用の拡大に向けた取組	—		—	
14 その他の取組	—		—	

ii) 2) 輸出申告

1 手続概要	①手続名(所管府省)	輸出申告(財務省)		
	②年間平均申請件数	14,645,000件		
	③根拠法令・条項	関税法(昭和29年法律第61号)第67条		
	④手続内容	貨物を輸出しようとする者は、貨物の品名、数量、価格等を税関長に申告し、貨物について必要な検査を経て、許可を受けなければならない。		
	⑤主な利用者等	主な利用者 輸出者	主な代理人 通関業者	
	⑥受付システム	NACCS ( <a href="http://www.naccs.go.jp/">http://www.naccs.go.jp/</a> ) CuPES ( <a href="http://www.cupes.jp/">http://www.cupes.jp/</a> )		
		現状	具体的な改善措置(実施時期)	
2 本人確認方法	①本人による申請	オンライン手続	ID及びパスワード	—
		紙手続	記名・押印	—
	②代理人による申請	オンライン手続	ID及びパスワード	—
		紙手続	記名・押印	—
3 添付書類	①添付書類の有無(主な書類)	有(仕入書等)		—
	②添付書類の削減に向けた措置	(添付書類を省略できない理由) 輸出貨物の品名、数量及び価格等の確認、他法令の許認可の確認等、適正な輸出通関の確保のため。 なお、一定の要件を満たせば、仕入書等の提出を省略できる場合もある。		
	③上記以外の措置	—	—	—
4 手数料	①金額	オンライン手続	—	—
		紙手続	—	—
	②納付方法	オンライン手続	—	—
		紙手続	—	—
5 経済的インセンティブ等		—	—	—
6 処理時間(申請者への回答までの時間)	オンライン手続	許可の要件満たされ次第、許可を行っている。	引き続き現在の措置を実施	
	紙手続	許可の要件満たされ次第、許可を行っている。	引き続き現在の措置を実施	
7 利用可能な期間・時間帯	オンライン手続	終日(メンテナンスの時間を除く。)	—	
	紙手続	原則として、税関官署の開庁時間内(平日 08:30~17:15(または17:45))	—	
8 上記以外のインセンティブ措置		—	—	—
9 窓口サービスの充実		—	—	—
10 使い勝手の向上	①初期設定の簡素化	—	—	—
	②申請段階の操作方法の簡素化や申請画面の改善	利用者の視点に立ったプログラムの変更を適宜行い、サービス向上に努めている。	引き続き現在の措置を実施	
	③相談・支援体制の充実	—	—	—
	④上記以外の措置	—	—	—
11 広報・普及啓発	①利用者に対する利用の勧奨	窓口等でオンライン利用を慫慂(しょうよう)している。	引き続き現在の措置を実施	
	②窓口職員の意識の向上	窓口等でオンライン利用を慫慂(しょうよう)している。	引き続き現在の措置を実施	
12 国及び地方公共団体におけるオンライン利用の拡大に向けた取組		—	—	—
13 企業におけるオンライン利用の拡大に向けた取組		—	—	—
14 その他の取組		—	—	—

ii) 3) 貨物の積卸しについての書類の呈示

1 手続概要	①手続名(所管府省)		貨物の積卸しについての書類の呈示			
	②年間平均申請件数		2,122,000件			
	③根拠法令・条項		関税法(昭和29年法律61号)第16条第2項			
	④手続内容		船舶又は航空機に外国貨物の積卸をしようとする者は、積卸についての書類を税関職員に呈示しなければならない。外国貿易船等に内国貨物の積卸をしようとする者も、また同様とする。			
	⑤主な利用者等		主な利用者	船会社、航空会社	主な代理人	船会社、航空会社
	⑥受付システム		海上・航空通関情報処理システム( <a href="http://www.naccs.go.jp/">http://www.naccs.go.jp/</a> )			
		現状		具体的な改善措置(実施時期)		
2 本人確認方法	①本人による申請	オンライン手続	ID・パスワード	—		
		紙手続	署名又は記名・押印	—		
	②代理人による申請	オンライン手続	ID・パスワード	—		
		紙手続	署名又は記名・押印	—		
3 添付書類	①添付書類の有無(主な書類)		無	—		
	②添付書類の削減に向けた措置		—	—		
	③上記以外の措置		—	—		
4 手数料	①金額	オンライン手続	—	—		
		紙手続	—	—		
	②納付方法	オンライン手続	—	—		
		紙手続	—	—		
5 経済的インセンティブ等		—		—		
6 処理時間(申請者への回答までの時間)	オンライン手続		—	—		
	紙手続		—	—		
7 利用可能な期間・時間帯	オンライン手続		終日(メンテナンスの時間を除く)	—		
	紙手続		08:30~17:15(または17:45)(但し、執務時間外、土日祭日においても対応。また、当直官署においては24時間365日対応)	—		
8 上記以外のインセンティブ措置		—		—		
9 窓口サービスの充実		—		—		
10 使い勝手の向上	①初期設定の簡素化		—	—		
	②申請段階の操作方法の簡素化や申請画面の改善		利用者の視点に立ったプログラムの変更を適宜行い、サービスの向上に努めている	引き続き現在の措置を実施		
	③相談・支援体制の充実		各税関に設置された税関相談官又は当該手続を行う税関官署において対応	引き続き現在の措置を実施		
	④上記以外の措置		—	—		
11 広報・普及啓発	①利用者に対する利用の勧奨		窓口や法改正等の説明会の実施時において、併せてオンライン利用を奨励している。	引き続き現在の措置を実施		
	②窓口職員の意識の向上		窓口等において職員がオンライン利用を奨励するとともに、ポスターの掲示やリーフレットの配布を実施している。	引き続き現在の措置を実施		
12 国及び地方公共団体におけるオンライン利用の拡大に向けた取組		—		—		
13 企業におけるオンライン利用の拡大に向けた取組		法改正等の説明会の実施時において、併せてオンライン利用を奨励している。		引き続き現在の措置を実施		
14 その他の取組		—		利用者の利便性向上を図る次期システムへの移行を予定(H20.10及びH22.2)		



ii) 4) 保稅運送（包括）承認の申請

1 手続概要	①手続名(所管府省)		保稅運送(包括)承認(財務省)			
	②年間平均申請件数		765,000件			
	③根拠法令・条項		関稅法(昭和29年法律61号)第63条第1項			
	④手続内容		外国貨物を開港、稅関空港、保稅地域、稅関官署及び他所蔵置の許可を受けた貨物を蔵置する場所相互間で、外国貨物のまま運送しようとする者は、貨物の品名、数量、運送先等を稅関に申告し承認を受けなければならない。(運送の状況やその他の事情を勘案して、稅関長が取締り上支障がないと認める場合は、1年の範囲内で包括して承認することも可能。)			
	⑤主な利用者等		主な利用者	航空会社、輸出入者	主な代理人	通關業者
	⑥受付システム		海上・航空通關情報処理システム( <a href="http://www.naccs.go.jp/">http://www.naccs.go.jp/</a> ) 稅関手続申請システム(CuPES)( <a href="http://www.cupes.jp/">http://www.cupes.jp/</a> )			
		現状		具体的な改善措置(実施時期)		
2 本人確認方法	①本人による申請	オンライン手続	ID及びパスワード	—		
		紙手続	記名・押印	—		
	②代理人による申請	オンライン手続	ID及びパスワード	—		
		紙手続	記名・押印	—		
3 添付書類	①添付書類の有無(主な書類)		無	—		
	②添付書類の削減に向けた措置		—	—		
	③上記以外の措置		—	—		
4 手数料	①金額	オンライン手続	—	—		
		紙手続	—	—		
	②納付方法	オンライン手続	—	—		
		紙手続	—	—		
5 經濟的インセンティブ等		—		—		
6 処理時間(申請者への回答までの時間)	オンライン手続	許可の要件満たされ次第、許可を行っている。	引き続き現在の措置を実施			
	紙手続	許可の要件満たされ次第、許可を行っている。	引き続き現在の措置を実施			
7 利用可能な期間・時間帯	オンライン手続	終日(メンテナンスの時間を除く。)	—			
	紙手続	原則として、稅関官署の開庁時間内(平日 08:30~17:15(または17:45))	—			
8 上記以外のインセンティブ措置		—		—		
9 窓口サービスの充実		—		—		
10 使い勝手の向上	①初期設定の簡素化		—		—	
	②申請段階の操作方法の簡素化や申請画面の改善		利用者の視点に立ったプログラムの変更を適宜行い、サービス向上に努めている。	引き続き現在の措置を実施		
	③相談・支援体制の充実		—		—	
	④上記以外の措置		—		—	
11 広報・普及啓発	①利用者に対する利用の勧奨		窓口等でオンライン利用を慫慂(しょうよう)している。	引き続き現在の措置を実施		
	②窓口職員の意識の向上		窓口等でオンライン利用を慫慂(しょうよう)している。	引き続き現在の措置を実施		
12 国及び地方公共団体におけるオンライン利用の拡大に向けた取組		—		—		
13 企業におけるオンライン利用の拡大に向けた取組		—		—		
14 その他の取組		—		—		

ii) 5) 外国貨物仮陸揚の届出

1 手続概要	①手続名(所管府省)		外国貨物仮陸揚の届出			
	②年間平均申請件数		658,000件			
	③根拠法令・条項		関税法(昭和29年法律61号)第21条			
	④手続内容		外国貨物を仮に陸揚げしようとするときは、船長又は機長は、税関にあらかじめその旨を届け出なければならない。			
	⑤主な利用者等		主な利用者	船会社、航空会社	主な代理人	船会社、航空会社
	⑥受付システム		海上・航空通関情報処理システム( <a href="http://www.naccs.go.jp/">http://www.naccs.go.jp/</a> )			
		現状		具体的な改善措置(実施時期)		
2 本人確認方法	①本人による申請	オンライン手続	ID・パスワード	—		
		紙手続	署名又は記名・押印	—		
	②代理人による申請	オンライン手続	ID・パスワード	—		
		紙手続	署名又は記名・押印	—		
3 添付書類	①添付書類の有無(主な書類)		無	—		
	②添付書類の削減に向けた措置		—	—		
	③上記以外の措置		—	—		
4 手数料	①金額	オンライン手続	—	—		
		紙手続	—	—		
	②納付方法	オンライン手続	—	—		
		紙手続	—	—		
5 経済的インセンティブ等		—		—		
6 処理時間(申請者への回答までの時間)	オンライン手続		—	—		
	紙手続		—	—		
7 利用可能な期間・時間帯	オンライン手続		終日(メンテナンスの時間を除く)	—		
	紙手続		原則として、税関の執務時間内(8:30~17:15(または17:45))(但し、執務時間外、土日祭日においても対応。また、当直官署においては24時間365日対応)	—		
8 上記以外のインセンティブ措置		—		—		
9 窓口サービスの充実		—		—		
10 使い勝手の向上	①初期設定の簡素化		—	—		
	②申請段階の操作方法の簡素化や申請画面の改善		利用者の視点に立ったプログラムの変更を適宜行い、サービスの向上に努めている	引き続き現在の措置を実施		
	③相談・支援体制の充実		各税関に設置された税関相談官又は当該手続を行う税関官署において対応	引き続き現在の措置を実施		
	④上記以外の措置		—	—		
11 広報・普及啓発	①利用者に対する利用の勧奨		窓口や法改正等の説明会の実施時において、併せてオンライン利用を奨励している。	引き続き現在の措置を実施		
	②窓口職員の意識の向上		窓口等において職員がオンライン利用を奨励するとともに、ポスターの掲示やリーフレットの配布を実施している。	引き続き現在の措置を実施		
12 国及び地方公共団体におけるオンライン利用の拡大に向けた取組		—		—		
13 企業におけるオンライン利用の拡大に向けた取組		法改正等の説明会の実施時において、併せてオンライン利用を奨励している。		引き続き現在の措置を実施		
14 その他の取組		—		利用者の利便性向上を図る次期システムへの移行を予定(H20.10及びH22.2)		

ii) 6) 出港届の提出(許可)

1 手続概要	①手続名(所管府省)		出港届の提出(許可)			
	②年間平均申請件数		294,000件			
	③根拠法令・条項		関税法(昭和29年法律61号)第17条第1項			
	④手続内容		外国貿易船及び外国貿易機が開港又は税関空港を出港しようとするときは、船長又は機長は、税関に政令で定める事項を記載した出港届を提出して税関長の許可を受けなければならない。			
	⑤主な利用者等		主な利用者	船会社、船舶代理店、航空会社	主な代理人	船会社、船舶代理店、航空会社
	⑥受付システム		海上・航空通関情報処理システム( <a href="http://www.naccs.go.jp/">http://www.naccs.go.jp/</a> )			
		現状		具体的な改善措置(実施時期)		
2 本人確認方法	①本人による申請	オンライン手続	オンラインによる本人申請無し		—	
		紙手続	署名又は記名・押印		—	
	②代理人による申請	オンライン手続	ID・パスワード		—	
		紙手続	署名又は記名・押印		—	
3 添付書類	①添付書類の有無(主な書類)		無		—	
	②添付書類の削減に向けた措置		—		—	
	③上記以外の措置		—		—	
4 手数料	①金額	オンライン手続	—		—	
		紙手続	—		—	
	②納付方法	オンライン手続	—		—	
		紙手続	—		—	
5 経済的インセンティブ等		—		—		
6 処理時間(申請者への回答までの時間)	オンライン手続		—		—	
	紙手続		—		—	
7 利用可能な期間・時間帯	オンライン手続		終日(メンテナンスの時間を除く)		—	
	紙手続		原則として、税関の執務時間内(08:30~17:15(または17:45))(但し、執務時間外、土日祭日においても対応。また、当直官署においては24時間365日対応)		—	
8 上記以外のインセンティブ措置		—		—		
9 窓口サービスの充実		—		—		
10 使い勝手の向上	①初期設定の簡素化		—		—	
	②申請段階の操作方法の簡素化や申請画面の改善		利用者の視点に立ったプログラムの変更を適宜行い、サービスの向上に努めている		引き続き現在の措置を実施	
	③相談・支援体制の充実		各税関に設置された税関相談官又は当該手続を行う税関官署において対応		引き続き現在の措置を実施	
	④上記以外の措置		—		—	
11 広報・普及啓発	①利用者に対する利用の勧奨		窓口や法改正等の説明会の実施時において、併せてオンライン利用を奨励している。		引き続き現在の措置を実施	
	②窓口職員の意識の向上		窓口等において職員がオンライン利用を奨励するとともに、ポスターの掲示やリーフレットの配布を実施している。		引き続き現在の措置を実施	
12 国及び地方公共団体におけるオンライン利用の拡大に向けた取組		—		—		
13 企業におけるオンライン利用の拡大に向けた取組		法改正等の説明会の実施時において、併せてオンライン利用を奨励している。		引き続き現在の措置を実施		
14 その他の取組		—		利用者の利便性向上を図る次期システムへの移行を予定(H20.10及びH22.2)		

ii) 7) 内国貨物である船用品又は機用品の積込承認申請

1 手続概要	①手続名(所管府省)		内国貨物である船用品又は機用品の積込承認申請			
	②年間平均申請件数		277,000件			
	③根拠法令・条項		関税法(昭和29年法律61号)第23条第2項			
	④手続内容		内国貨物である船用品又は機用品を本邦と外国との間を往来する船舶又は航空機に積み込みもうとする者は、税関長に申告し、その承認を受けなければならない。			
	⑤主な利用者等		主な利用者	船機用品業者	主な代理人	船機用品業者
	⑥受付システム		税関手続申請システム(CuPES)(http://www.cupes.jp/)			
		現状		具体的な改善措置(実施時期)		
2 本人確認方法	①本人による申請	オンライン手続	ID・パスワード	—		
		紙手続	署名又は記名・押印	—		
	②代理人による申請	オンライン手続	ID・パスワード	—		
		紙手続	署名又は記名・押印	—		
3 添付書類	①添付書類の有無(主な書類)		無	—		
	②添付書類の削減に向けた措置		—	—		
	③上記以外の措置		—	—		
4 手数料	①金額	オンライン手続	—	—		
		紙手続	—	—		
	②納付方法	オンライン手続	—	—		
		紙手続	—	—		
5 経済的インセンティブ等		—		—		
6 処理時間(申請者への回答までの時間)	オンライン手続		—	—		
	紙手続		—	—		
7 利用可能な期間・時間帯	オンライン手続		終日(メンテナンスの時間を除く)	—		
	紙手続		原則として、税関の執務時間内(8:30~17:15(または17:45))(但し、執務時間外、土日祭日においても対応。また、当直官署においては24時間365日対応)	—		
8 上記以外のインセンティブ措置		—		—		
9 窓口サービスの充実		—		—		
10 使い勝手の向上	①初期設定の簡素化		—	—		
	②申請段階の操作方法の簡素化や申請画面の改善		利用者の視点に立ったプログラムの変更を適宜行い、サービスの向上に努めている	引き続き現在の措置を実施		
	③相談・支援体制の充実		各税関に設置された税関相談官又は当該手続を行う税関官署において対応	引き続き現在の措置を実施		
	④上記以外の措置		—	—		
11 広報・普及啓発	①利用者に対する利用の勧奨		窓口や法改正等の説明会の実施時において、併せてオンライン利用を奨励している。	引き続き現在の措置を実施		
	②窓口職員の意識の向上		窓口等において職員がオンライン利用を奨励するとともに、ポスターの掲示やリーフレットの配布を実施している。	引き続き現在の措置を実施		
12 国及び地方公共団体におけるオンライン利用の拡大に向けた取組		—		—		
13 企業におけるオンライン利用の拡大に向けた取組		法改正等の説明会の実施時において、併せてオンライン利用を奨励している。		引き続き現在の措置を実施		
14 その他の取組		—		利用者の利便性向上を図る次期システムへの移行を予定(H22.2)		

ii) 8) 開庁時間外における貨物の積卸しの届出

1 手続概要	①手続名(所管府省)		開庁時間外における貨物の積卸しの届出			
	②年間平均申請件数		210,000件			
	③根拠法令・条項		関税法(昭和29年法律61号)第19条			
	④手続内容		税関官署の開庁時間(税関官署において事務を取扱う時間として、税関長が定めて公示した時間)以外の時間において、外国貿易船等その他外国貨物を積んでいる船舶若しくは航空機に貨物の積卸をし、又は船舶又は航空機に外国貨物を積み込もうとするときは、あらかじめその旨を税関に届けなければならない。			
	⑤主な利用者等		主な利用者	船会社、航空会社	主な代理人	船会社、航空会社
	⑥受付システム		海上・航空通関情報処理システム( <a href="http://www.naccs.go.jp/">http://www.naccs.go.jp/</a> )			
		現状		具体的な改善措置(実施時期)		
2 本人確認方法	①本人による申請	オンライン手続	ID・パスワード	—		
		紙手続	署名又は記名・押印	—		
	②代理人による申請	オンライン手続	ID・パスワード	—		
		紙手続	署名又は記名・押印	—		
3 添付書類	①添付書類の有無(主な書類)		無	—		
	②添付書類の削減に向けた措置		—	—		
	③上記以外の措置		—	—		
4 手数料	①金額	オンライン手続	—	—		
		紙手続	—	—		
	②納付方法	オンライン手続	—	—		
		紙手続	—	—		
5 経済的インセンティブ等		—		—		
6 処理時間(申請者への回答までの時間)	オンライン手続		—	—		
	紙手続		—	—		
7 利用可能な期間・時間帯	オンライン手続		終日(メンテナンスの時間を除く)	—		
	紙手続		原則として、税関の執務時間内(8:30~17:15(または17:45))(但し、執務時間外、土日祭日においても対応。また、当直官署においては24時間365日対応)	—		
8 上記以外のインセンティブ措置		—		—		
9 窓口サービスの充実		—		—		
10 使い勝手の向上	①初期設定の簡素化		—	—		
	②申請段階の操作方法の簡素化や申請画面の改善		利用者の視点に立ったプログラムの変更を適宜行い、サービスの向上に努めている	引き続き現在の措置を実施		
	③相談・支援体制の充実		各税関に設置された税関相談官又は当該手続を行う税関官署において対応	引き続き現在の措置を実施		
	④上記以外の措置		—	—		
11 広報・普及啓発	①利用者に対する利用の勧奨		窓口や法改正等の説明会の実施時において、併せてオンライン利用を慫慂している。	引き続き現在の措置を実施		
	②窓口職員の意識の向上		窓口等において職員がオンライン利用を慫慂するとともに、ポスターの掲示やリーフレットの配布を実施している。	引き続き現在の措置を実施		
12 国及び地方公共団体におけるオンライン利用の拡大に向けた取組		—		—		
13 企業におけるオンライン利用の拡大に向けた取組		法改正等の説明会の実施時において、併せてオンライン利用を慫慂している。		引き続き現在の措置を実施		
14 その他の取組		—		利用者の利便性向上を図る次期システムへの移行を予定(H20.10及びH22.2)		

ii) 9) 積卸コンテナ一覧表の提出

1 手続概要	①手続名(所管府省)		積卸コンテナ一覧表の提出(財務省)			
	②年間平均申請件数		202,000件			
	③根拠法令・条項		コンテナに関する通関条約(昭和46年条約6号)第2条 コンテナに関する通関条約及び国際道路運送手帳による担保の下で行なう貨物の国際運送に関する通関条約(TIR条約)の実施に伴う関税法等の特例に関する法律施行令(昭和46年政令第257号)第2条			
	④手続内容		輸入税の免除を受けてコンテナを輸入又は輸出しようとする者は、当該コンテナの種類、記号、番号、積卸する船舶等の名称、及び国産コンテナの特例に係る表示をしているコンテナについてはその旨を積卸コンテナ一覧表に記載し、積卸を行う場所を管轄する税関官署へ提出することを以て、関税法第67条の規定による申告があったものとみなす。			
	⑤主な利用者等		主な利用者	船会社	主な代理人	通関業者
	⑥受付システム		海上通関情報処理システム( <a href="http://www.naccs.go.jp/">http://www.naccs.go.jp/</a> )			
		現状		具体的な改善措置(実施時期)		
2 本人確認方法	①本人による申請	オンライン手続	ID・パスワード	—		
		紙手続	記名、押印又は署名	—		
	②代理人による申請	オンライン手続	ID・パスワード	—		
		紙手続	記名、押印又は署名	—		
3 添付書類	①添付書類の有無(主な書類)		無	—		
	②添付書類の削減に向けた措置		—	—		
	③上記以外の措置		—	—		
4 手数料	①金額	オンライン手続	—	—		
		紙手続	—	—		
	②納付方法	オンライン手続	—	—		
		紙手続	—	—		
5 経済的インセンティブ等		—				
6 処理時間(申請者への回答までの時間)	オンライン手続	—				
	紙手続	—				
7 利用可能な期間・時間帯	オンライン手続	終日(メンテナンスの時間を除く)				
	紙手続	原則として、税関の執務時間内(08:30~17:15(または17:45))				
8 上記以外のインセンティブ措置		—				
9 窓口サービスの充実		—				
10 使い勝手の向上	①初期設定の簡素化		—			
	②申請段階の操作方法の簡素化や申請画面の改善		利用者の視点に立ったプログラムの変更を適宜行い、サービスの向上に努めている	引き続き現在の措置を実施		
	③相談・支援体制の充実		当該手続きについて利用者に浸透しているため、特に相談は無い	—		
	④上記以外の措置		—	—		
11 広報・普及啓発	①利用者に対する利用の勧奨		窓口等でオンライン利用を慫慂している	引き続き現在の措置を実施		
	②窓口職員の意識の向上		窓口等において職員がオンライン利用を慫慂するとともに、ポスターの掲示やリーフレットの配布を実施している。	引き続き現在の措置を実施		
12 国及び地方公共団体におけるオンライン利用の拡大に向けた取組		—				
13 企業におけるオンライン利用の拡大に向けた取組		窓口等でオンライン利用を慫慂している	引き続き現在の措置を実施			
14 その他の取組		—	利用者の利便性向上を図る次期システムへの移行を予定(H20.10)			

ii) 10) 積荷、乗組員及び旅客に関する事項の報告並びに入港届の提出（外国貿易機）

1 手続概要	①手続名(所管府省)		積荷、乗組員及び旅客に関する事項の報告並びに入港届の提出(外国貿易機)			
	②年間平均申請件数		165,000件			
	③根拠法令・条項		関税法(昭和29年法律61号)第15条第7項、第9項			
	④手続内容		開港に入港しようとする外国貿易船の船長は、あらかじめ当該外国貿易船の積荷、旅客及び乗組員に関する事項を税関に報告しなければならない。また、当該外国貿易船が開港に入港したとき、船長は入港の時から二十四時間以内に政令で定める事項を記載した入港届及び船用品目録を税関に提出しなければならない。			
	⑤主な利用者等		主な利用者	航空会社	主な代理人	航空会社
	⑥受付システム		航空通関情報処理システム( <a href="http://www.naccs.go.jp/">http://www.naccs.go.jp/</a> )			
		現状		具体的な改善措置(実施時期)		
2 本人確認方法	①本人による申請	オンライン手続	オンラインによる本人申請無し	—		
		紙手続	署名又は記名・押印	—		
	②代理人による申請	オンライン手続	ID・パスワード	—		
		紙手続	署名又は記名・押印	—		
3 添付書類	①添付書類の有無(主な書類)		無	—		
	②添付書類の削減に向けた措置		—	—		
	③上記以外の措置		—	—		
4 手数料	①金額	オンライン手続	—	—		
		紙手続	—	—		
	②納付方法	オンライン手続	—	—		
		紙手続	—	—		
5 経済的インセンティブ等		—		—		
6 処理時間(申請者への回答までの時間)	オンライン手続		—	—		
	紙手続		—	—		
7 利用可能な期間・時間帯	オンライン手続		終日(メンテナンスの時間を除く)	—		
	紙手続		原則として、税関の執務時間内(8:30~17:15(または17:45))(但し、執務時間外、土日祭日においても対応。また、当直官署においては24時間365日対応)	—		
8 上記以外のインセンティブ措置		—		—		
9 窓口サービスの充実		—		—		
10 使い勝手の向上	①初期設定の簡素化		—	—		
	②申請段階の操作方法の簡素化や申請画面の改善		利用者の視点に立ったプログラムの変更を適宜行い、サービスの向上に努めている	引き続き現在の措置を実施		
	③相談・支援体制の充実		各税関に設置された税関相談官又は当該手続を行う税関官署において対応	引き続き現在の措置を実施		
	④上記以外の措置		—	—		
11 広報・普及啓発	①利用者に対する利用の勧奨		窓口や法改正等の説明会の実施時において、併せてオンライン利用を奨励している。	引き続き現在の措置を実施		
	②窓口職員の意識の向上		窓口等において職員がオンライン利用を奨励するとともに、ポスターの掲示やリーフレットの配布を実施している。	引き続き現在の措置を実施		
12 国及び地方公共団体におけるオンライン利用の拡大に向けた取組		—		—		
13 企業におけるオンライン利用の拡大に向けた取組		法改正等の説明会の実施時において、併せてオンライン利用を奨励している。		引き続き現在の措置を実施		
14 その他の取組		—		利用者の利便性向上を図る次期システムへの移行を予定(H22.2)		

ii) 11) 外国往来船又は外国往来航空機との貨物の授受を目的とする交通の許可申請

1 手続概要	①手続名(所管府省)		外国往来船又は外国往来航空機との貨物の授受を目的とする交通の許可申請			
	②年間平均申請件数		132,000件			
	③根拠法令・条項		関税法(昭和29年法律61号)第24条第2項			
	④手続内容		本邦と外国との間を往来する船舶又は航空機への交通が貨物の授受を目的とするものであるときは、その交通は税関長の許可を受け、かつ、その指定した場所を経て行わなければならない。			
	⑤主な利用者等		主な利用者	船舶代理店、船機用品業者	主な代理人	船舶代理店、船機用品業者
	⑥受付システム		税関手続申請システム(CuPES)( <a href="http://www.cupes.jp/">http://www.cupes.jp/</a> )			
		現状		具体的な改善措置(実施時期)		
2 本人確認方法	①本人による申請	オンライン手続	ID・パスワード	—		
		紙手続	署名又は記名・押印	—		
	②代理人による申請	オンライン手続	ID・パスワード	—		
		紙手続	署名又は記名・押印	—		
3 添付書類	①添付書類の有無(主な書類)		無	—		
	②添付書類の削減に向けた措置		—	—		
	③上記以外の措置		—	—		
4 手数料	①金額	オンライン手続	—	—		
		紙手続	—	—		
	②納付方法	オンライン手続	—	—		
		紙手続	—	—		
5 経済的インセンティブ等		—		—		
6 処理時間(申請者への回答までの時間)	オンライン手続	—	—			
	紙手続	—	—			
7 利用可能な期間・時間帯	オンライン手続	終日(メンテナンスの時間を除く)		—		
	紙手続	原則として、税関の執務時間内(8:30~17:15(または17:45))(但し、執務時間外、土日祭日においても対応。また、当直官署においては24時間365日対応)		—		
8 上記以外のインセンティブ措置		—		—		
9 窓口サービスの充実		—		—		
10 使い勝手の向上	①初期設定の簡素化		—	—		
	②申請段階の操作方法の簡素化や申請画面の改善		利用者の視点に立ったプログラムの変更を適宜行い、サービスの向上に努めている	引き続き現在の措置を実施		
	③相談・支援体制の充実		各税関に設置された税関相談官又は当該手続を行う税関官署において対応	引き続き現在の措置を実施		
	④上記以外の措置		—	—		
11 広報・普及啓発	①利用者に対する利用の勧奨		窓口や法改正等の説明会の実施時において、併せてオンライン利用を奨励している。	引き続き現在の措置を実施		
	②窓口職員の意識の向上		窓口等において職員がオンライン利用を奨励するとともに、ポスターの掲示やリーフレットの配布を実施している。	引き続き現在の措置を実施		
12 国及び地方公共団体におけるオンライン利用の拡大に向けた取組		—		—		
13 企業におけるオンライン利用の拡大に向けた取組		法改正等の説明会の実施時において、併せてオンライン利用を奨励している。		引き続き現在の措置を実施		
14 その他の取組		—		利用者の利便性向上を図る次期システムへの移行を予定(H22.2)		



ii) 12) 積荷、乗組員及び旅客に関する事項の報告並びに入港届及び船用品目録の提出（外国貿易船）

1 手続概要	①手続名(所管府省)		積荷、乗組員及び旅客に関する事項の報告並びに入港届及び船用品目録の提出(外国貿易船)			
	②年間平均申請件数		127,000件			
	③根拠法令・条項		関税法(昭和29年法律61号)第15条第1項、第3項			
	④手続内容		開港に入港しようとする外国貿易船の船長は、あらかじめ当該外国貿易船の積荷、旅客及び乗組員に関する事項を税関に報告しなければならない。また、当該外国貿易船が開港に入港したとき、船長は入港の時から二十四時間以内に政令で定める事項を記載した入港届及び船用品目録を税関に提出しなければならない。			
	⑤主な利用者等		主な利用者	船会社、船舶代理店	主な代理人	船会社、船舶代理店
	⑥受付システム		海上通関情報処理システム( <a href="http://www.naccs.go.jp/">http://www.naccs.go.jp/</a> )			
			現状	具体的な改善措置(実施時期)		
2 本人確認方法	①本人による申請	オンライン手続	オンラインによる本人申請無し		—	
		紙手続	署名又は記名・押印		—	
	②代理人による申請	オンライン手続	ID・パスワード		—	
		紙手続	署名又は記名・押印		—	
3 添付書類	①添付書類の有無(主な書類)		無		—	
	②添付書類の削減に向けた措置		—		—	
	③上記以外の措置		—		—	
4 手数料	①金額	オンライン手続	—		—	
		紙手続	—		—	
	②納付方法	オンライン手続	—		—	
		紙手続	—		—	
5 経済的インセンティブ等			—		—	
6 処理時間(申請者への回答までの時間)	オンライン手続		—		—	
	紙手続		—		—	
7 利用可能な期間・時間帯	オンライン手続		終日(メンテナンスの時間を除く)		—	
	紙手続		原則として、税関の執務時間内(8:30~17:15(または17:45))(但し、執務時間外、土日祭日においても対応。また、当直官署においては24時間365日対応)		—	
8 上記以外のインセンティブ措置			—		—	
9 窓口サービスの充実			—		—	
10 使い勝手の向上	①初期設定の簡素化		国際海上交通の簡素化に関する条約(FAL条約)による様式(FALフォーム)を採用したことによる記載項目の削減(H17.11.1)		—	
	②申請段階の操作方法の簡素化や申請画面の改善		利用者の視点に立ったプログラムの変更を適宜行い、サービスの向上に努めている		引き続き現在の措置を実施	
	③相談・支援体制の充実		各税関に設置された税関相談官又は当該手続を行う税関官署において対応		引き続き現在の措置を実施	
	④上記以外の措置		—		—	
11 広報・普及啓発	①利用者に対する利用の勧奨		窓口や法改正等の説明会の実施時において、併せてオンライン利用を奨励している。		引き続き現在の措置を実施	
	②窓口職員の意識の向上		窓口等において職員がオンライン利用を奨励するとともに、ポスターの掲示やリーフレットの配布を実施している。		引き続き現在の措置を実施	
12 国及び地方公共団体におけるオンライン利用の拡大に向けた取組			—		—	
13 企業におけるオンライン利用の拡大に向けた取組			法改正等の説明会の実施時において、併せてオンライン利用を奨励している。		引き続き現在の措置を実施	
14 その他の取組			—		利用者の利便性向上を図る次期システムへの移行を予定(H20.10)	

iii) 食品等輸入の申請

1 手続概要	①手続名(所管府省)		食品等輸入の届出(厚生労働省)			
	②年間平均申請件数		1,859,000件			
	③根拠法令・条項		食品衛生法第27条			
	④手続内容		輸入者等による食品等輸入手続を全国の検疫所窓口にて電子的に処理するもの			
	⑤主な利用者等		主な利用者	輸入者、検疫所	主な代理人	通関業者
	⑥受付システム		輸入食品監視支援システム( <a href="http://www.mhlw.go.jp/topics/yunyu/tp0130-1.html">http://www.mhlw.go.jp/topics/yunyu/tp0130-1.html</a> )			
			現状	具体的な改善措置(実施時期)		
2 本人確認方法	①本人による申請	オンライン手続	ID・パスワード	—		
		紙手続	押印	—		
	②代理人による申請	オンライン手続	ID・パスワード	—		
		紙手続	(輸入者の)押印	—		
3 添付書類	①添付書類の有無(主な書類)		有(衛生証明書)	—		
	②添付書類の削減に向けた措置		一部で添付書類(衛生証明書)のオンラインによる受領を実施	—		
	③上記以外の措置		—	—		
4 手数料	①金額	オンライン手続	—	—		
		紙手続	—	—		
	②納付方法	オンライン手続	—	—		
		紙手続	—	—		
5 経済的インセンティブ等		—				
6 処理時間(申請者への回答までの時間)	オンライン手続	届出内容による		—		
	紙手続	同上		—		
7 利用可能な期間・時間帯	オンライン手続	5:00～翌4:00		—		
	紙手続	各検疫所開所時間		—		
8 上記以外のインセンティブ措置		—				
9 窓口サービスの充実		輸入食品全般を対象とした相談室を13本所に開設		—		
10 使い勝手の向上	①初期設定の簡素化		—	府省共通ポータル稼働による受付・届出申請窓口の一本化		
	②申請段階の操作方法の簡素化や申請画面の改善		—	同上に係る次世代シングルウィンドとして画面の統合を実施		
	③相談・支援体制の充実		31輸入食品受付窓口で対応		—	
	④上記以外の措置		—			
11 広報・普及啓発	①利用者に対する利用の勧奨		HPにマニュアルを掲載		—	
	②窓口職員の意識の向上		—			
12 国及び地方公共団体におけるオンライン利用の拡大に向けた取組		—		20年度に契約中のコンサル業者によるリーフレットの見直し		
13 企業におけるオンライン利用の拡大に向けた取組		—				
14 その他の取組		—				

iv) 1) 指定検疫物の輸入の届出

1 手続概要	①手続名(所管府省)		指定検疫物の輸入の届出(農林水産省)			
	②年間平均申請件数		193,000件			
	③根拠法令・条項		家畜伝染病予防法(昭和26年法律166号)第40条第1項			
	④手続内容		指定検疫物を輸入した者が、遅滞なくその旨を動物検疫所に届け出て、輸入禁止品に該当するか否か、検査証明書の添付の有無、監視伝染病の病原体をひろげるおそれの有無について家畜防疫官の検査を受けるための手続き			
	⑤主な利用者等		主な利用者	通関業者、輸入者等	主な代理人	通関士
	⑥受付システム		動物検疫検査手続電算処理システム(ANIPAS) ( <a href="http://www.maff.go.jp/aqs/tetuzuki/system/49.html">http://www.maff.go.jp/aqs/tetuzuki/system/49.html</a> )			
		現状		具体的な改善措置(実施時期)		
2 本人確認方法	①本人による申請	オンライン手続	通関情報処理システム(NACCS)のID・パスワード	府省共通ポータルID・パスワード(H21中)	ANIPSから払い出されるID・パスワード(H20.10)	
		紙手続	押印又は自署	-		
	②代理人による申請	オンライン手続	通関情報処理システム(NACCS)のID・パスワード	府省共通ポータルID・パスワード(H21中)	ANIPSから払い出されるID・パスワード(H20.10)	
		紙手続	押印又は自署	-		
3 添付書類	①添付書類の有無(主な書類)		有(輸出国政府機関発行の検査証明書)		-	
	②添付書類の削減に向けた措置		輸入された指定検疫物が輸出国との間で合意された家畜衛生条件を満たしているか確認する書類のため、削減できない。		-	
	③上記以外の措置		一部オンライン化(豪州産肉類)		複数国から直接検査証明書を取得できるシステム導入を検討中(予算要求中)	
4 手数料	①金額	オンライン手続	-	-		
		紙手続	-	-		
	②納付方法	オンライン手続	-	-		
		紙手続	-	-		
5 経済的インセンティブ等		-		-		
6 処理時間(申請者への回答までの時間)	オンライン手続	22分(航空貨物の場合)		合格手続の迅速化(H20.10)		
	紙手続	32分(航空貨物の場合)		(検査業務におけるバーコードの活用)		
7 利用可能な期間・時間帯	オンライン手続	6時～翌3時(365日)		5時～翌4時(365日)		
	紙手続	開庁時間帯		開庁時間帯		
8 上記以外のインセンティブ措置		-		-		
9 窓口サービスの充実		-		-		
10 使い勝手の向上	①初期設定の簡素化		NACCSのID、パスワードとは別途に動物検疫所独自に必要なとしていた利用届を廃止	インターネットを利用した電子申請窓口の新設		
	②申請段階の操作方法の簡素化や申請画面の改善		他省庁の輸出入関連システムとのシングルウィンドウ化を実現し、一回の送信で必要なデータが必要な部署に送信されるシステムに改善	・港湾手続(税関、検疫所等)の統一化、簡素化を図るため、平成20年10月稼働予定の「次世代シングルウィンドウ」について、申請情報の反復回避、情報項目の統一化等を実施。 ・申請画面にブルダウンや検索ボタンを表示。		
	③相談・支援体制の充実		-		-	
	④上記以外の措置		申請情報の再利用		引き続き現在の措置を実施	

11 広報・普及啓発	①利用者に対する利用の勧奨	輸入業者、通関業者等の関係者を対象に講習会を定期的に開催	輸入業者、通関業者等の関係者を対象に、年1回説明会を開催するとともに、オンライン申請の利用者から意見を聴取する機会を設ける。
	②窓口職員の意識の向上	初任者を対象に、行政手続の電子化と業務システムの概要及び利用に関する研修及び実習を年度初めに実施	システム更改時に、職員全員を対象とした新システムに関する研修及び実習を実施するとともに、年1回、システム理解度の確認を行う。
12 国及び地方公共団体におけるオンライン利用の拡大に向けた取組		—	—
13 企業におけるオンライン利用の拡大に向けた取組		企業が所有するシステムから直接情報を受け入れることが可能(ダイレクトインターフェイスサービス)。	引き続き現在の措置を実施
14 その他の取組		「動物検疫業務及び植物検疫業務(輸出入及び港湾・空港手続関係業務)の業務・システムの最適化計画について」(平成18年3月策定)の中で利用者利便性の向上を図るため、オンライン申請受付の24時間化、インターネットを利用した申請窓口の新設を行う。	引き続き現在の措置を実施

iv) 2) 輸入植物等の検査の申請

1 手続概要	①手続名(所管府省)		輸入植物等の検査の申請(農林水産省)			
	②年間平均申請件数		316,000件			
	③根拠法令・条項		植物防疫法(昭和25年法律151号)第8条第1項			
	④手続内容		植物又は輸入禁止品を輸入しようとする者が、その植物又は輸入禁止品を積載した船舶(航空機)の入港(着陸)後、遅滞なく、植物防疫所に届け出て、検査を受けるための手続			
	⑤主な利用者等		主な利用者	通関業者、輸入者等	主な代理人	通関士
	⑥受付システム		植物検査検査手続電算処理システム ( <a href="http://www.maff.go.jp/pps/j/law/denmado/index.html">http://www.maff.go.jp/pps/j/law/denmado/index.html</a> )			
		現状		具体的な改善措置(実施時期)		
2 本人確認方法	①本人による申請	オンライン手続	通関情報処理システム(NACCS)のID・パスワード	府省共通ポータルでのID・パスワード(H21中) PQ-NETWORKから払い出されるID・パスワード(H20.10)		
		紙手続	押印又は自署	-		
	②代理人による申請	オンライン手続	通関情報処理システム(NACCS)のID・パスワード	府省共通ポータルでのID・パスワード(H21中) PQ-NETWORKから払い出されるID・パスワード(H20.10)		
		紙手続	押印又は自署	-		
3 添付書類	①添付書類の有無(主な書類)		有(植物検査証明書)		-	
	②添付書類の削減に向けた措置		-		-	
	③上記以外の措置		-		国際植物防疫条約加盟国間で植物検査証明書の電子化(電子証明)の検討が始まったことから、日本としても電子証明を検討する(実施時期:未定)。	
4 手数料	①金額	オンライン手続	-	-		
		紙手続	-	-		
	②納付方法	オンライン手続	-	-		
		紙手続	-	-		
5 経済的インセンティブ等		-		-		
6 処理時間(申請者への回答までの時間)	オンライン手続	平均1時間		-		
	紙手続	平均1時間		-		
7 利用可能な期間・時間帯	オンライン手続	6時～翌4時(365日)		5時～翌4時(365日)(H20.10)		
	紙手続	開庁時間帯		-		
8 上記以外のインセンティブ措置		-		-		
9 窓口サービスの充実		-		-		
10 使い勝手の向上	①初期設定の簡素化		NACCSのID、パスワードとは別途に植物検査所独自に必要としていた利用届を廃止	インターネットを利用した利用申込み窓口の開設(H20.10)		
	②申請段階の操作方法の簡素化や申請画面の改善		他の輸出入関連システムとのシングルウィンドウ化を実現し、一回の送信で必要なデータが必要な役所に送信されるシステムに改善	・港湾手続(税関、検査所等)の統一化、簡素化を図るため、平成20年10月稼働予定の「次世代シングルウィンドウ」について、申請情報の反復申請回避、情報項目の統一化等を実施(H20.10)。 ・申請画面にプルダウンや検索ボタンを設置(WEB版のみ)(H20.10)		
	③相談・支援体制の充実		相談窓口を設置	引き続き現在の措置を実施		
	④上記以外の措置		-		-	

11 広報・普及啓発	①利用者に対する利用の勧奨	関係業者及び関係団体等を対象として年に数回開催される、植物検疫に関する情報交換会等を通して、電子申請に係る広報を実施する。	引き続き現在の措置を実施
	②窓口職員の意識の向上	初任者を対象に、行政手続きの電子化と業務システムの概要及び利用に関する研修及び実習を年度初めに実施	初任者を対象に、行政手続きの電子化と業務システムの概要及び利用に関する研修及び実習を年度初めに実施。さらに、システム更改時(H20.8~11)等の職員全員への研修、実習の実施
12 国及び地方公共団体におけるオンライン利用の拡大に向けた取組		—	—
13 企業におけるオンライン利用の拡大に向けた取組		—	企業が有するシステムから直接PQ-NETWORKと接続する機能(ダイレクトインターフェース)の追加(H20.10以降)
14 その他の取組		「動物検疫業務及び植物検疫業務(輸出入及び港湾・空港手続関係業務)の業務・システムの最適化計画について」(平成18年3月策定)の中で利用者利便性の向上を図るため、オンライン申請受付の24時間化、インターネットを利用した申請窓口の新設を行う。	引き続き現在の措置を実施

v) 1) 入出港の届出 (特定港)

1 手続概要	①手続名(所管府省)		入出港の届出(特定港)(海上保安庁)			
	②年間平均申請件数		692,000件			
	③根拠法令・条項		港則法(昭和23年法律174号)第4条			
	④手続内容		総トン数20トン以上の船舶が特定港に入港した場合、船長は遅滞なく港長に届けなければならない。			
	⑤主な利用者等		主な利用者	船長、船主	主な代理人	船舶代理店
	⑥受付システム		港湾EDIシステム ( <a href="http://www.wave.or.jp/PortEDI_main.html">http://www.wave.or.jp/PortEDI_main.html</a> )			
			現状	具体的な改善措置(実施時期)		
2 本人確認方法	①本人による申請	オンライン手続	ID・パスワード	—		
		紙手続	署名又は記名、押印	—		
	②代理人による申請	オンライン手続	ID・パスワード	—		
		紙手続	署名又は記名、押印	—		
3 添付書類	①添付書類の有無(主な書類)		無	—		
	②添付書類の削減に向けた措置		—	—		
	③上記以外の措置		—	—		
4 手数料	①金額	オンライン手続	—	—		
		紙手続	—	—		
	②納付方法	オンライン手続	—	—		
		紙手続	—	—		
5 経済的インセンティブ等			—	—		
6 処理時間(申請者への回答までの時間)	オンライン手続		5分	—		
	紙手続		5分	—		
7 利用可能な期間・時間帯	オンライン手続		24時間365日	—		
	紙手続		平日執務時間	—		
8 上記以外のインセンティブ措置			—	—		
9 窓口サービスの充実			—	—		
10 使い勝手の向上	①初期設定の簡素化		—	—		
	②申請段階の操作方法の簡素化や申請画面の改善		—	—		
	③相談・支援体制の充実		ヘルプデスクの設置	ヘルプデスクの設置		
	④上記以外の措置		—	—		
11 広報・普及啓発	①利用者に対する利用の勧奨		窓口や会議の場で実施	更なる勧奨の実施		
	②窓口職員の意識の向上		受付時の周知を指導	更なる指導の実施		
12 国及び地方公共団体におけるオンライン利用の拡大に向けた取組			—	—		
13 企業におけるオンライン利用の拡大に向けた取組			・平成17年度に申請項目の簡素化を行った ・窓口や会議の場でオンライン利用の勧奨を実施	窓口や会議の場でオンライン利用の勧奨を実施		
14 その他の取組			—	—		

v) 2) けい留施設の共用の届出（特定港）

1 手続概要	①手続名(所管府省)		けい留施設の共用の届出(特定港)(海上保安庁)			
	②年間平均申請件数		350,000件			
	③根拠法令・条項		港則法(昭和23年法律174号)第5条第5項			
	④手続内容		総トン数500トン以上(関門港若松区においては総トン数300トン以上)の船舶が特定港においてけい留する場合、けい留施設の管理者は、あらかじめ港長に届け出なければならない。			
	⑤主な利用者等		主な利用者	けい留施設の管理者	主な代理人	無
	⑥受付システム		港湾EDIシステム( <a href="http://www.wave.or.jp/PortEDI_main.html">http://www.wave.or.jp/PortEDI_main.html</a> )			
		現状		具体的な改善措置(実施時期)		
2 本人確認方法	①本人による申請	オンライン手続	ID・パスワード	—		
		紙手続	署名又は記名、押印	—		
	②代理人による申請	オンライン手続	ID・パスワード	—		
		紙手続	署名又は記名、押印	—		
3 添付書類	①添付書類の有無(主な書類)		無	—		
	②添付書類の削減に向けた措置		—	—		
	③上記以外の措置		—	—		
4 手数料	①金額	オンライン手続	—	—		
		紙手続	—	—		
	②納付方法	オンライン手続	—	—		
		紙手続	—	—		
5 経済的インセンティブ等		—		—		
6 処理時間(申請者への回答までの時間)	オンライン手続	5分	—			
	紙手続	5分	—			
7 利用可能な期間・時間帯	オンライン手続	24時間365日	—			
	紙手続	平日執務時間	—			
8 上記以外のインセンティブ措置		—		—		
9 窓口サービスの充実		—		—		
10 使い勝手の向上	①初期設定の簡素化		—	—		
	②申請段階の操作方法の簡素化や申請画面の改善		—	—		
	③相談・支援体制の充実		ヘルプデスクの設置	ヘルプデスクの設置		
	④上記以外の措置		—	—		
11 広報・普及啓発	①利用者に対する利用の勧奨		窓口や会議の場で実施	更なる勧奨の実施		
	②窓口職員の意識の向上		受付時の周知を指導	更なる指導の実施		
12 国及び地方公共団体におけるオンライン利用の拡大に向けた取組		けい留施設の管理者へオンライン利用の勧奨を実施	会議の場で港湾管理者へオンライン利用の勧奨を実施			
13 企業におけるオンライン利用の拡大に向けた取組		・平成17年度に申請項目の簡素化を行った ・窓口や会議の場でオンライン利用の勧奨を実施	窓口や会議の場でオンライン利用の勧奨を実施			
14 その他の取組		—		—		



v) 3) 危険物の積込等の許可（特定港）

1 手続概要	①手続名(所管府省)		危険物の積込等の許可(特定港)(海上保安庁)	
	②年間平均申請件数		194,000件	
	③根拠法令・条項		港則法(昭和23年法律174号)第23条第1項	
	④手続内容		船舶が特定港内において危険物の積込、積替又は荷卸をする場合、船長は港長の許可を受けなければならない。(船主又は代理店等が船長の代理人として届け出ても差し支えがない。)	
	⑤主な利用者等		主な利用者 船長、船主	主な代理人 船舶代理店
	⑥受付システム		港湾EDIシステム ( <a href="http://www.wave.or.jp/PortEDI_main.html">http://www.wave.or.jp/PortEDI_main.html</a> )	
			現状	具体的な改善措置(実施時期)
2 本人確認方法	①本人による申請	オンライン手続	ID・パスワード	—
		紙手続	署名又は記名、押印	—
	②代理人による申請	オンライン手続	ID・パスワード	—
		紙手続	署名又は記名、押印	—
3 添付書類	①添付書類の有無(主な書類)		無	—
	②添付書類の削減に向けた措置		—	—
	③上記以外の措置		—	—
4 手数料	①金額	オンライン手続	—	—
		紙手続	—	—
	②納付方法	オンライン手続	—	—
		紙手続	—	—
5 経済的インセンティブ等		—	—	
6 処理時間(申請者への回答までの時間)	オンライン手続	10～60分	—	
	紙手続	10～60分	—	
7 利用可能な期間・時間帯	オンライン手続	24時間365日	—	
	紙手続	平日執務時間	—	
8 上記以外のインセンティブ措置		—	—	
9 窓口サービスの充実		—	—	
10 使い勝手の向上	①初期設定の簡素化		—	—
	②申請段階の操作方法の簡素化や申請画面の改善		—	—
	③相談・支援体制の充実		ヘルプデスクの設置	ヘルプデスクの設置
	④上記以外の措置		—	—
11 広報・普及啓発	①利用者に対する利用の勧奨		窓口や会議の場で実施	更なる勧奨の実施
	②窓口職員の意識の向上		受付時の周知を指導	更なる指導の実施
12 国及び地方公共団体におけるオンライン利用の拡大に向けた取組		—	—	
13 企業におけるオンライン利用の拡大に向けた取組		・平成17年度に申請項目の簡素化を行った ・窓口や会議の場でオンライン利用の勧奨を実施		窓口や会議の場でオンライン利用の勧奨を実施
14 その他の取組		—	—	

### 3. 国税関係手続

#### ① 平成 25 年度末の目標値とそれに向けた計画値等

	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
計画値		30%	40%	50%	55%	60%	(目標値) 65%
実績値	23.1%						

(注) 目標値及び計画値については以下を前提条件として設定している。

- 1) 平成 25 年度までの各年度において、認証基盤等が大幅に拡大すること（平成 20 年度 200 万件、平成 21 年度 600 万件、平成 22 年度 900 万件、平成 23 年度 1,100 万件、平成 24 年度 1,200 万件、平成 25 年度 1,300 万件以上）
- 2) 1) の状況を踏まえつつ、基本方針に示された政府全体の取組を通じ、電子行政推進法(仮称)などにより真正性の推定が法的に担保され、かつセキュリティが確保された電子署名を必要としない新たな ID・パスワード等による方式が確立された場合には、平成 23 年度以降、必要に応じて、所得税等の申告における納税者の属性、手続の特性等の観点をも十分踏まえた上で、納税者本人の電子署名を不要とし、ID・パスワード等による方式を導入することについて検討
- 3) 行動計画期間中に地方税ポータルシステム(eLTAX)が市町村の大部分において導入されること
- 4) 行動計画期間中に国、地方公共団体及び金融機関等における電子納税証明書やその他の書類の電子的受入が普及し、一般的社会慣行となること

(対象手続)

- 1) 国税申告手続（所得税）（所得税法第 120 条）
- 2) 国税申告手続（法人税）（法人税法第 74 条）
- 3) 国税申告手続（消費税（個人））（消費税法第 45 条）
- 4) 国税申告手続（消費税（法人））（消費税法第 45 条）
- 5) 国税申告手続（酒税）（酒税法第 30 条の 2）
- 6) 国税申告手続（印紙税）（印紙税法第 11 条第 1 項第 1 号）
- 7) 不動産の使用料等の支払調書（及び同合計表）（所得税法第 225 条第 1 項第 9 号）
- 8) 不動産等の譲受けの対価の支払調書（及び同合計表）  
（所得税法第 225 条第 1 項第 9 号）
- 9) 不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書（及び同合計表）  
（所得税法第 225 条第 1 項第 9 号）
- 10) 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書（及び同合計表）  
（所得税法第 225 条第 1 項第 3 号）
- 11) 給与所得の源泉徴収票（及び同合計表）（所得税法第 226 条第 1 項）
- 12) 退職所得の源泉徴収票（及び同合計表）（所得税法第 226 条第 2 項）

- 13) 利子等の支払調書（及び同合計表）（所得税法第 225 条第 1 項第 1、8 号）
- 14) 納税証明書の交付請求（国税通則法第 123 条第 1 項）
- 15) 電子申告・納税等開始（変更等）届出  
（国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令第 4 条）

② うち、比較的早期に効果が現れやすい手続の平成 23 年度末の目標値とそれに向けた計画値等

	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
計画値	/	47%	56%	65%	（目標値） 70%
実績値	37.8%				

（対象手続） 上記のうち、下線の手続

1) 国税申告手続(所得税)

1 手続概要	①手続名(所管府省)		国税申告手続(所得税)		
	②年間平均申請件数		19,742,000件(地方収受分については、e-Taxを利用し申告する環境にないため申告件数から除く)		
	③根拠法令・条項		所得税法(昭和40年法律第33号)第120条		
	④手続内容		個人のその年の所得金額及び納税額について、その個人の納税地を所轄する税務署長へ申告書を提出する。		
	⑤主な利用者等		主な利用者 個人	主な代理人 税理士	
	⑥受付システム		e-Tax ( <a href="http://www.e-tax.nta.go.jp">http://www.e-tax.nta.go.jp</a> )		
		現状		具体的な改善措置(実施時期)	
2 本人確認方法	①本人による申請	オンライン手続	本人のID・PW及び電子署名 初回来署型電子申告については、来署した納税者の本人確認を前提に、本人の電子署名を省略可能としている。	政府全体の取組を通じて、電子行政推進法(仮称)などにより真正性の推定が法的に担保され、セキュリティが確保されたID・パスワード等による方式が確立された場合、平成23年度以降、必要に応じ、納税者の属性、手続の特性等の観点を踏まえ、ID・パスワード等による方式の導入を検討	
		紙手続	署名及び押印	-	
	②代理人による申請	オンライン手続	本人のID、税理士のID・PW及び電子署名 本人の電子署名については省略可能	-	
		紙手続	本人及び代理人の署名・押印	-	
3 添付書類	①添付書類の有無(主な書類)		有(住宅借入金等特別控除に係る書類(初年度のみ))		-
	②添付書類の削減に向けた措置		・所得税の確定申告をe-Taxで行う場合、医療費の領収書や給与所得の源泉徴収票等は、記載内容を入力して送信することにより提出等が省略可能(確定申告期限から3年間、添付書類の提出又は提示を求められることがある。) ・所得の内訳書等の自己作成の添付書類については電子的に提出が可能 ・添付書類のうち、「給与所得の源泉徴収票」、「公的年金等の源泉徴収票」等については電子的に提出が可能	住民票・登記情報について、バックオフィス連携可能となり即時に情報取得が可能となった段階での添付省略を検討	
	③上記以外の措置		-	-	
4 手数料	①金額	オンライン手続	-	-	
		紙手続	-	-	
	②納付方法	オンライン手続	-	-	
		紙手続	-	-	
5 経済的インセンティブ等		電子証明書等特別控除の導入(平成20年1月～)2年間	電子政府推進税制については、内閣官房が中心となり、その必要性、現行税制の利用状況やオンライン利用促進への効果等を検証した上で、現行税制を継続する必要性について検討する。		
6 処理時間(申請者への回答までの時間)	オンライン手続	還付申告について処理期間を6週間程度から3週間程度(添付書類受領後)に短縮	引き続き現在の措置を実施		
	紙手続	6週間程度	-		
7 利用可能な期間・時間帯	オンライン手続	(通常期) 平日8時30分～21時 (確定申告期) 24時間受付	一年で最も利用が集中する所得税の確定申告期については、引き続き24時間利用を可能とする予定		
	紙手続	平日8時30分～17時	-		
8 上記以外のインセンティブ措置		電子申請等を行った旨を証明する電子申請等証明書制度を創設(平成20年1月～)	-		
9 窓口サービスの充実		初回来署型電子申告の導入(平成20年1月～)	作成コーナー用パソコン(e-Tax)として税務署設置パソコン台数を増加予定(平成21年1月～)		

10 使い勝手の向上	①初期設定の簡素化	ID・PWのオンライン発行(平成20年1月～)	確定申告書等作成コーナーの利便性の向上を図るため、操作方法の説明の充実を図るなどの申請画面の改善を行なう予定
	②申請段階の操作方法の簡素化や申請画面の改善	利用者等の意見や要望等も踏まえて随時改善	・e-Taxソフトをインストールすることなく、確定申告書等作成コーナーで作成した申告書について、その内容確認及び書面での出力を可能とする予定 ・専門家による操作画面の検証を実施予定
	③相談・支援体制の充実	ヘルプデスクの設置 (通常期)平日9時～17時 (確定申告期)平日9時～20時 ※平成20年2月24日及び3月2日の 日曜日は9時～17時	問い合わせの集中する確定申告期間中、庁ヘルプデスクの充実とともに各国税局にもヘルプデスクを確定申告電話相談センター内に設置する予定(平成21年1月～)
	④上記以外の措置	e-Taxソフトのダウンロードによる提供(平成18年10月～) 確定申告書等作成コーナーからe-Taxへの直接送信が可能(平成19年1月～)	直接送信に係る公的個人認証サービスのJRE非依存に対応予定(平成21年1月～)
11 広報・普及啓発	①利用者に対する利用の勧奨	・各種説明会等において利用勧奨の実施 ・国税局、税務署幹部による税理士等への個別勧奨を実施 ・作成コーナー用パソコン(書面)を利用した者にパソコンを使った操作説明会を実施	・引き続き各種説明会等において利用勧奨の実施 ・引き続き国税局、税務署幹部による税理士等への個別勧奨を実施 ・税務署設置パソコン利用者(作成コーナー用パソコン(e-Tax)を含む)への勧奨 ・e-Taxの利用促進に資するため、確定申告書等作成コーナーでの申告書の作成・出力を推進 ・作成コーナー用パソコン(e-Tax)を利用した者にパソコンを使った操作説明会を実施
	②窓口職員の意識の向上	事務計画等に織り込んで研修を実施	引き続き現在の措置を実施
12 国及び地方公共団体によるオンライン利用の拡大に向けた取組	-	-	・地方公共団体で申告相談を行う際に使用するソフトウェアについて、e-Taxの利用が可能となるよう要望 ・e-Taxで提出された申告事績について、地方公共団体へのデータによる提供開始に合わせ、更なるe-Taxの利用勧奨の協力を要請予定
13 企業におけるオンライン利用の拡大に向けた取組	国税局、税務署幹部による個別勧奨時に従業員の所得税申告でのe-Tax利用推進依頼をあわせて実施	引き続き現在の措置を実施	
14 その他の取組	「税を考える週間」及び確定申告時期を中心に各種マスコミ媒体を活用して幅広く広報を実施		・個人の所得税手続の利用拡大に当たっては、公的個人認証の普及が不可欠であることから、引き続き総務省及び地方公共団体に普及拡大推進を要請 ・引き続き「税を考える週間」及び確定申告時期を中心に各種マスコミ媒体を活用して幅広く広報を実施

2) 国税申告手続 (法人税)

1 手続概要	①手続名(所管府省)		国税申告手続(法人税)			
	②年間平均申請件数		2,604,000件 (清算中の法人は解散により企業としての活動が終結しており、また、休業中の法人には、解散相当の法人が含まれており実態として企業活動が行われておらず反復的又は継続的に申告手続を行わないため、申告件数から除く)			
	③根拠法令・条項		法人税法(昭和40年法律第34号)第74条			
	④手続内容		法人が事業年度の所得金額及び納税額について、当該法人の納税地を所轄する税務署長へ申告書を提出する。			
	⑤主な利用者等		主な利用者	法人	主な代理人	税理士
	⑥受付システム		e-Tax (http://www.e-tax.nta.go.jp)			
<b>現状</b>						
<b>具体的な改善措置(実施時期)</b>						
2 本人確認方法	①本人による申請	オンライン手続	本人のID・PW及び電子署名	-		
		紙手続	署名及び押印	-		
	②代理人による申請	オンライン手続	本人のID、税理士のID・PW及び電子署名 本人の電子署名については省略可能	-		
		紙手続	本人及び代理人の署名・押印	-		
3 添付書類	①添付書類の有無(主な書類)		有(外国法人税が課されたことを証する書類)	-		
	②添付書類の削減に向けた措置		-	申告の適正性が確保できるか検討を行った上で、納税者利便の向上の観点から、削減について検討する。		
	③上記以外の措置		-	-		
4 手数料	①金額	オンライン手続	-	-		
		紙手続	-	-		
	②納付方法	オンライン手続	-	-		
		紙手続	-	-		
5 経済的インセンティブ等		-		-		
6 処理時間(申請者への回答までの時間)	オンライン手続	還付申告について処理期間を6週間程度から3週間程度(添付書類受領後)に短縮	引き続き現在の措置を実施			
	紙手続	6週間程度	-			
7 利用可能な期間・時間帯	オンライン手続	(通常期) 平日8時30分～21時 (確定申告期) 24時間受付	これまでの利用者ニーズ、運用実績及び費用対効果等を考慮した上で、申告期限に当たる月末の受付時間の延長について検討する。			
	紙手続	平日8時30分～17時	-			
8 上記以外のインセンティブ措置		電子申請等を行った旨を証明する電子申請等証明書制度を創設(平成20年1月～)		-		
9 窓口サービスの充実		-		-		
10 使い勝手の向上	①初期設定の簡素化		ID・PWのオンライン発行(平成20年1月～)	-		
	②申請段階の操作方法の簡素化や申請画面の改善		利用者等の意見や要望等も踏まえて随時改善	引き続き現在の措置を実施		
	③相談・支援体制の充実		ヘルプデスクの設置 (通常期) 平日9時～17時 (確定申告期) 平日9時～20時 ※平成20年2月24日及び3月2日の 日曜日は9時～17時	これまでの利用者ニーズ、運用実績及び費用対効果等を考慮した上で、申告期限に当たる月末の受付時間の延長について検討する。		
	④上記以外の措置		e-Tax ソフトのダウンロードによる提供(平成18年10月～)	-		
11 広報・普及啓発	①利用者に対する利用の勧奨		各種説明会等において実施 国税局、税務署幹部による個別勧奨を実施	引き続き現在の措置を実施		
	②窓口職員の意識の向上		事務計画等に織り込んで研修を実施	引き続き現在の措置を実施		
12 国及び地方公共団体によるオンライン利用の拡大に向けた取組		-		-		
13 企業におけるオンライン利用の拡大に向けた取組		国税局、税務署幹部による個別勧奨を実施		引き続き現在の措置を実施		
14 その他の取組		「税を考える週間」において、各種マスコミ媒体を活用して幅広く広報を実施		・eLTAXの全市町村の導入に向け、関係府省と連携の上、地方公共団体に対して普及拡大を図るよう働きかけを行う。 ・将来的な義務化の方向性について検討する。 ・引き続き「税を考える週間」において、各種マスコミ媒体を活用して幅広く広報を実施		

3) 国税申告手続（消費税（個人））

1 手続概要	①手続名(所管府省)		国税申告手続(消費税(個人))			
	②年間平均申請件数		1,508,000件(地方収受分については、e-Taxを利用し申告する環境にないため申告件数から除く)			
	③根拠法令・条項		消費税法(昭和63年法律第108号)第45条			
	④手続内容		個人事業者がその課税期間の消費税の納税額等について、その個人事業者の納税地を所轄する税務署長へ申告書を提出する。			
	⑤主な利用者等		主な利用者	個人	主な代理人	税理士
	⑥受付システム		e-Tax (http://www.e-tax.nta.go.jp)			
		現状		具体的な改善措置(実施時期)		
2 本人確認方法	①本人による申請	オンライン手続	本人のID・PW及び電子署名 初回来署型電子申告については、来署した納税者の本人確認を前提に、本人の電子署名を省略可能としている。		政府全体の取組を通じて、電子行政推進法(仮称)などにより真正性の推定が法的に担保され、セキュリティが確保されたID・パスワード等による方式が確立された場合、平成23年度以降、必要に応じ、納税者の属性、手続の特性等の観点を踏まえ、ID・パスワード等による方式の導入を検討	
		紙手続	署名及び押印		-	
	②代理人による申請	オンライン手続	本人のID、税理士のID・PW及び電子署名 本人の電子署名については省略可能		-	
		紙手続	本人及び代理人の署名・押印		-	
3 添付書類	①添付書類の有無(主な書類)		無		-	
	②添付書類の削減に向けた措置		-		-	
	③上記以外の措置		-		-	
4 手数料	①金額	オンライン手続	-		-	
		紙手続	-		-	
	②納付方法	オンライン手続	-		-	
		紙手続	-		-	
5 経済的インセンティブ等		-		-		
6 処理時間(申請者への回答までの時間)	オンライン手続	還付申告について処理期間を6週間程度から3週間程度(添付書類受領後)に短縮		引き続き現在の措置を実施		
	紙手続	6週間程度		-		
7 利用可能な期間・時間帯	オンライン手続	(通常期) 平日8時30分～21時 (確定申告期) 24時間受付		一年で最も利用が集中する所得税の確定申告期については、引き続き24時間利用を可能とする予定		
	紙手続	平日8時30分～17時		-		
8 上記以外のインセンティブ措置		電子申請等を行った旨を証明する電子申請等証明書制度を創設(平成20年1月～)		-		
9 窓口サービスの充実		初回来署型電子申告の導入(平成20年1月～)		作成コーナー用パソコン(e-Tax)として税務署設置パソコン台数を増加予定(平成21年1月～)		
10 使い勝手の向上	①初期設定の簡素化		ID・PWのオンライン発行(平成20年1月～)		確定申告書等作成コーナーの利便性の向上を図るため、操作方法の説明の充実を図るなどの申請画面の改善を行なう予定	
	②申請段階の操作方法の簡素化や申請画面の改善		利用者等の意見や要望等も踏まえて随時改善		・e-Taxソフトをインストールすることなく、確定申告書等作成コーナーで作成した申告書について、その内容確認及び書面での出力を可能とする予定 ・専門家による操作画面の検証を実施予定	
	③相談・支援体制の充実		ヘルプデスクの設置 (通常期) 平日9時～17時 (確定申告期) 平日9時～20時 ※平成20年2月24日及び3月2日の 日曜日は9時～17時		問い合わせの集中する確定申告期間中、庁ヘルプデスクの充実とともに各国税局にもヘルプデスクを確定申告電話相談センター内に設置予定(平成21年1月～)	
	④上記以外の措置		e-Tax ソフトのダウンロードによる提供(平成18年10月～) 確定申告書等作成コーナーからe-Taxへの直接送信が可能(平成19年1月～)		直接送信に係る公的個人認証サービスのJRE非依存に対応予定(平成21年1月～)	

11 広報・普及啓発	①利用者に対する利用の勧奨	<ul style="list-style-type: none"> <li>各種説明会等において実施、国税局</li> <li>税務署幹部による個別勧奨を実施</li> <li>作成コーナー用パソコン(書面)を利用した者にパソコンを使った操作説明会を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き各種説明会等において利用勧奨の実施</li> <li>引き続き国税局、税務署幹部による税理士等への個別勧奨を実施</li> <li>税務署設置パソコン利用者(作成コーナー用パソコン(e-Tax)を含む)への勧奨</li> <li>e-Taxの利用促進に資するため、確定申告書等作成コーナーでの申告書の作成・出力を推進</li> <li>作成コーナー用パソコン(e-Tax)を利用した者にパソコンを使った操作説明会を実施</li> </ul>
	②窓口職員の意識の向上	事務計画等に織り込んで研修を実施	引き続き現在の措置を実施
12 国及び地方公共団体によるオンライン利用の拡大に向けた取組		霞が関WAN及びLGWAN経由による利用勧奨	地方公共団体で申告相談を行う際に使用するソフトウェアについて、e-Taxの利用が可能となるよう要望
13 企業におけるオンライン利用の拡大に向けた取組		国税局、税務署幹部による個別勧奨を実施	引き続き現在の措置を実施
14 その他の取組		「税を考える週間」及び確定申告時期を中心に各種マスコミ媒体を活用して幅広く広報を実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人の所得税手続の利用拡大に当たっては、公的個人認証の普及が不可欠であることから、引き続き総務省及び地方公共団体に普及拡大推進を要請</li> <li>引き続き「税を考える週間」及び確定申告時期を中心に各種マスコミ媒体を活用して幅広く広報を実施</li> </ul>



4) 国税申告手続（消費税（法人））

1 手続概要	①手続名(所管府省)		国税申告手続(消費税(法人))			
	②年間平均申請件数		1,971,000件			
	③根拠法令・条項		消費税法(昭和63年法律第108号)第45条			
	④手続内容		法人がその課税期間の消費税の納税額等について、その法人の納税地を所轄する税務署長へ申告書を提出する。			
	⑤主な利用者等		主な利用者	法人	主な代理人	税理士
	⑥受付システム		e-Tax ( <a href="http://www.e-tax.nta.go.jp">http://www.e-tax.nta.go.jp</a> )			
		現状		具体的な改善措置(実施時期)		
2 本人確認方法	①本人による申請	オンライン手続	本人のID・PW及び電子署名	-		
		紙手続	署名及び押印	-		
	②代理人による申請	オンライン手続	本人のID、税理士のID・PW及び電子署名 本人の電子署名については省略可能	-		
		紙手続	本人及び代理人の署名・押印	-		
3 添付書類	①添付書類の有無(主な書類)		無	-		
	②添付書類の削減に向けた措置		-	-		
	③上記以外の措置		-	-		
4 手数料	①金額	オンライン手続	-	-		
		紙手続	-	-		
	②納付方法	オンライン手続	-	-		
		紙手続	-	-		
5 経済的インセンティブ等		-		-		
6 処理時間(申請者への回答までの時間)	オンライン手続	還付申告について処理期間を6週間程度から3週間程度(添付書類受領後)に短縮	引き続き現在の措置を実施			
	紙手続	6週間程度	-			
7 利用可能な期間・時間帯	オンライン手続	(通常期) 平日8時30分～21時 (確定申告期) 24時間受付	これまでの利用者ニーズ、運用実績及び費用対効果等を考慮した上で、申告期限に当たる月末の受付時間の延長について検討する。			
	紙手続	平日8時30分～17時	-			
8 上記以外のインセンティブ措置		電子申請等を行った旨を証明する電子申請等証明書制度を創設(平成20年1月～)		-		
9 窓口サービスの充実		-		-		
10 使い勝手の向上	①初期設定の簡素化		ID・PWのオンライン発行(平成20年1月～)	-		
	②申請段階の操作方法の簡素化や申請画面の改善		利用者等の意見や要望等も踏まえて随時改善	引き続き現在の措置を実施		
	③相談・支援体制の充実		ヘルプデスクの設置 (通常期) 平日9時～17時 (確定申告期) 平日9時～20時 ※平成20年2月24日及び3月2日の 日曜日は9時～17時	これまでの利用者ニーズ、運用実績及び費用対効果等を考慮した上で、申告期限に当たる月末の受付時間の延長について検討する。		
	④上記以外の措置		e-Tax ソフトのダウンロードによる提供(平成18年10月～)	-		
11 広報・普及啓発	①利用者に対する利用の勧奨		各種説明会等において実施 国税局、税務署幹部による個別勧奨を実施	引き続き現在の措置を実施		
	②窓口職員の意識の向上		事務計画等に織り込んで研修を実施	引き続き現在の措置を実施		
12 国及び地方公共団体によるオンライン利用の拡大に向けた取組		霞が関WAN及びLGWAN経由による利用勧奨		引き続き現在の措置を実施		
13 企業におけるオンライン利用の拡大に向けた取組		国税局、税務署幹部による個別勧奨を実施		引き続き現在の措置を実施		
14 その他の取組		「税を考える週間」において、各種マスコミ媒体を活用して幅広く広報を実施		<ul style="list-style-type: none"> <li>eLTAXの全市町村の導入に向け、関係府省と連携の上、地方公共団体に対して普及拡大を図るよう働きかけを行う。</li> <li>将来的な義務化の方向性について検討する。</li> <li>引き続き「税を考える週間」において、各種マスコミ媒体を活用して幅広く広報を実施</li> </ul>		

5) 国税申告手続 (酒税)

1 手続概要	①手続名(所管府省)		国税申告手続(酒税)			
	②年間平均申請件数		48,000件			
	③根拠法令・条項		酒税法(昭和28年法律第6号)第30条の2			
	④手続内容		酒類製造者が酒類製造場の所在地を所轄する税務署長へ申告書を提出する。			
	⑤主な利用者等		主な利用者	個人、法人	主な代理人	税理士
	⑥受付システム		e-Tax ( <a href="http://www.e-tax.nta.go.jp">http://www.e-tax.nta.go.jp</a> )			
		現状		具体的な改善措置(実施時期)		
2 本人確認方法	①本人による申請	オンライン手続	本人のID・PW及び電子署名	-		
		紙手続	署名及び押印	-		
	②代理人による申請	オンライン手続	本人のID、税理士のID・PW及び電子署名 本人の電子署名については省略可能	-		
		紙手続	本人及び代理人の署名・押印	-		
3 添付書類	①添付書類の有無(主な書類)		無	-		
	②添付書類の削減に向けた措置		-	-		
	③上記以外の措置		-	-		
4 手数料	①金額	オンライン手続	-	-		
		紙手続	-	-		
	②納付方法	オンライン手続	-	-		
		紙手続	-	-		
5 経済的インセンティブ等		-		-		
6 処理時間(申請者への回答までの時間)	オンライン手続		-	-		
	紙手続		-	-		
7 利用可能な期間・時間帯	オンライン手続		(通常期) 平日8時30分～21時 (確定申告期) 24時間受付	-		
	紙手続		平日8時30分～17時	-		
8 上記以外のインセンティブ措置		電子申請等を行った旨を証明する電子申請等証明書制度を創設(平成20年1月～)		-		
9 窓口サービスの充実		-		-		
10 使い勝手の向上	①初期設定の簡素化		ID・PWのオンライン発行(平成20年1月～)	-		
	②申請段階の操作方法の簡素化や申請画面の改善		利用者等の意見や要望等も踏まえて随時改善	引き続き現在の措置を実施		
	③相談・支援体制の充実		ヘルプデスクの設置 (通常期) 平日9時～17時 (確定申告期) 平日9時～20時 ※平成20年2月24日及び3月2日の 日曜日は9時～17時	-		
	④上記以外の措置		e-Tax ソフトのダウンロードによる提供(平成18年10月～)	-		
11 広報・普及啓発	①利用者に対する利用の勧奨		各種説明会等において実施 国税局、税務署幹部による個別勧奨を実施	引き続き現在の措置を実施		
	②窓口職員の意識の向上		事務計画等に織り込んで研修を実施	引き続き現在の措置を実施		
12 国及び地方公共団体によるオンライン利用の拡大に向けた取組		-		-		
13 企業におけるオンライン利用の拡大に向けた取組		国税局、税務署幹部による個別勧奨を実施		毎月申告を行う割合が高く、特に利用による効果が見込まれる者に対して積極的な勧奨を実施		
14 その他の取組		「税を考える週間」において、各種マスコミ媒体を活用して幅広く広報を実施		引き続き現在の措置を実施		

6) 国税申告手続 (印紙税)

1 手続概要	①手続名(所管府省)		国税申告手続(印紙税)			
	②年間平均申請件数		124,000件(特定日に多量に作成されるもの及び証券代行業者による申告については申告件数から除く)			
	③根拠法令・条項		印紙税法(昭和42年法律第23号)第11条第1項第1号			
	④手続内容		印紙税書式表示の承認を受けた税務署長へ申告書を提出する。			
	⑤主な利用者等		主な利用者	法人	主な代理人	—
	⑥受付システム		e-Tax ( <a href="http://www.e-tax.nta.go.jp">http://www.e-tax.nta.go.jp</a> )			
		現状		具体的な改善措置(実施時期)		
2 本人確認方法	①本人による申請	オンライン手続	本人のID・PW及び電子署名	支店等での申告の際には、支店長の個人認証を使用する場合があるため、政府全体の取組を通じて、電子行政推進法(仮称)などにより真正性の推定が法的に担保され、セキュリティが確保されたID・パスワード等による方式が確立された場合、平成23年度以降、必要に応じ、納税者の属性、手続の特性等の観点を踏まえ、ID・パスワード等による方式の導入を検討		
		紙手続	署名及び押印	—		
	②代理人による申請	オンライン手続	本人のID、税理士のID・PW及び電子署名 本人の電子署名については省略可能	—		
		紙手続	本人及び代理人の署名・押印	—		
3 添付書類	①添付書類の有無(主な書類)		無	—		
	②添付書類の削減に向けた措置		—	—		
	③上記以外の措置		—	—		
4 手数料	①金額	オンライン手続	—	—		
		紙手続	—	—		
	②納付方法	オンライン手続	—	—		
		紙手続	—	—		
5 経済的インセンティブ等		—		—		
6 処理時間(申請者への回答までの時間)	オンライン手続	—	—			
	紙手続	—	—			
7 利用可能な期間・時間帯	オンライン手続	(通常期) 平日8時30分～21時 (確定申告期) 24時間受付	—			
	紙手続	平日8時30分～17時	—			
8 上記以外のインセンティブ措置		電子申請等を行った旨を証明する電子申請等証明書制度を創設(平成20年1月～)		—		
9 窓口サービスの充実		—		—		
10 使い勝手の向上	①初期設定の簡素化		ID・PWのオンライン発行(平成20年1月～)	—		
	②申請段階の操作方法の簡素化や申請画面の改善		利用者等の意見や要望等も踏まえて随時改善	引き続き現在の措置を実施		
	③相談・支援体制の充実		ヘルプデスクの設置 (通常期) 平日9時～17時 (確定申告期) 平日9時～20時 ※平成20年2月24日及び3月2日の日曜日は9時～17時	—		
	④上記以外の措置		e-Tax ソフトのダウンロードによる提供(平成18年10月～)	—		
11 広報・普及啓発	①利用者に対する利用の勧奨		各種説明会等において実施 国税局、税務署幹部による個別勧奨を実施	引き続き現在の措置を実施		
	②窓口職員の意識の向上		事務計画等に織り込んで研修を実施	引き続き現在の措置を実施		
12 国及び地方公共団体によるオンライン利用の拡大に向けた取組		—		—		
13 企業におけるオンライン利用の拡大に向けた取組		国税局、税務署幹部による個別勧奨を実施		毎月申告を行う割合が高く、特に利用による効果が見込まれる者に対して積極的な勧奨を実施		
14 その他の取組		「税を考える週間」において、各種マスコミ媒体を活用して幅広く広報を実施		引き続き現在の措置を実施		

7) 不動産の使用料等の支払調書（及び同合計表）

1 手続概要	①手続名(所管府省)		不動産の使用料等の支払調書(及び同合計表)	(No7、8、9、10、11、12の各支払調書を提出する際には、提出者単位でまとめて提出されるため、各手続の年間平均申請件数はすべて同一として記載している。)
	②年間平均申請件数		2,237,000件	
	③根拠法令・条項		所得税法(昭和40年法律第33号)第225条第1項第9号	
	④手続内容		居住者又は内国法人に対し、国内において不動産、不動産の上に存する権利、船舶及び航空機の借受けの対価や不動産の上に存する権利の設定の対価を支払った場合に提出する。	
	⑤主な利用者等		主な利用者 個人、法人	主な代理人 税理士
	⑥受付システム		e-Tax (http://www.e-tax.nta.go.jp)	
			現状	具体的な改善措置(実施時期)
2 本人確認方法	①本人による申請	オンライン手続	本人のID・PW及び電子署名	-
		紙手続	署名及び押印	-
	②代理人による申請	オンライン手続	本人のID、税理士のID・PW及び電子署名 本人の電子署名については省略可能	-
		紙手続	本人及び代理人の署名・押印	-
3 添付書類	①添付書類の有無(主な書類)		無	-
	②添付書類の削減に向けた措置		-	-
	③上記以外の措置		-	-
4 手数料	①金額	オンライン手続	-	-
		紙手続	-	-
	②納付方法	オンライン手続	-	-
		紙手続	-	-
5 経済的インセンティブ等		-	-	
6 処理時間(申請者への回答までの時間)	オンライン手続	-	-	
	紙手続	-	-	
7 利用可能な期間・時間帯	オンライン手続	(通常期) 平日8時30分～21時 (確定申告期) 24時間受付	申告期限の1月末については、所得税の確定申告期に併せて、引き続き前倒して24時間利用を可能とする予定	
	紙手続	平日8時30分～17時	-	
8 上記以外のインセンティブ措置		電子申請等を行った旨を証明する電子申請等証明書制度を創設(平成20年1月～)	-	
9 窓口サービスの充実		-	-	
10 使い勝手の向上	①初期設定の簡素化		ID・PWのオンライン発行(平成20年1月～)	-
	②申請段階の操作方法の簡素化や申請画面の改善		利用者等の意見や要望等も踏まえて随時改善	引き続き現在の措置を実施
	③相談・支援体制の充実		ヘルプデスクの設置 (通常期) 平日9時～17時 (確定申告期) 平日9時～20時 ※平成20年2月24日及び3月2日の 日曜日は9時～17時	-
	④上記以外の措置		e-Tax ソフトのダウンロードによる提供(平成18年10月～)	-
11 広報・普及啓発	①利用者に対する利用の勧奨		各種説明会等において実施 国税局、税務署幹部による個別勧奨を実施	引き続き現在の措置を実施
	②窓口職員の意識の向上		事務計画等に織り込んで研修を実施	引き続き現在の措置を実施
12 国及び地方公共団体によるオンライン利用の拡大に向けた取組		霞が関WAN及びLGWAN経由による利用勧奨	eLTAXとの連携について総務省と所要の申合せを行うなど、国(e-Tax)及び地方公共団体(eLTAX)によるオンライン利用の拡大に向けた取組を強化 引き続き霞が関WAN及びLGWAN経由による利用勧奨	
13 企業におけるオンライン利用の拡大に向けた取組		国税局、税務署幹部による個別勧奨を実施	引き続き現在の措置を実施	
14 その他の取組		「税を考える週間」及び確定申告時期を中心に各種マスコミ媒体を活用して幅広く広報を実施	引き続き現在の措置を実施	

8) 不動産等の譲受けの対価の支払調書(及び同合計表)

1 手続概要	①手続名(所管府省)		不動産等の譲受けの対価の支払調書(及び同合計表)	(No7、8、9、10、11、12の各支払調書を提出する際には、提出者単位でまとめて提出されるため、各手続の年間平均申請件数はすべて同一として記載している。)
	②年間平均申請件数		2,237,000件	
	③根拠法令・条項		所得税法(昭和40年法律第33号)第225条第1項第9号	
	④手続内容		居住者又は内国法人に対し、国内において不動産、不動産の上に存する権利、船舶及び航空機の譲受けの対価を支払った場合に提出する。	
	⑤主な利用者等		主な利用者 個人、法人	主な代理人 税理士
	⑥受付システム		e-Tax (http://www.e-tax.nta.go.jp)	
			現状	具体的な改善措置(実施時期)
2 本人確認方法	①本人による申請	オンライン手続	本人のID・PW及び電子署名	—
		紙手続	署名及び押印	—
	②代理人による申請	オンライン手続	本人のID、税理士のID・PW及び電子署名 本人の電子署名については省略可能	—
		紙手続	本人及び代理人の署名・押印	—
3 添付書類	①添付書類の有無(主な書類)		無	—
	②添付書類の削減に向けた措置		—	—
	③上記以外の措置		—	—
4 手数料	①金額	オンライン手続	—	—
		紙手続	—	—
	②納付方法	オンライン手続	—	—
		紙手続	—	—
5 経済的インセンティブ等		—	—	
6 処理時間(申請者への回答までの時間)	オンライン手続	—	—	
	紙手続	—	—	
7 利用可能な期間・時間帯	オンライン手続	(通常期) 平日8時30分～21時 (確定申告期) 24時間受付	申告期限の1月末については、所得税の確定申告期に併せて、引き続き前倒しで24時間利用を可能とする予定	
	紙手続	平日8時30分～17時	—	
8 上記以外のインセンティブ措置		電子申請等を行った旨を証明する電子申請等証明書制度を創設(平成20年1月～)		—
9 窓口サービスの充実		—		—
10 使い勝手の向上	①初期設定の簡素化		ID・PWのオンライン発行(平成20年1月～)	—
	②申請段階の操作方法の簡素化や申請画面の改善		利用者等の意見や要望等も踏まえて随時改善	引き続き現在の措置を実施
	③相談・支援体制の充実		ヘルプデスクの設置 (通常期) 平日9時～17時 (確定申告期) 平日9時～20時 ※平成20年2月24日及び3月2日の 日曜日は9時～17時	—
	④上記以外の措置		e-Tax ソフトのダウンロードによる提供(平成18年10月～)	—
11 広報・普及啓発	①利用者に対する利用の勧奨		各種説明会等において実施 国税局、税務署幹部による個別勧奨を実施	引き続き現在の措置を実施
	②窓口職員の意識の向上		事務計画等に織り込んで研修を実施	引き続き現在の措置を実施
12 国及び地方公共団体によるオンライン利用の拡大に向けた取組		霞が関WAN及びLGWAN経由による利用勧奨		eLTAXとの連携について総務省と所要の申合せを行うなど、国(e-Tax)及び地方公共団体(eLTAX)によるオンライン利用の拡大に向けた取組を強化 引き続き霞が関WAN及びLGWAN経由による利用勧奨
13 企業におけるオンライン利用の拡大に向けた取組		国税局、税務署幹部による個別勧奨を実施		引き続き現在の措置を実施
14 その他の取組		「税を考える週間」及び確定申告時期を中心に各種マスコミ媒体を活用して幅広く広報を実施		引き続き現在の措置を実施

9) 不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書（及び同合計表）

1 手続概要	①手続名(所管府省)		不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書(及び同合計表)	(No7、8、9、10、11、12の各支払調書を提出する際には、提出者単位でまとめて提出されるため、各手続の年間平均申請件数はすべて同一として記載している。)
	②年間平均申請件数		2,237,000件	
	③根拠法令・条項		所得税法(昭和40年法律第33号)第225条第1項第9号	
	④手続内容		居住者又は内国法人に対し、国内において不動産、不動産の上に存する権利、船舶及び航空機の売買又は貸付けのあっせん手数料を支払った場合に提出する。	
	⑤主な利用者等		主な利用者 個人、法人	主な代理人 税理士
	⑥受付システム		e-Tax ( <a href="http://www.e-tax.nta.go.jp">http://www.e-tax.nta.go.jp</a> )	
			現状	具体的な改善措置(実施時期)
2 本人確認方法	①本人による申請	オンライン手続	本人のID・PW及び電子署名	-
		紙手続	署名及び押印	-
	②代理人による申請	オンライン手続	本人のID、税理士のID・PW及び電子署名 本人の電子署名については省略可能	-
		紙手続	本人及び代理人の署名・押印	-
3 添付書類	①添付書類の有無(主な書類)		無	-
	②添付書類の削減に向けた措置		-	-
	③上記以外の措置		-	-
4 手数料	①金額	オンライン手続	-	-
		紙手続	-	-
	②納付方法	オンライン手続	-	-
		紙手続	-	-
5 経済的インセンティブ等		-	-	
6 処理時間(申請者への回答までの時間)	オンライン手続	-	-	
	紙手続	-	-	
7 利用可能な期間・時間帯	オンライン手続	(通常期) 平日8時30分～21時 (確定申告期) 24時間受付	申告期限の1月末については、所得税の確定申告期に併せて、引き続き前倒しで24時間利用を可能とする予定	
	紙手続	平日8時30分～17時	-	
8 上記以外のインセンティブ措置		電子申請等を行った旨を証明する電子申請等証明書制度を創設(平成20年1月～)		-
9 窓口サービスの充実		-		-
10 使い勝手の向上	①初期設定の簡素化		ID・PWのオンライン発行(平成20年1月～)	-
	②申請段階の操作方法の簡素化や申請画面の改善		利用者等の意見や要望等も踏まえて随時改善	引き続き現在の措置を実施
	③相談・支援体制の充実		ヘルプデスクの設置 (通常期) 平日9時～17時 (確定申告期) 平日9時～20時 ※平成20年2月24日及び3月2日の 日曜日は9時～17時	-
	④上記以外の措置		e-Tax ソフトのダウンロードによる提供(平成18年10月～)	-
11 広報・普及啓発	①利用者に対する利用の勧奨		各種説明会等において実施 国税局、税務署幹部による個別勧奨を実施	引き続き現在の措置を実施
	②窓口職員の意識の向上		事務計画等に織り込んで研修を実施	引き続き現在の措置を実施
12 国及び地方公共団体によるオンライン利用の拡大に向けた取組		霞が関WAN及びLGWAN経由による利用勧奨		eLTAXとの連携について総務省と所要の申合せを行うなど、国(e-Tax)及び地方公共団体(eLTAX)によるオンライン利用の拡大に向けた取組を強化 引き続き霞が関WAN及びLGWAN経由による利用勧奨
13 企業におけるオンライン利用の拡大に向けた取組		国税局、税務署幹部による個別勧奨を実施		引き続き現在の措置を実施
14 その他の取組		「税を考える週間」及び確定申告時期を中心に各種マスコミ媒体を活用して幅広く広報を実施		引き続き現在の措置を実施

10) 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書（及び同合計表）

1 手続概要	①手続名(所管府省)		報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書(及び同合計表)	(No7、8、9、10、11、12の各支払調書を提出する際には、提出者単位でまとめて提出されるため、各手続の年間平均申請件数はすべて同一として記載している。)	
	②年間平均申請件数		2,237,000件		
	③根拠法令・条項		所得税法(昭和40年法律第33号)第225条第1項第3号		
	④手続内容		居住者又は内国法人に対して、報酬、料金、契約金及び賞金を支払った場合に提出する。		
	⑤主な利用者等		主な利用者 個人、法人		主な代理人 税理士
	⑥受付システム		e-Tax ( <a href="http://www.e-tax.nta.go.jp">http://www.e-tax.nta.go.jp</a> )		
			現状	具体的な改善措置(実施時期)	
2 本人確認方法	①本人による申請	オンライン手続	本人のID・PW及び電子署名	—	
		紙手続	署名及び押印	—	
	②代理人による申請	オンライン手続	本人のID、税理士のID・PW及び電子署名 本人の電子署名については省略可能	—	
		紙手続	本人及び代理人の署名・押印	—	
3 添付書類	①添付書類の有無(主な書類)		無	—	
	②添付書類の削減に向けた措置		—	—	
	③上記以外の措置		—	—	
4 手数料	①金額	オンライン手続	—	—	
		紙手続	—	—	
	②納付方法	オンライン手続	—	—	
		紙手続	—	—	
5 経済的インセンティブ等		—	—		
6 処理時間(申請者への回答までの時間)	オンライン手続	—	—		
	紙手続	—	—		
7 利用可能な期間・時間帯	オンライン手続	(通常期) 平日8時30分～21時 (確定申告期) 24時間受付	申告期限の1月末については、所得税の確定申告期に併せて、引き続き前倒して24時間利用を可能とする予定		
	紙手続	平日8時30分～17時	—		
8 上記以外のインセンティブ措置		電子申請等を行った旨を証明する電子申請等証明書制度を創設(平成20年1月～)	—		
9 窓口サービスの充実		—	—		
10 使い勝手の向上	①初期設定の簡素化		ID・PWのオンライン発行(平成20年1月～)	—	
	②申請段階の操作方法の簡素化や申請画面の改善		利用者等の意見や要望等も踏まえて随時改善	引き続き現在の措置を実施	
	③相談・支援体制の充実		ヘルプデスクの設置 (通常期) 平日9時～17時 (確定申告期) 平日9時～20時 ※平成20年2月24日及び3月2日の日曜日は9時～17時	—	
	④上記以外の措置		e-Tax ソフトのダウンロードによる提供(平成18年10月～)	—	
11 広報・普及啓発	①利用者に対する利用の勧奨		各種説明会等において実施 国税局、税務署幹部による個別勧奨を実施	引き続き現在の措置を実施	
	②窓口職員の意識の向上		事務計画等に織り込んで研修を実施	引き続き現在の措置を実施	
12 国及び地方公共団体によるオンライン利用の拡大に向けた取組		霞が関WAN及びLGWAN経路による利用勧奨	eLTAXとの連携について総務省と所要の申合せを行うなど、国(e-Tax)及び地方公共団体(eLTAX)によるオンライン利用の拡大に向けた取組を強化 引き続き霞が関WAN及びLGWAN経路による利用勧奨		
13 企業におけるオンライン利用の拡大に向けた取組		国税局、税務署幹部による個別勧奨を実施	引き続き現在の措置を実施		
14 その他の取組		「税を考える週間」及び確定申告時期を中心に各種マスコミ媒体を活用して幅広く広報を実施	引き続き現在の措置を実施		

11) 給与所得の源泉徴収票（及び同合計表）

1 手続概要	①手続名(所管府省)		給与所得の源泉徴収票(及び同合計表)	(No7、8、9、10、11、12の各支払調書を提出する際には、提出者単位でまとめて提出されるため、各手続の年間平均申請件数はすべて同一として記載している。)
	②年間平均申請件数		2,237,000件	
	③根拠法令・条項		所得税法(昭和40年法律第33号)第226条第1項	
	④手続内容		居住者に対し、俸給、給料、賃金、歳費、賞与其他これらの性格を有する給与を支払った場合に提出する。	
	⑤主な利用者等		主な利用者 個人、法人	主な代理人 税理士
	⑥受付システム		e-Tax (http://www.e-tax.nta.go.jp)	
			現状	具体的な改善措置(実施時期)
2 本人確認方法	①本人による申請	オンライン手続	本人のID・PW及び電子署名	-
		紙手続	署名及び押印	-
	②代理人による申請	オンライン手続	本人のID、税理士のID・PW及び電子署名 本人の電子署名については省略可能	-
		紙手続	本人及び代理人の署名・押印	-
3 添付書類	①添付書類の有無(主な書類)		無	-
	②添付書類の削減に向けた措置		-	-
	③上記以外の措置		-	-
4 手数料	①金額	オンライン手続	-	-
		紙手続	-	-
	②納付方法	オンライン手続	-	-
		紙手続	-	-
5 経済的インセンティブ等		-	-	
6 処理時間(申請者への回答までの時間)	オンライン手続	-	-	
	紙手続	-	-	
7 利用可能な期間・時間帯	オンライン手続	(通常期) 平日8時30分～21時 (確定申告期) 24時間受付	申告期限の1月末については、所得税の確定申告期に併せて、引き続き前倒しで24時間利用を可能とする予定	
	紙手続	平日8時30分～17時	-	
8 上記以外のインセンティブ措置		電子申請等を行った旨を証明する電子申請等証明書制度を創設(平成20年1月～)		-
9 窓口サービスの充実		-		-
10 使い勝手の向上	①初期設定の簡素化		ID・PWのオンライン発行(平成20年1月～)	-
	②申請段階の操作方法の簡素化や申請画面の改善		利用者等の意見や要望等も踏まえて随時改善	引き続き現在の措置を実施
	③相談・支援体制の充実		ヘルプデスクの設置 (通常期)平日9時～17時 (確定申告期)平日9時～20時 ※平成20年2月24日及び3月2日の 日曜日は9時～17時	-
	④上記以外の措置		e-Tax ソフトのダウンロードによる提供(平成18年10月～)	-
11 広報・普及啓発	①利用者に対する利用の勧奨		各種説明会等において実施 国税局、税務署幹部による個別勧奨を実施	引き続き現在の措置を実施
	②窓口職員の意識の向上		事務計画等に織り込んで研修を実施	引き続き現在の措置を実施
12 国及び地方公共団体によるオンライン利用の拡大に向けた取組		霞が関WAN及びLGWAN経路による利用勧奨		eLTAXとの連携について総務省と所要の申合せを行うなど、国(e-Tax)及び地方公共団体(eLTAX)によるオンライン利用の拡大に向けた取組を強化 引き続き霞が関WAN及びLGWAN経路による利用勧奨
13 企業におけるオンライン利用の拡大に向けた取組		国税局、税務署幹部による個別勧奨を実施		引き続き現在の措置を実施
14 その他の取組		「税を考える週間」及び確定申告時期を中心に各種マスコミ媒体を活用して幅広く広報を実施		引き続き現在の措置を実施



12) 退職所得の源泉徴収票（及び同合計表）

1 手続概要	①手続名(所管府省)		退職所得の源泉徴収票(及び同合計表)	(No7、8、9、10、11、12の各支払調書を提出する際には、提出者単位でまとめて提出されるため、各手続の年間平均申請件数はすべて同一として記載している。)
	②年間平均申請件数		2,237,000件	
	③根拠法令・条項		所得税法(昭和40年法律第33号)第226条第2項	
	④手続内容		居住者に対し、国内において退職手当、一時恩給その他の退職により一時に受ける給与及びこれらの性質を有する給与等を支払った場合に提出する。	
	⑤主な利用者等		主な利用者 個人、法人	主な代理人 税理士
	⑥受付システム		e-Tax (http://www.e-tax.nta.go.jp)	
			現状	具体的な改善措置(実施時期)
2 本人確認方法	①本人による申請	オンライン手続	本人のID・PW及び電子署名	-
		紙手続	署名及び押印	-
	②代理人による申請	オンライン手続	本人のID、税理士のID・PW及び電子署名 本人の電子署名については省略可能	-
		紙手続	本人及び代理人の署名・押印	-
3 添付書類	①添付書類の有無(主な書類)		無	-
	②添付書類の削減に向けた措置		-	-
	③上記以外の措置		-	-
4 手数料	①金額	オンライン手続	-	-
		紙手続	-	-
	②納付方法	オンライン手続	-	-
		紙手続	-	-
5 経済的インセンティブ等		-	-	
6 処理時間(申請者への回答までの時間)	オンライン手続	-	-	
	紙手続	-	-	
7 利用可能な期間・時間帯	オンライン手続	(通常期) 平日8時30分～21時 (確定申告期) 24時間受付	申告期限の1月末については、所得税の確定申告期に併せて、引き続き前倒しで24時間利用を可能とする予定	
	紙手続	平日8時30分～17時	-	
8 上記以外のインセンティブ措置		電子申請等を行った旨を証明する電子申請等証明書制度を創設(平成20年1月～)		-
9 窓口サービスの充実		-		-
10 使い勝手の向上	①初期設定の簡素化		ID・PWのオンライン発行(平成20年1月～)	-
	②申請段階の操作方法の簡素化や申請画面の改善		利用者等の意見や要望等も踏まえて随時改善	引き続き現在の措置を実施
	③相談・支援体制の充実		ヘルプデスクの設置 (通常期) 平日9時～17時 (確定申告期) 平日9時～20時 ※平成20年2月24日及び3月2日の 日曜日は9時～17時	-
	④上記以外の措置		e-Tax ソフトのダウンロードによる提供(平成18年10月～)	-
11 広報・普及啓発	①利用者に対する利用の勧奨		各種説明会等において実施 国税局、税務署幹部による個別勧奨を実施	引き続き現在の措置を実施
	②窓口職員の意識の向上		事務計画等に織り込んで研修を実施	引き続き現在の措置を実施
12 国及び地方公共団体によるオンライン利用の拡大に向けた取組		霞が関WAN及びLGWAN経由による利用勧奨		eLTAXとの連携について総務省と所要の申合せを行うなど、国(e-Tax)及び地方公共団体(eLTAX)によるオンライン利用の拡大に向けた取組を強化 引き続き霞が関WAN及びLGWAN経由による利用勧奨
13 企業におけるオンライン利用の拡大に向けた取組		国税局、税務署幹部による個別勧奨を実施		引き続き現在の措置を実施
14 その他の取組		「税を考える週間」及び確定申告時期を中心に各種マスコミ媒体を活用して幅広く広報を実施		引き続き現在の措置を実施

13) 利子等の支払調書（及び同合計表）

1 手続概要	①手続名(所管府省)		利子等の支払調書(及び同合計表)			
	②年間平均申請件数		218,000件(光ディスク等を使用して、本店に一括して提出される支店等の提出件数を含む)			
	③根拠法令・条項		所得税法(昭和40年法律第33号)第225条第1項第1号・第8号			
	④手続内容		居住者又は内国法人に対し、利子等の支払をした場合に提出する。			
	⑤主な利用者等		主な利用者	法人	主な代理人	税理士
	⑥受付システム		e-Tax (http://www.e-tax.nta.go.jp)			
		現状		具体的な改善措置(実施時期)		
2 本人確認方法	①本人による申請	オンライン手続	本人のID・PW及び電子署名	-		
		紙手続	署名及び押印	-		
	②代理人による申請	オンライン手続	本人のID・PW及び電子署名 本人の電子署名については省略可能	-		
		紙手続	本人及び代理人の署名・押印	-		
3 添付書類	①添付書類の有無(主な書類)		無	-		
	②添付書類の削減に向けた措置		-	-		
	③上記以外の措置		-	-		
4 手数料	①金額	オンライン手続	-	-		
		紙手続	-	-		
	②納付方法	オンライン手続	-	-		
		紙手続	-	-		
5 経済的インセンティブ等		-		-		
6 処理時間(申請者への回答までの時間)	オンライン手続		-	-		
	紙手続		-	-		
7 利用可能な期間・時間帯	オンライン手続		(通常期) 平日8時30分～21時 (確定申告期) 24時間受付	-		
	紙手続		平日8時30分～17時	-		
8 上記以外のインセンティブ措置		電子申請等を行った旨を証明する電子申請等証明書制度を創設(平成20年1月～)		-		
9 窓口サービスの充実		-		-		
10 使い勝手の向上	①初期設定の簡素化		ID・PWのオンライン発行(平成20年1月～)	-		
	②申請段階の操作方法の簡素化や申請画面の改善		利用者等の意見や要望等も踏まえて随時改善	引き続き現在の措置を実施		
	③相談・支援体制の充実		ヘルプデスクの設置 (通常期) 平日9時～17時 (確定申告期) 平日9時～20時 ※平成20年2月24日及び3月2日の日曜日は9時～17時	-		
	④上記以外の措置		e-Tax ソフトのダウンロードによる提供(平成18年10月～)	-		
11 広報・普及啓発	①利用者に対する利用の勧奨		業界団体への利用勧奨、また本店等に対する集中的な勧奨を実施 国税局税務署幹部による個別勧奨を実施	引き続き現在の措置を実施		
	②窓口職員の意識の向上		事務計画等に織り込んで研修を実施	引き続き現在の措置を実施		
12 国及び地方公共団体によるオンライン利用の拡大に向けた取組		-		-		
13 企業におけるオンライン利用の拡大に向けた取組		国税局、税務署幹部による個別勧奨を実施		引き続き現在の措置を実施		
14 その他の取組		「税を考える週間」及び確定申告時期を中心に各種マスコミ媒体を活用して幅広く広報を実施		引き続き現在の措置を実施		

14) 納税証明書の交付請求

1 手続概要	①手続名(所管府省)		納税証明書の交付請求			
	②年間平均申請件数		1,227,000件(複数種類の交付請求の場合には、交付請求単位でカウントする)			
	③根拠法令・条項		国税通則法(昭和37年法律66号)第123条第1項			
	④手続内容		納税証明書は申告・納付した納税額、所得金額及び未納の税額がないこと等について証明するものであり、納税者が融資申込みや資格審査等の添付書類として使用するため、必要となる都度、税務署等へ交付請求を行うものである。			
	⑤主な利用者等		主な利用者	個人、法人	主な代理人	親族、従業員(代理申請割合約57%)
	⑥受付システム		e-Tax (http://www.e-tax.nta.go.jp)			
		現状		具体的な改善措置(実施時期)		
2 本人確認方法	①本人による申請	オンライン手続	本人のID・PW及び電子署名	電子申請・書面発行で、かつ、窓口で受領する場合には、受取時に本人確認をすることを前提として、本人の電子署名を省略することを検討		
		紙手続	署名及び押印等、本人であることが確認できるもの	—		
	②代理人による申請	オンライン手続	本人のID及び電子署名、税理士のID・PW及び電子署名	税理士による代理請求については、当該代理請求の利用状況を見据え、個人情報保護できる範囲内で、本人の署名の省略について検討		
		紙手続	委任状(本人が署名及び押印したもの)、代理人本人であることを確認できるもの	—		
3 添付書類	①添付書類の有無(主な書類)		無	—		
	②添付書類の削減に向けた措置		—	—		
	③上記以外の措置		—	—		
4 手数料	①金額	オンライン手続	370円	オンライン申請の手数料については、政府全体の取組の中で、紙申請の手数料の半額以下に引き下げを図る		
		紙手続	400円	—		
	②納付方法	オンライン手続	オンライン(証明書を税務署の窓口で受領する場合は窓口で納付)	—		
		紙手続	税務署の窓口	—		
5 経済的インセンティブ等						
6 処理時間(申請者への回答までの時間)	オンライン手続			—		
	紙手続		おおむね15分程度	—		
7 利用可能な期間・時間帯	オンライン手続		(通常期) 平日8時30分～21時 (確定申告期) 24時間受付	—		
	紙手続		平日8時30分～17時	—		
8 上記以外のインセンティブ措置			平成20年1月から電子申請、書面発行を実施	—		
9 窓口サービスの充実			窓口において請求者が交付請求書を記載	—		
10 使い勝手の向上	①初期設定の簡素化		ID・PWのオンライン発行	—		
	②申請段階の操作方法の簡素化や申請画面の改善		利用者等の意見や要望等も踏まえて随時改善	引き続き現在の措置を実施		
	③相談・支援体制の充実		ヘルプデスクの設置 (通常期) 平日9時～17時 (確定申告期) 平日9時～20時 ※平成20年2月24日及び3月2日の日曜日は9時～17時	—		
	④上記以外の措置		e-Tax ソフトのダウンロードによる提供(平成18年10月～)	—		
11 広報・普及啓発	①利用者に対する利用の勧奨		各種説明会等において実施、国税局、税務署幹部による個別勧奨を実施	反復・継続して交付請求を行う可能性の高い事業者に対して個別勧奨を実施		
	②窓口職員の意識の向上		事務計画等に織り込んで研修を実施、加えて、個別勧奨用のパンフレット等を作成するとともに、勧奨方法についても周知	引き続き現在の措置を実施		
12 国及び地方公共団体によるオンライン利用の拡大に向けた取組			納税証明書を電子的に請求(当面は電子申請・書面発行)することを地方公共団体の入札参加資格審査申請受付窓口においても勧奨する、加えて、電子納税証明書の受入態勢を整備するよう地方自治体に対して協力を要請	納税証明書を電子的に請求(当面は電子申請・書面発行)することを地方公共団体の入札参加資格審査申請受付窓口においても勧奨する、加えて、電子納税証明書の受入態勢を地方自治体が整備するよう総務省に対して協力を要請		
13 企業におけるオンライン利用の拡大に向けた取組			国税局、税務署幹部による個別勧奨を実施	引き続き国税局、税務署幹部による個別勧奨に加え、税理士に対し、税理士の代理による交付請求及び税理士からクライアントである個人、法人へ利用勧奨を依頼		
14 その他の取組			「税を考える週間」及び確定申告時期を中心に各種マスコミ媒体を活用して幅広く広報を実施	引き続き現在の措置を実施		

15) 電子申告・納税等開始（変更等）届出

1 手続概要	①手続名(所管府省)	電子申告・納税等開始(変更等)届出		
	②年間平均申請件数	1,564,000件		
	③根拠法令・条項	国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令第4条		
	④手続内容	国税電子申告・納税システムを利用開始するときに税務署長へ提出する。		
	⑤主な利用者等	主な利用者 個人	主な代理人 税理士	
	⑥受付システム	e-Tax (http://www.e-tax.nta.go.jp)		
		現状	具体的な改善措置(実施時期)	
2 本人確認方法	①本人による申請	オンライン手続	本人確認不要	-
		紙手続	署名及び押印等	-
	②代理人による申請	オンライン手続	税理士のID・PW及び電子署名	-
		紙手続	本人及び代理人の署名・押印	-
3 添付書類	①添付書類の有無(主な書類)	無		-
	②添付書類の削減に向けた措置	無		-
	③上記以外の措置	-		-
4 手数料	①金額	オンライン手続	-	-
		紙手続	-	-
	②納付方法	オンライン手続	-	-
		紙手続	-	-
5 経済的インセンティブ等		-		-
6 処理時間(申請者への回答までの時間)	オンライン手続	-		-
	紙手続	-		-
7 利用可能な期間・時間帯	オンライン手続	(通常期) 平日8時30分～21時 (確定申告期) 24時間受付		-
	紙手続	平日8時30分～17時		-
8 上記以外のインセンティブ措置		-		-
9 窓口サービスの充実		-		-
10 使い勝手の向上	①初期設定の簡素化	-		-
	②申請段階の操作方法の簡素化や申請画面の改善	利用者等の意見や要望等も踏まえて随時改善		引き続き現在の措置を実施
	③相談・支援体制の充実	ヘルプデスクの設置 (通常期)平日9時～17時 (確定申告期)平日9時～20時 ※平成20年2月24日及び3月2日の 日曜日は9時～17時		-
	④上記以外の措置	-		-
11 広報・普及啓発	①利用者に対する利用の勧奨	・各種説明会等において利用勧奨の実施 ・国税局、税務署幹部による税理士等への個別勧奨を実施		引き続き現在の措置を実施
	②窓口職員の意識の向上	-		-
12 国及び地方公共団体によるオンライン利用の拡大に向けた取組		-		-
13 企業におけるオンライン利用の拡大に向けた取組		国税局、税務署幹部による個別勧奨を実施するとともに、従業員の所得税申告でのe-Tax利用推進依頼をあわせて実施		引き続き現在の措置を実施
14 その他の取組		「税を考える週間」及び確定申告時期を中心に各種マスコミ媒体を活用して幅広く広報を実施		引き続き現在の措置を実施

## 4. 社会保険・労働保険

### ① 平成25年度末の目標値とそれに向けた計画値等

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
計画値		43%	47%	51%	60%	65%	(目標値) 70%
実績値	42%						

(注) 1) 上記の目標値及び計画値は、認証基盤の大幅な普及拡大等のオンライン利用拡大に係る各種施策の実施を前提としている。

2) また、上記の目標値及び計画値には、窓口等でデータ形式により提出される申請についても含んでいる。

(対象手続)

- 1) 概算・増加概算・確定保険料申告書  
(労働保険の保険料の徴収等に関する法律第15条、第16条、第19条、同施行規則第24条第3項、第25条第3項、第33条第2項)
- 2) 概算保険料の延納の申請  
(労働保険の保険料の徴収等に関する法律第18条、同施行規則第27条、第28条、第29条、第30条、第31条、第32条)
- 3) 雇用保険被保険者資格取得届 (雇用保険法第7条、雇用保険法施行規則第6条)
- 4) 雇用保険被保険者資格喪失届 (雇用保険法第7条、雇用保険法施行規則第7条)
- 5) 高年齢雇用継続基本給付金の申請  
(雇用保険法第61号、雇用保険法施行規則第101条の5)
- 6) 健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届  
(健康保険法施行規則第25条、厚生年金保険法施行規則第18条)
- 7) 健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額変更届  
(健康保険法施行規則第26条、厚生年金保険法施行規則第19条、第19条の2)
- 8) 健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届、船員保険・厚生年金保険被保険者資格取得届  
(健康保険法施行規則第24条、第43条、船員保険法施行規則第7条、第8条、厚生年金保険法施行規則第15条、第16条)
- 9) 健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届、船員保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届  
(健康保険法施行規則第29条、第51条、第52条、第59条、第99条、船員保険法施行規則第10条、第17条の7、第17条の8、第24条の2の5、第47条の2、第47条の2の7、厚生年金法施行規則第22条)
- 10) 健康保険・厚生年金保険被保険者氏名変更(訂正)届、船員保険・厚生年金保険被

保険者氏名変更訂正届

(健康保険法施行規則第 36 条、第 47 条、第 48 条、第 59 条、第 99 条、船員保険法施行規則第 13 条、第 17 条の 2、第 17 条の 5、第 17 条の 8、第 24 条の 2 の 5、第 47 条の 2、第 47 条の 2 の 7、厚生年金保険法施行規則第 5 条の 4、第 9 条、第 21 条)

11) 健康保険被扶養者(異動)届、船員保険被扶養者(異動)届

(健康保険法施行規則第 38 条、第 59 条、第 99 条、第 120 条、第 121 条、第 134 条、船員保険法施行規則第 17 条の 3、第 17 条の 4、第 17 条の 5、第 17 条の 8、第 24 条の 2 の 5、第 47 条の 2、第 47 条の 2 の 7)

12) 健康保険・厚生年金保険賞与支払届、厚生年金保険(船員)賞与支払届

(健康保険法施行規則第 27 条、厚生年金保険法施行規則第 26 条の 2)

13) 厚生年金保険被保険者住所変更届、厚生年金保険(船員)被保険者住所変更届

(厚生年金保険法施行規則第 5 条の 5、第 21 条の 2)

14) 国民年金・厚生年金保険老齢給付裁定請求書

(厚生年金保険法施行規則第 30 条、国民年金法施行規則第 16 条、第 16 条の 3、第 16 条の 4)

15) 国民年金・厚生年金保険老齢給付裁定請求書(ハガキ形式)

(厚生年金保険法施行規則第 30 条の 2、国民年金法施行規則第 16 条の 2)

16) 年金受給権者現況届

(厚生年金保険法施行規則第 35 条、第 51 条、第 68 条、厚生年金保険法施行規則昭和 61 年附則第 14 条、旧厚生年金保険施行規則第 35 条、第 43 条の 7、第 51 条、第 68 条、第 76 条の 10、国民年金法施行規則第 18 条、36 条、51 条、60 条の 6、国民年金法施行規則昭和 61 年附則第 8 条、旧国民年金法施行規則第 18 条、第 29 条、第 45 条、第 58 条、第 60 条の 6、船員保険法施行規則第 73 条、82 条の 3、船員保険法施行規則附則第 21 条、旧船員保険法施行規則第 57 条、68 条の 12、第 73 条、第 82 条の 3、第 82 条の 14 の 7)

17) 年金受給権者住所・支払機関変更届

(厚生年金保険法施行規則第 38 条、第 39 条、第 54 条、第 55 条、第 71 条、第 72 条、厚生年金保険法施行規則昭和 61 年附則第 14 条、旧厚生年金保険法施行規則第 38 条、第 39 条、第 43 条の 10、第 43 条の 11、第 54 条、第 55 条、第 71 条、第 72 条、第 76 条の 13、第 76 条の 14、国民年金法施行規則第 20 条、第 21 条、国民年金法施行規則昭和 61 年附則第 8 条、旧国民年金法施行規則第 20 条、第 21 条、第 30 条、第 36 条の 2、第 38 条、第 47 条、第 50 条、第 60 条、第 60 条の 8、船員保険法施行規則第 75 条の 2、第 75 条の 3、第 82 条の 13、船員保険法施行規則昭和 61 年附則第 21 条、旧船員保険法施行規則第 62 条、第 62 条の 2)

18) 年金手帳再交付申請書

(厚生年金保険法施行規則第 11 条、国民年金法施行規則第 11 条)

19) 国民年金第 3 号被保険者資格取得・種別変更・種別確認・資格喪失・死亡・住所・氏名変更・生年月日変更・性別変更届

(国民年金法施行規則第1条の2、第3条、第4条、第6条、第6条の2、第6条の3、第7条、第8条)

20) 国民年金保険料還付請求書

(国民年金法第93条、国民年金法施行令第9条、国民年金法施行規則第80条)

21) 国民年金・厚生年金保険年金受給権者死亡届

(厚生年金保険法施行規則第41条、第57条、第74条、国民年金法施行規則第24条、第38条、第53条、第60条の8)

② うち、比較的早期に効果が現れやすい手続の平成23年度末の目標値とそれに向けた計画地等

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
計画値		48%	52%	56%	(目標値) 65%
実績値	47%				

(注) 1) 上記の目標値及び計画値は、認証基盤の大幅な普及拡大等のオンライン利用拡大に係る各種施策の実施を前提としている。

2) また、上記の目標値及び計画値には、窓口等でデータ形式により提出される申請についても含んでいる。

(対象手続) 上記のうち、下線の手続

1) 概算・増加概算・確定保険料申告書 / 2) 概算保険料の延納の申請

1 手続概要	①手続名(所管府省)		概算・増加概算・確定保険料申告書/概算保険料の延納の申請			
	②年間平均申請件数		1,977,000件			
	③根拠法令・条項		労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和44年法律第84号)第15条、第16条、第18条、第19条、同施行規則第24条第3項、第25条第3項、第27条、第28条、第29条、第30条、第31条、第32条、第33条第2項			
	④手続内容		事業主が、概算保険料、確定保険料等の申告を行う場合、原則として毎年法定の申告期間中に所轄労働基準監督署、都道府県労働局若しくは金融機関へ提出する。/事業主が、納付すべき概算保険料が40万円(労災保険又は雇用保険いずれか一方の保険関係のみ成立している場合は20万円)以上等の場合、概算保険料申告書提出時に併せて延納申請をすることができる。			
	⑤主な利用者等		主な利用者	事業主	主な代理人	社会保険労務士
	⑥受付システム		労働保険適用徴収・電子申請システム ( <a href="http://ip.roho-chosyu.mhlw.go.jp/">http://ip.roho-chosyu.mhlw.go.jp/</a> )			
		現状		具体的な改善措置(実施時期)		
2 本人確認方法	①本人による申請	オンライン手続	電子署名	-		
		紙手続	記名押印(事業主(代表者)印)又は署名	-		
	②代理人による申請	オンライン手続	事業主署名に代わる措置として電子署名のほか、労働保険番号・アクセスコードの入力により、代理人の電子署名のみで可	-		
		紙手続	申請者本人と代理人の記名押印又は署名	-		
3 添付書類	①添付書類の有無(主な書類)		無	-		
	②添付書類の削減に向けた措置		-	-		
	③上記以外の措置		-	-		
4 手数料	①金額	オンライン手続	-	-		
		紙手続	-	-		
	②納付方法	オンライン手続	-	-		
		紙手続	-	-		
5 経済的インセンティブ等		-		-		
6 処理時間(申請者への回答までの時間)	オンライン手続	5分	-			
	紙手続	5分	-			
7 利用可能な期間・時間帯	オンライン手続	24時間365日	-			
	紙手続	平日8時30分～17時15分(郵送も可)	-			
8 上記以外のインセンティブ措置		-		-		
9 窓口サービスの充実		平成20年度年度更新期間において、東京労働局内の申請窓口に端末を設置し、電子申請体験コーナーを試行的に実施	電子申請体験コーナーの試行的実施について複数局への拡大を検討			
10 使い勝手の向上	①初期設定の簡素化		-	平成22年1月にe-Govに統合予定(以降、e-Gov(総務省)により画一的に実施)		
	②申請段階の操作方法の簡素化や申請画面の改善		アクセスコードの付与による年度更新申告書印字情報の提供	・引き続き現在の措置を実施 ・平成22年1月にe-Govに統合予定(以降、e-Gov(総務省)により画一的に実施)		
	③相談・支援体制の充実		労働保険電子申請サポートセンターを設置し、ホームページで案内	・引き続き現在の措置を実施 ・平成22年1月にe-Govに統合予定(以降、e-Gov(総務省)により画一的に実施)		
	④上記以外の措置		・システムの仕様を公開 ・申請者が送信可能な様式・添付書類の枚数を、1手続当たり最大101枚へ増加	・引き続き現在の措置を実施 ・平成22年1月にe-Govに統合予定(以降、e-Gov(総務省)により画一的に実施)		
11 広報・普及啓発	①利用者に対する利用の勧奨		年度更新の説明会会場において、パンフレット・リーフレットを配布	相談員を配置し、電子申請の利用勧奨及び相談対応を行う。(予算要求中)		
	②窓口職員の意識の向上		適用徴収関係業務の中央研修において、システムに係る処理について講義を実施	引き続き現在の措置を実施するとともに、新システム導入に伴い手引を作成するにあたり、特に電子申請に係る審査処理に関する項目については、職員に理解しやすいものとする。(22年1月予定)		
12 国及び地方公共団体によるオンライン利用の拡大に向けた取組		-		内閣官房及び総務省とともに必要な実務的検討を進めるとともに、具体的実施方法の検証を行い、検証結果を踏まえ実施		
13 企業におけるオンライン利用の拡大に向けた取組		・企業等から事務の委託を受ける労働保険事務組合及び企業等の手続代行を行う社会保険労務士に対し、各種関係団体の広報誌等を通じて周知 ・日本郵政グループを訪問し、利用勧奨		各地域の主要な業界団体を訪問し、電子申請についての利用勧奨、相談対応を行う。(予算要求中)		
14 その他の取組		利用可能な電子証明書の種類拡大		引き続き現在の措置を実施		



3) 雇用保険被保険者資格取得届

1 手続概要	①手続名(所管府省)		雇用保険被保険者資格取得届			
	②年間平均申請件数		8,012,000件			
	③根拠法令・条項		雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条、雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第6条			
	④手続内容		事業主が、その雇用する労働者が当該事業主の行う適用事業に係る被保険者になった場合、その者について、被保険者となった事実のあった日の属する月の翌月10日までに、「雇用保険被保険者資格取得届」を、事業所の所在地を管轄する公共職業安定所に提出する。			
	⑤主な利用者等		主な利用者	事業主	主な代理人	社会保険労務士、労働保険事務組合
	⑥受付システム		e-Gov (www.e-gov.go.jp)			
			現状	具体的な改善措置(実施時期)		
2 本人確認方法	①本人による申請	オンライン手続	本人(事業主)の電子署名が必要。	—		
		紙手続	本人(事業主)の記名押印又は自筆による署名が必要。	—		
	②代理人による申請	オンライン手続	(社労士の場合) 社労士が事業主の提出代行者であることを証明することができるものを添付することをもって事業主の電子署名に代替可能(社労士の電子署名のみ必要)。 (事務組合の場合) 事務組合の電子署名のみ必要。	引き続き現在の措置を実施		
		紙手続	(社労士の場合) 本人(事業主)及び代理人(社労士)の記名押印又は自筆による署名が必要。 (事務組合の場合) 事務組合の記名押印又は自筆による署名のみ必要。	—		
3 添付書類	①添付書類の有無(主な書類)		有(労働契約に係る契約書、労働者名簿、賃金台帳その他の当該適用事業に係る被保険者となったことの実態及びその事実のあった年月日を証明することができる書類) ※過去の取扱い実績からみて、提出された届出書の記載内容に信頼性が高いと認められる等と判断できる事業主から提出されたものについては照合省略が可能(添付書類の提出が不要)。	引き続き現在の措置を実施		
	②添付書類の削減に向けた措置		・雇用保険の被保険者に関する届出の際に、雇用保険被保険者証の提出を不要とした。 ・オンラインによる提出の場合には、照合省略を希望する事業主からの事前の申し出を受けて、一定要件を満たす事業主については照合省略が可能(添付書類の提出が不要)。 ・オンラインによる提出の場合には、社会保険労務士、労働保険事務組合は、原則として、照合省略が可能(添付書類の提出が不要)。	・一定要件を満たす事業主に対し、電子申請、添付書類を省略することができる旨周知することにより、照合省略を認める事業主を増加させる。 ・平成20、21年度における利用実績等を踏まえ、必要に応じて、22年度に現行要件の見直しを検討。		
	③上記以外の措置		添付書類はスキャナー等により電子媒体化されたものを提出することが可能。	総務省と連携し、添付書類として送付できる画像に係る電子媒体について、従来、pdfファイルのみ受け付けているところ、jpgファイルも受け付けられるように改修。		
4 手数料	①金額	オンライン手続	—	—		
		紙手続	—	—		
	②納付方法	オンライン手続	—	—		
		紙手続	—	—		
5 経済的インセンティブ等			—	—		
6 処理時間(申請者への回答までの時間)	オンライン手続		—	—		
	紙手続		—	—		

7 利用可能な期間・時間帯	オンライン手続	24時間365日	—
	紙手続	平日8:30～17:00	—
8 上記以外のインセンティブ措置		—	—
9 窓口サービスの充実		—	公共職業安定所に、来所者が電子申請を行うことができる端末を設置(平成22年度)し、必要に応じて、その活用を図る。
10 使い勝手の向上	①初期設定の簡素化	利用者等の意見・要望を踏まえ、事前準備に関するマニュアルを改訂(平成20年4月～)。	利用者等の意見・要望を踏まえ、e-Gov電子申請マニュアル(事前説明に関するマニュアルを含む。)をより分かりやすく改訂(予算要求中)。
	②申請段階の操作方法の簡素化や申請画面の改善	e-Gov電子申請に関する画面構成等を改善(「e-Gov電子申請システムを一度も利用したことがない人」と「過去に利用したことがある人」に区分して利用方法を案内等)(平成20年2月～)。	e-Gov電子申請システムの使い勝手を向上させる観点から、下記のシステム改修を実施予定(又は検討中)。 ① 基本情報(氏名、住所等)の入力を一回のみとする転記機能の改善を実施(20年度中) ② 利用者端末への申請書保存機能の拡充(予算要求中) ③ 申請者の入力内容チェック機能の拡充(同上) ④ 電子申請の画面遷移の改善(同上)
	③相談・支援体制の充実	・電子政府利用支援センターにおいて、土日祝日を含め午前9時～午後7時まで、電話・電子メール・FAXにより、利用者からの問い合わせに対応。 ・平成20年6月から、音声自動応答装置(IVR)(注)を導入し、利用者の問い合わせの種類に応じて、オペレーターが対応する方式を導入。 (注)発信者の電話のボタン操作に合わせて、あらかじめ録音してある音声ガイダンスを自動的に再生するシステム	電子政府利用支援センターにおいて、申請者の画面を遠隔で操作できるシステムを導入予定(予算要求中)。
	④上記以外の措置	e-Govを利用した電子申請の操作を模擬的に体験できる電子申請体験システムを提供。	電子申請体験システムに、手続きを追加予定(平成20年10月～)。
11 広報・普及啓発	①利用者に対する利用の勧奨	・各都道府県労働局及び公共職業安定所の幹部が、管内の手続件数の多い企業を直接訪問することによる利用勧奨を実施。 ・電子政府利用促進週間を活用して下記の取組みを実施。 ① e-Govホームページにおいて、オンライン申請の利点等に関するPRを実施 ② e-Gov電子申請に関する利用者アンケートの実施(原則として週間中) ③ オンライン申請体験フェア((社)行政情報システム研究所主催))におけるモデル体験ブース、プレゼンテーション等における利用勧奨	・管内の手続件数の多い企業を直接訪問することによる利用勧奨を実施。 ・電子政府利用促進週間を活用して下記の取組みを実施。 ① e-Govホームページにおいて、オンライン利用促進に関するPRを実施 ② e-Gov電子申請に関する利用者アンケートの実施(なお、利用者アンケートについては通年で実施) ③ オンライン申請体験フェア((社)行政情報システム研究所主催))におけるモデル体験ブースでのデモ、プレゼンテーション等の実施(平成20年度～)
	②窓口職員の意識の向上	雇用保険関係手続の電子申請に係る周知用マニュアルを作成し、各公共職業安定所の窓口等で配布。	各公共職業安定所の窓口等において利用勧奨を実施。
12 国及び地方公共団体によるオンライン利用の拡大に向けた取組		手続き所管府省において事前に動作確認等を行うのに必要な検証環境を提供。	内閣官房及び総務省とともに必要な実務的検討を進めるとともに、具体的実施方法の検証を行い、検証結果を踏まえ実施
13 企業におけるオンライン利用の拡大に向けた取組		・複数人分の申請を一括で行える「磁気媒体届出作成プログラム」を作成・配布している。 ・「磁気媒体届出作成プログラム」の仕様を公開することにより、事業所が保有するデータの利用を促進している。 ・関連する手続の組合せの選択から申請までを一度にまとめて行えるグループ申請の機能を提供。	・e-Gov電子申請システムに、企業等の利用者が別途作成した申請書等を一括して送信可能とする機能(一括ファイル転送機能)を追加(20年度中)。 ・一括ファイル転送機能に関するAPI(外部インターフェイス)の公開(20年度中)。
14 その他の取組		—	—

4) 雇用保険被保険者資格喪失届

1 手続概要	①手続名(所管府省)		雇用保険被保険者資格喪失届			
	②年間平均申請件数		2,770,000件			
	③根拠法令・条項		雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条、雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第7条			
	④手続内容		事業主が、その雇用する労働者が当該事業主の行う適用事業に係る被保険者でなくなった場合、その者について、被保険者でなくなった事実のあった日の翌日から起算して10日以内に、「雇用保険被保険者資格喪失届」を、事業所の所在地を管轄する公共職業安定所に提出する。なお、離職票の交付を必要としないときのみ電子申請が可能。			
	⑤主な利用者等		主な利用者	事業主	主な代理人	社会保険労務士、労働保険事務組合
	⑥受付システム		e-Gov (www.e-gov.go.jp)			
		現状		具体的な改善措置(実施時期)		
2 本人確認方法	①本人による申請	オンライン手続	本人(事業主)の電子署名が必要。		—	
		紙手続	本人(事業主)の記名押印又は自筆による署名が必要。		—	
	②代理人による申請	オンライン手続	(社労士の場合) 社労士が事業主の提出代行者であることを証明することができるものを添付することをもって事業主の電子署名に代替可能(社労士の電子署名のみ必要)。 (事務組合の場合) 事務組合の電子署名のみ必要。		引き続き現在の措置を実施	
		紙手続	(社労士の場合) 本人(事業主)及び代理人(社労士)の記名押印又は自筆による署名が必要。 (事務組合の場合) 事務組合の記名押印又は自筆による署名のみ必要。		—	
3 添付書類	①添付書類の有無(主な書類)		有(賃金台帳その他の離職の日の賃金の額を証明することができる書類) ※過去の取扱い実績からみて、提出された届出書の記載内容に信頼性が高いと認められる等と判断できる事業主から提出されたものについては照合省略が可能(添付書類の提出が不要)。		引き続き現在の措置を実施	
	②添付書類の削減に向けた措置		・雇用保険の被保険者に関する届出の際に、雇用保険被保険者証の提出を不要とした。 ・オンラインによる提出の場合には、照合省略を希望する事業主からの事前の申し出を受けて、一定要件を満たす事業主については照合省略が可能(添付書類の提出が不要)。 ・オンラインによる提出の場合には、社会保険労務士、労働保険事務組合は、原則として、照合省略が可能(添付書類の提出が不要)。		・一定要件を満たす事業主に対し、電子申請、添付書類を省略することができる旨周知することにより、照合省略を認める事業主を増加させる。 ・平成20、21年度における利用実績等を踏まえ、必要に応じて、22年度に現行要件の見直しを検討。	
	③上記以外の措置		添付書類はスキャナー等により電子媒体化されたものを提出することが可能。		総務省と連携し、添付書類として送付できる画像に係る電子媒体について、従来、pdfファイルのみ受け付けているところ、jpgファイルも受け付けられるように改修。	
4 手数料	①金額	オンライン手続	—		—	
		紙手続	—		—	
	②納付方法	オンライン手続	—		—	
		紙手続	—		—	
5 経済的インセンティブ等		—		—		
6 処理時間(申請者への回答までの時間)	オンライン手続	—		—		
	紙手続	—		—		

7 利用可能な期間・時間帯	オンライン手続	24時間365日	—
	紙手続	平日8:30～17:00	—
8 上記以外のインセンティブ措置		—	—
9 窓口サービスの充実		—	公共職業安定所に、来所者が電子申請を行うことができる端末を設置(平成22年度)し、必要に応じて、その活用を図る。
10 使い勝手の向上	①初期設定の簡素化	利用者等の意見・要望を踏まえ、事前準備に関するマニュアルを改訂(平成20年4月～)。	利用者等の意見・要望を踏まえ、e-Gov電子申請マニュアル(事前説明に関するマニュアルを含む。)をより分かりやすく改訂(予算要求中)。
	②申請段階の操作方法の簡素化や申請画面の改善	e-Gov電子申請に関する画面構成等を改善(「e-Gov電子申請システムを一度も利用したことがない人」と「過去に利用したことがある人」に区分して利用方法を案内等)(平成20年2月～)。	e-Gov電子申請システムの使い勝手を向上させる観点から、下記のシステム改修を実施予定(又は検討中)。 ① 基本情報(氏名、住所等)の入力を一回のみとする転記機能の改善を実施(20年度中) ② 利用者端末への申請書保存機能の拡充(予算要求中) ③ 申請者の入力内容チェック機能の拡充(同上) ④ 電子申請の画面遷移の改善(同上)
	③相談・支援体制の充実	・電子政府利用支援センターにおいて、土日祝日を含め午前9時～午後7時まで、電話・電子メール・FAXにより、利用者からの問い合わせに対応。 ・平成20年6月から、音声自動応答装置(IVR)(注)を導入し、利用者の問い合わせの種類に応じて、オペレーターが対応する方式を導入。 (注)発信者の電話のボタン操作に合わせて、あらかじめ録音してある音声ガイダンスを自動的に再生するシステム	電子政府利用支援センターにおいて、申請者の画面を遠隔で操作できるシステムを導入予定(予算要求中)。
	④上記以外の措置	e-Govを利用した電子申請の操作を模擬的に体験できる電子申請体験システムを提供。	電子申請体験システムに、手続きを追加予定(平成20年10月～)。
11 広報・普及啓発	①利用者に対する利用の勧奨	・各都道府県労働局及び公共職業安定所の幹部が、管内の手続件数の多い企業を直接訪問することによる利用勧奨を実施。 ・電子政府利用促進週間を活用して下記の取組みを実施。 ① e-Govホームページにおいて、オンライン申請の利点等に関するPRを実施 ② e-Gov電子申請に関する利用者アンケートの実施(原則として週間中) ③ オンライン申請体験フェア((社)行政情報システム研究所主催))におけるモデル体験ブース、プレゼンテーション等における利用勧奨	・管内の手続件数の多い企業を直接訪問することによる利用勧奨を実施。 ・電子政府利用促進週間を活用して下記の取組みを実施。 ① e-Govホームページにおいて、オンライン利用促進に関するPRを実施 ② e-Gov電子申請に関する利用者アンケートの実施(なお、利用者アンケートについては通年で実施) ③ オンライン申請体験フェア((社)行政情報システム研究所主催))におけるモデル体験ブースでのデモ、プレゼンテーション等の実施(平成20年度～)
	②窓口職員の意識の向上	雇用保険関係手続の電子申請に係る周知用マニュアルを作成し、各公共職業安定所の窓口等で配布。	各公共職業安定所の窓口等において利用勧奨を実施。
12 国及び地方公共団体によるオンライン利用の拡大に向けた取組		手続き所管府省において事前に動作確認等を行うのに必要な検証環境を提供。	内閣官房及び総務省とともに必要な実務的検討を進めるとともに、具体的実施方法の検証を行い、検証結果を踏まえ実施
13 企業におけるオンライン利用の拡大に向けた取組		・複数人分の申請を一括で行える「磁気媒体届出作成プログラム」を作成・配布している。 ・「磁気媒体届出作成プログラム」の仕様を公開することにより、事業所が保有するデータの利用を促進している。 ・関連する手続の組合せの選択から申請までを一度にまとめて行えるグループ申請の機能を提供。	・e-Gov電子申請システムに、企業等の利用者が別途作成した申請書等を一括して送信可能とする機能(一括ファイル転送機能)を追加(20年度中)。 ・一括ファイル転送機能に関するAPI(外部インターフェイス)の公開(20年度中)。
14 その他の取組		—	—

5) 高年齢雇用継続基本給付金の申請

1 手続概要	①手続名(所管府省)		高年齢雇用継続基本給付金の申請			
	②年間平均申請件数		2,076,000件			
	③根拠法令・条項		雇用保険法(昭和49年法律第116号)第61条、雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第101条の5			
	④手続内容		一般被保険者が、60歳到達時点に比べて賃金が75%未満に低下した状態で働き続ける場合、初回については最初に支給を受けようとする支給申請月の初日から起算して4か月以内に、次回以降の申請は、公共職業安定所長の指定する申請月中に、「高年齢雇用継続基本給付金支給申請書」を、事業所の所在地を管轄する公共職業安定所に提出する。			
	⑤主な利用者等		主な利用者	被保険者(高齢者)	主な代理人	事業主、社会保険労務士
	⑥受付システム		e-Gov (www.e-gov.go.jp)			
		現状		具体的な改善措置(実施時期)		
2 本人確認方法	①本人による申請	オンライン手続	<ul style="list-style-type: none"> <li>本人(被保険者)の電子署名が必要。</li> <li>雇用保険被保険者60歳到達時等賃金証明書(初回申請時の添付書類)に事業主の電子署名が必要。</li> </ul>		引き続き現在の措置を実施	
		紙手続	<ul style="list-style-type: none"> <li>本人(事業主)の記名押印又は自筆による署名が必要。</li> <li>雇用保険被保険者60歳到達時等賃金証明書(初回申請時の添付書類)に事業主の記名押印又は自筆による署名が必要。</li> </ul>		-	
	②代理人による申請	オンライン手続	<ul style="list-style-type: none"> <li>(社労士が提出代行を行う場合)</li> <li>社労士の電子署名が必要。</li> <li>本人(被保険者)の電子署名が必要。</li> <li>雇用保険被保険者60歳到達時等賃金証明書(初回申請時の添付書類)に事業主の電子署名が必要。</li> <li>(事業主が提出を代理する場合)</li> <li>本人(被保険者)の電子署名が必要。</li> <li>雇用保険被保険者60歳到達時等賃金証明書に事業主の電子署名が必要(但し、社労士が事業主の提出代行を行う場合には、社労士が事業主の提出代行者であることを証明することができるものを添付することをもって事業主の電子署名に代替可能(社労士の電子署名のみ必要)。</li> </ul>		被保険者の電子署名を省略できるよう、事業主へ代理申請の委任状の実施、更に事業主が社会保険労務士へ委任できる復代理のしくみについて検討	
		紙手続	<ul style="list-style-type: none"> <li>(社労士が提出代行を行う場合)</li> <li>社労士の記名押印又は自筆による署名が必要。</li> <li>本人(被保険者)の記名押印又は自筆による署名が必要。</li> <li>雇用保険被保険者60歳到達時等賃金証明書(初回申請時の添付書類)に事業主の記名押印又は自筆による署名が必要。</li> <li>(事業主が提出を代理する場合)</li> <li>本人(被保険者)の記名押印又は自筆による署名が必要。</li> <li>雇用保険被保険者60歳到達時等賃金証明書に事業主の記名押印又は自筆による署名が必要。</li> </ul>		-	

3 添付書類	①添付書類の有無(主な書類)		(初回申請時) 有(雇用保険被保険者60歳到達時等賃金証明書、労働者名簿、賃金台帳その他の被保険者の年齢、被保険者が雇用されていること的事实、賃金の支払状況及び賃金の額を証明することができる書類) (2回目以降) 無	—
	②添付書類の削減に向けた措置		・雇用保険の被保険者に関する届出の際に、雇用保険被保険者証の提出を不要とした。 ・オンラインによる提出の場合には、照合省略を希望する事業主からの事前の申し出を受けて、一定要件を満たす事業主については照合省略が可能(添付書類の提出が不要)。 ・オンラインによる提出の場合には、社会保険労務士、労働保険事務組合は、原則として、照合省略が可能(添付書類の提出が不要)。	・一定要件を満たす事業主に対し、電子申請、添付書類を省略することができる旨周知することにより、照合省略を認める事業主を増加させる。 ・平成20、21年度における利用実績等を踏まえ、必要に応じて、22年度に現行要件の見直しを検討。
	③上記以外の措置		添付書類はスキャナー等により電子媒体化されたものを提出することが可能。	総務省と連携し、添付書類として送付できる画像に係る電子媒体について、従来、pdfファイルのみ受け付けているところ、jpgファイルも受け付けられるように改修。
4 手数料	①金額	オンライン手続	—	—
		紙手続	—	—
	②納付方法	オンライン手続	—	—
		紙手続	—	—
5 経済的インセンティブ等		—	—	
6 処理時間(申請者への回答までの時間)	オンライン手続	15日(標準処理期間)	—	
	紙手続	15日(標準処理期間)	—	
7 利用可能な期間・時間帯	オンライン手続	24時間365日	—	
	紙手続	平日8:30~17:00	—	
8 上記以外のインセンティブ措置		—	—	
9 窓口サービスの充実		—	公共職業安定所に、来所者が電子申請を行うことができる端末を設置(平成22年度)し、必要に応じて、その活用を図る。	
10 使い勝手の向上	①初期設定の簡素化		利用者等の意見・要望を踏まえ、事前準備に関するマニュアルを改訂(平成20年4月~)。	利用者等の意見・要望を踏まえ、e-Gov電子申請マニュアル(事前説明に関するマニュアルを含む。)をより分かりやすく改訂(予算要求中)。
	②申請段階の操作方法の簡素化や申請画面の改善		e-Gov電子申請に関する画面構成等を改善(「e-Gov電子申請システムを一度も利用したことがない人」と「過去に利用したことがある人」に区分して利用方法を案内等)(平成20年2月~)。	e-Gov電子申請システムの使い勝手を向上させる観点から、下記のシステム改修を実施予定(又は検討中)。 ① 基本情報(氏名、住所等)の入力を一回のみとする転記機能の改善を実施(20年度中) ② 利用者端末への申請書保存機能の拡充(予算要求中) ③ 申請者の入力内容チェック機能の拡充(同上) ④ 電子申請の画面遷移の改善(同上)
	③相談・支援体制の充実		・電子政府利用支援センターにおいて、土日祝日を含め午前9時~午後7時まで、電話・電子メール・FAXにより、利用者からの問い合わせに対応。 ・平成20年6月から、音声自動応答装置(IVR)(注)を導入し、利用者の問い合わせの種類に応じて、オペレーターが対応する方式を導入。 (注)発信者の電話のボタン操作に合わせて、あらかじめ録音してある音声ガイダンスを自動的に再生するシステム	電子政府利用支援センターにおいて、申請者の画面を遠隔で操作できるシステムを導入予定(予算要求中)。
	④上記以外の措置		e-Govを利用した電子申請の操作を模擬的に体験できる電子申請体験システムを提供。	—

11 広報・普及啓発	①利用者に対する利用の勧奨	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各都道府県労働局及び公共職業安定所の幹部が、管内の手続件数の多い企業を直接訪問することによる利用勧奨を実施。</li> <li>・電子政府利用促進週間を活用して下記の取組みを実施。</li> <li>① e-Govホームページにおいて、オンライン申請の利点等に関するPRを実施</li> <li>② e-Gov電子申請に関する利用者アンケートの実施(原則として週間中)</li> <li>③ オンライン申請体験フェア((社)行政情報システム研究所主催)におけるモデル体験ブース、プレゼンテーション等における利用勧奨</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管内の手続件数の多い企業を直接訪問することによる利用勧奨を実施。</li> <li>・電子政府利用促進週間を活用して下記の取組みを実施。</li> <li>① e-Govホームページにおいて、オンライン利用促進に関するPRを実施</li> <li>② e-Gov電子申請に関する利用者アンケートの実施(なお、利用者アンケートについては通年で実施)</li> <li>③ オンライン申請体験フェア((社)行政情報システム研究所主催)におけるモデル体験ブースでのデモ、プレゼンテーション等の実施(平成20年度～)</li> </ul>
	②窓口職員の意識の向上	雇用保険関係手続の電子申請に係る周知用マニュアルを作成し、各公共職業安定所の窓口等で配布。	各公共職業安定所の窓口等において利用勧奨を実施。
12 国及び地方公共団体によるオンライン利用の拡大に向けた取組	手続き所管府省において事前に動作確認等を行うのに必要な検証環境を提供。	内閣官房及び総務省とともに必要な実務的検討を進めるとともに、具体的実施方法の検証を行い、検証結果を踏まえ実施	
13 企業におけるオンライン利用の拡大に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複数人分の申請を一括で行える「磁気媒体届出作成プログラム」を作成・配布している。</li> <li>・「磁気媒体届出作成プログラム」の仕様を公開することにより、事業所が保有するデータの利用を促進している。</li> <li>・関連する手続の組合せの選択から申請までを一度にまとめて行えるグループ申請の機能を提供。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・e-Gov電子申請システムに、企業等の利用者が別途作成した申請書等を一括して送信可能とする機能(一括ファイル転送機能)を追加(20年度中)。</li> <li>・一括ファイル転送機能に関するAPI(外部インターフェイス)の公開(20年度中)。</li> </ul>	
14 その他の取組	—	—	

6) 健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届

1 手続概要	①手続名(所管府省)		健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届(厚生労働省)			
	②年間平均申請件数		33,084,000件			
	③根拠法令・条項		健康保険法施行規則25条(健康保険法)、厚生年金保険法施行規則18条(厚生年金保険法)			
	④手続内容		事業主は、毎年1回、7月1日現在のすべての被保険者について報酬月額に関する事項を社会保険事務所長等又は健康保険組合に届出なければならない。(ただし、6月1日以降に被保険者になった者、7月、8月、9月に標準報酬の随時改定が行われる者は除く)。			
	⑤主な利用者等		主な利用者	事業主	主な代理人	社会保険労務士
	⑥受付システム		e-Gov (http://www.e-gov.go.jp/)			
		現状		具体的な改善措置(実施時期)		
2 本人確認方法	①本人による申請	オンライン手続	電子署名	認証基盤の抜本的な普及拡大策の検討結果を踏まえ対応する。		
		紙手続	記名押印又は署名(自筆)	-		
	②代理人による申請	オンライン手続	代理人の電子署名、事業主の代理申請委任状(又は電子署名、IDパスワード)	-		
		紙手続	代理人記名押印、事業主の記名押印又は署名(自筆)	-		
3 添付書類	①添付書類の有無(主な書類)		無	-		
	②添付書類の削減に向けた措置		-	-		
	③上記以外の措置		-	-		
4 手数料	①金額	オンライン手続	-	-		
		紙手続	-	-		
	②納付方法	オンライン手続	-	-		
		紙手続	-	-		
5 経済的インセンティブ等		-	事務処理コスト削減分の還元方法の検討			
6 処理時間(申請者への回答までの時間)	オンライン手続	1日	-			
	紙手続	3日	-			
7 利用可能な期間・時間帯	オンライン手続	24時間365日	-			
	紙手続	平日8時30分～19時	-			
8 上記以外のインセンティブ措置		-	-			
9 窓口サービスの充実		-	平成21年度から窓口でのオンライン入力補助・代行(窓口来所型)サービスの充実を図るため全ての社会保険事務所にパソコン等を設置する予定(予算要求中)			
10 使い勝手の向上	①初期設定の簡素化		利用者等の意見・要望を踏まえ、事前準備に関するマニュアルを改訂(平成20年4月～)	利用者等の意見・要望を踏まえ、e-Gov電子申請マニュアル(事前説明に関するマニュアルを含む。)をより分かりやすく改訂(予算要求中)		
	②申請段階の操作方法の簡素化や申請画面の改善		e-Gov電子申請に関する画面構成等を改善(「e-Gov電子申請システムを一度も利用したことがない人」と「過去に利用したことがある人」に区分して利用方法を案内等)(平成20年2月～)	e-Gov電子申請システムの使い勝手を向上させる観点から、下記のシステム改修を実施予定(又は検討中) ① 基本情報(氏名、住所等)の入力を一回のみとする転記機能の改善を実施(20年度中) ② 利用者端末への申請書保存機能の拡充(予算要求中) ③ 申請者の入力内容チェック機能の拡充(同上) ④ 電子申請の画面遷移の改善(同上)		
	③相談・支援体制の充実		・電子政府利用支援センターにおいて、電話・電子メール・FAXIにより、利用者からの問い合わせに対応 また、平成20年6月から、音声自動応答装置(IVR)を導入し、利用者の問い合わせの種類に応じて、オペレーターが対応する方式を導入 ・社会保険庁電子申請・磁気媒体申請照会窓口(ヘルプデスク)において、電話・電子メールにより、利用者からの問い合わせに対応	電子政府利用支援センターにおいて、申請者の画面を遠隔で操作できるシステムを導入予定(予算要求中)		
	④上記以外の措置		-	電子申請体験システムに手続きを追加予定(平成20年10月～)		



11 広報・普及啓発	①利用者に対する利用の勧奨	電子政府利用促進週間を活用して下記の取組みを実施 ① e-Govホームページにおいて、オンライン申請の利点等に関するPRを実施 ② e-Gov電子申請に関する利用者アンケートの実施(原則として週間中) ③ オンライン申請体験フェア((社)行政情報システム研究所主催))におけるモデル体験ブース、プレゼンテーション等における利用勧奨 ④パンフレット・チラシの配布	電子政府利用促進週間について下記の取組みを改善 ・e-Gov電子申請に関する利用者アンケートを通年で実施
	②窓口職員の意識の向上	研修資料の配付(電子政府利用促進週間)	—
12 国及び地方公共団体によるオンライン利用の拡大に向けた取組	—	—	内閣官房及び総務省とともに必要な実務的検討を進めるとともに、具体的実施方法の検証を行い、検証結果を踏まえ実施
13 企業におけるオンライン利用の拡大に向けた取組	大規模事業所への個別訪問	—	・磁気媒体作成プログラム(複数被保険者分を一括送信)を活用した電子申請についてパソコンのOSをWindows Vista対応を可能とする。(平成20年度実施予定) ・事業所から健保組合、厚生年金基金へ提出する届書等に係る電子申請の受付基盤の構築(行政手続オンライン化法の対象とする)について検討 ・適用事業所に対する電子申請の利用勧奨について、社会保険労務士の協力を得て、電子申請の利用促進を図る。(予算要求中)
14 その他の取組	—	—	—

7) 健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額変更届

1 手続概要	①手続名(所管府省)		健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額変更届(厚生労働省)			
	②年間平均申請件数		4,861,000件			
	③根拠法令・条項		健康保険法施行規則26条(健康保険法)、厚生年金保険法施行規則19条、19条の2(厚生年金保険法)			
	④手続内容		事業主は、被保険者の報酬月額について、昇(降)給等により固定的賃金変動し、変動月以降引き続く3か月に受けた報酬の平均月額と現在の標準報酬等級との間に2等級以上の差が生じた場合は、社会保険事務所長等又は健康保険組合に届出なければならない。			
	⑤主な利用者等		主な利用者	事業主	主な代理人	社会保険労務士
	⑥受付システム		e-Gov (http://www.e-gov.go.jp/)			
		現状		具体的な改善措置(実施時期)		
2 本人確認方法	①本人による申請	オンライン手続	電子署名	認証基盤の抜本的な普及拡大策の検討結果を踏まえ対応する。		
		紙手続	記名押印又は署名(自筆)	-		
	②代理人による申請	オンライン手続	代理人の電子署名、事業主の代理申請委任状(又は電子署名、ID/パスワード)	-		
		紙手続	代理人記名押印、事業主の記名押印又は署名(自筆)	-		
3 添付書類	①添付書類の有無(主な書類)		無	-		
	②添付書類の削減に向けた措置		-	-		
	③上記以外の措置		-	-		
4 手数料	①金額	オンライン手続	-	-		
		紙手続	-	-		
	②納付方法	オンライン手続	-	-		
		紙手続	-	-		
5 経済的インセンティブ等		-	事務処理コスト削減分の還元方法の検討			
6 処理時間(申請者への回答までの時間)	オンライン手続	1日	-			
	紙手続	3日	-			
7 利用可能な期間・時間帯	オンライン手続	24時間365日	-			
	紙手続	平日8時30分～19時	-			
8 上記以外のインセンティブ措置		-	-			
9 窓口サービスの充実		-	平成21年度から窓口でのオンライン入力補助・代行(窓口来所型)サービスの充実を図るため全ての社会保険事務所にパソコン等を設置する予定(予算要求中)			
10 使い勝手の向上	①初期設定の簡素化		利用者等の意見・要望を踏まえ、事前準備に関するマニュアルを改訂(平成20年4月～)	利用者等の意見・要望を踏まえ、e-Gov電子申請マニュアル(事前説明に関するマニュアルを含む。)をより分かりやすく改訂(予算要求中)		
	②申請段階の操作方法の簡素化や申請画面の改善		e-Gov電子申請に関する画面構成等を改善(「e-Gov電子申請システムを一度も利用したことがない人」と「過去に利用したことがある人」に区分して利用方法を案内等)(平成20年2月～)	e-Gov電子申請システムの使い勝手を向上させる観点から、下記のシステム改修を実施予定(又は検討中) ① 基本情報(氏名、住所等)の入力を一回のみとする転記機能の改善を実施(20年度中) ② 利用者端末への申請書保存機能の拡充(予算要求中) ③ 申請者の入力内容チェック機能の拡充(同上) ④ 電子申請の画面遷移の改善(同上)		
	③相談・支援体制の充実		・電子政府利用支援センターにおいて、電話・電子メール・FAXにより、利用者からの問い合わせに対応 また、平成20年6月から、音声自動応答装置(IVR)を導入し、利用者の問い合わせの種類に応じて、オペレーターが対応する方式を導入 ・社会保険庁電子申請・磁気媒体申請照会窓口(ヘルプデスク)において、電話・電子メールにより、利用者からの問い合わせに対応	電子政府利用支援センターにおいて、申請者の画面を遠隔で操作できるシステムを導入予定(予算要求中)		
	④上記以外の措置		-	-		

11 広報・普及啓発	①利用者に対する利用の勧奨	電子政府利用促進週間を活用して下記の取組みを実施 ① e-Govホームページにおいて、オンライン申請の利点等に関するPRを実施 ② e-Gov電子申請に関する利用者アンケートの実施(原則として週間中) ③ オンライン申請体験フェア((社)行政情報システム研究所主催)におけるモデル体験ブース、プレゼンテーション等における利用勧奨 ④パンフレット・チラシの配布	電子政府利用促進週間について下記の取組みを改善 ・e-Gov電子申請に関する利用者アンケートを通年で実施
	②窓口職員の意識の向上	研修資料の配付(電子政府利用促進週間)	—
12 国及び地方公共団体によるオンライン利用の拡大に向けた取組	—	—	内閣官房及び総務省とともに必要な実務的検討を進めるとともに、具体的実施方法の検証を行い、検証結果を踏まえ実施
13 企業におけるオンライン利用の拡大に向けた取組	大規模事業所への個別訪問	—	・磁気媒体作成プログラム(複数被保険者分を一括送信)を活用した電子申請についてパソコンのOSをWindows Vista対応を可能とする。(平成20年度実施予定) ・事業所から健保組合、厚生年金基金へ提出する届書等に係る電子申請の受付基盤の構築(行政手続オンライン化法の対象とする)について検討 ・適用事業所に対する電子申請の利用勧奨について、社会保険労務士の協力を得て、電子申請の利用促進を図る。(予算要求中)
14 その他の取組	—	—	—

8) 健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届、船員保険・厚生年金保険被保険者資格取得届

1 手続概要	①手続名(所管府省)		健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届、船員保険・厚生年金保険被保険者資格取得届(厚生労働省)			
	②年間平均申請件数		7,465,000件			
	③根拠法令・条項		健康保険法施行規則24条、43条(健康保険法)、船員保険法施行規則7条、8条(船員保険法)、厚生年金保険法施行規則15条、16条(厚生年金保険法)			
	④手続内容		事業主は、健康保険法第3条又は厚生年金保険法第9条若しくは第10条に該当する者を雇用したときは社会保険事務所長等又は健康保険組合に届出しなければならない。船舶所有者は、船員法第1条の船員を使用した場合には地方社会保険事務所長等に届出しなければならない。			
	⑤主な利用者等		主な利用者	事業主	主な代理人	社会保険労務士
	⑥受付システム		e-Gov (http://www.e-gov.go.jp/)			
		現状		具体的な改善措置(実施時期)		
2 本人確認方法	①本人による申請	オンライン手続	電子署名	認証基盤の抜本的な普及拡大策の検討結果を踏まえ対応する。		
		紙手続	記名押印又は署名(自筆)	-		
	②代理人による申請	オンライン手続	代理人の電子署名、事業主の代理申請委任状(又は電子署名、IDパスワード)	-		
		紙手続	代理人記名押印、事業主の記名押印又は署名(自筆)	-		
3 添付書類	①添付書類の有無(主な書類)		無		-	
	②添付書類の削減に向けた措置		-		-	
	③上記以外の措置		-		-	
4 手数料	①金額	オンライン手続	-		-	
		紙手続	-		-	
	②納付方法	オンライン手続	-		-	
		紙手続	-		-	
5 経済的インセンティブ等		-		事務処理コスト削減分の還元方法の検討		
6 処理時間(申請者への回答までの時間)	オンライン手続	1日		-		
	紙手続	3日		-		
7 利用可能な期間・時間帯	オンライン手続	24時間365日		-		
	紙手続	平日8時30分～19時		-		
8 上記以外のインセンティブ措置		-		-		
9 窓口サービスの充実		-		平成21年度から窓口でのオンライン入力補助・代行(窓口来所型)サービスの充実を図るため全ての社会保険事務所にパソコン等を設置する予定(予算要求中)		
10 使い勝手の向上	①初期設定の簡素化		利用者等の意見・要望を踏まえ、事前準備に関するマニュアルを改訂(平成20年4月～)	利用者等の意見・要望を踏まえ、e-Gov電子申請マニュアル(事前説明に関するマニュアルを含む。)をより分かりやすく改訂(予算要求中)		
	②申請段階の操作方法の簡素化や申請画面の改善		e-Gov電子申請に関する画面構成等を改善(「e-Gov電子申請システムを一度も利用したことがない人」と「過去に利用したことがある人」に区分して利用方法を案内等)(平成20年2月～)	e-Gov電子申請システムの使い勝手を向上させる観点から、下記のシステム改修を実施予定(又は検討中) ① 基本情報(氏名、住所等)の入力を一回のみとする転記機能の改善を実施(20年度中) ② 利用者端末への申請書保存機能の拡充(予算要求中) ③ 申請者の入力内容チェック機能の拡充(同上) ④ 電子申請の画面遷移の改善(同上)		
	③相談・支援体制の充実		・電子政府利用支援センターにおいて、電話・電子メール・FAXIにより、利用者からの問い合わせに対応 また、平成20年6月から、音声自動応答装置(IVR)を導入し、利用者の問い合わせの種類に応じて、オペレーターが対応する方式を導入 ・社会保険庁電子申請・磁気媒体申請照会窓口(ヘルプデスク)において、電話・電子メールにより、利用者からの問い合わせに対応	電子政府利用支援センターにおいて、申請者の画面を遠隔で操作できるシステムを導入予定(予算要求中)		
	④上記以外の措置		-		電子申請体験システムに手続きを追加予定(平成20年10月～)	

11 広報・普及啓発	①利用者に対する利用の勧奨	電子政府利用促進週間を活用して下記の取組みを実施 ① e-Govホームページにおいて、オンライン申請の利点等に関するPRを実施 ② e-Gov電子申請に関する利用者アンケートの実施(原則として週間中) ③ オンライン申請体験フェア((社)行政情報システム研究所主催))におけるモデル体験ブース、プレゼンテーション等における利用勧奨 ④パンフレット・チラシの配布	電子政府利用促進週間について下記の取組みを改善 ・e-Gov電子申請に関する利用者アンケートを通年で実施
	②窓口職員の意識の向上	研修資料の配付(電子政府利用促進週間)	—
12 国及び地方公共団体によるオンライン利用の拡大に向けた取組	—	—	内閣官房及び総務省とともに必要な実務的検討を進めるとともに、具体的実施方法の検証を行い、検証結果を踏まえ実施
13 企業におけるオンライン利用の拡大に向けた取組	—	・関連する手続の組合せの選択から申請までを一度にまとめて行えるグループ申請の機能を提供(20年2月～) ・大規模事業所への個別訪問	・磁気媒体作成プログラム(複数被保険者分を一括送信)を活用した電子申請についてパソコンのOSをWindows Vista対応を可能とする。(平成20年度実施予定) ・事業所から健保組合、厚生年金基金へ提出する届書等に係る電子申請の受付基盤の構築(行政手続オンライン化法の対象とする)について検討 ・適用事業所に対する電子申請の利用勧奨について、社会保険労務士の協力を得て、電子申請の利用促進を図る。(予算要求中)
14 その他の取組	—	—	—

9) 健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届、船員保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届

1 手続概要	①手続名(所管府省)		健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届、船員保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届(厚生労働省)			
	②年間平均申請件数		6,968,000件			
	③根拠法令・条項		健康保険法施行規則29条、51条、52条、59条、99条(健康保険法)、船員保険法施行規則10条、17条の7、17条の8、24条の2の5、47条の2、47条の2の7(船員保険法)、厚生年金保険法施行規則22条(厚生年金保険法)			
	④手続内容		事業主又は船舶所有者は、被保険者が資格を喪失したとき(退職、死亡したとき等)は社会保険事務所長等若しくは健康保険組合又は地方社会保険事務局長等に届出しなければならない。			
	⑤主な利用者等		主な利用者	事業主	主な代理人	社会保険労務士
	⑥受付システム		e-Gov (http://www.e-gov.go.jp/)			
		現状		具体的な改善措置(実施時期)		
2 本人確認方法	①本人による申請	オンライン手続	電子署名	認証基盤の抜本的な普及拡大策の検討結果を踏まえ対応する。		
		紙手続	記名押印又は署名(自筆)	-		
	②代理人による申請	オンライン手続	代理人の電子署名、事業主の代理申請委任状(又は電子署名、IDパスワード)	-		
		紙手続	代理人記名押印、事業主の記名押印又は署名(自筆)	-		
3 添付書類	①添付書類の有無(主な書類)		有(被保険者証)		-	
	②添付書類の削減に向けた措置		-		-	
	③上記以外の措置		-		-	
4 手数料	①金額	オンライン手続	-	-		
		紙手続	-	-		
	②納付方法	オンライン手続	-	-		
		紙手続	-	-		
5 経済的インセンティブ等		-		事務処理コスト削減分の還元方法の検討		
6 処理時間(申請者への回答までの時間)	オンライン手続	1日		-		
	紙手続	3日		-		
7 利用可能な期間・時間帯	オンライン手続	24時間365日		-		
	紙手続	平日8時30分～19時		-		
8 上記以外のインセンティブ措置		-		-		
9 窓口サービスの充実		-		平成21年度から窓口でのオンライン入力補助・代行(窓口来所型)サービスの充実を図るため全ての社会保険事務所にパソコン等を設置する予定(予算要求中)		
10 使い勝手の向上	①初期設定の簡素化		利用者等の意見・要望を踏まえ、事前準備に関するマニュアルを改訂(平成20年4月～)	利用者等の意見・要望を踏まえ、e-Gov電子申請マニュアル(事前説明に関するマニュアルを含む。)をより分かりやすく改訂(予算要求中)		
	②申請段階の操作方法の簡素化や申請画面の改善		e-Gov電子申請に関する画面構成等を改善(「e-Gov電子申請システムを一度も利用したことがない人」と「過去に利用したことがある人」に区分して利用方法を案内等)(平成20年2月～)	e-Gov電子申請システムの使い勝手を向上させる観点から、下記のシステム改修を実施予定(又は検討中) ① 基本情報(氏名、住所等)の入力を一回のみとする転記機能の改善を実施(20年度中) ② 利用者端末への申請書保存機能の拡充(予算要求中) ③ 申請者の入力内容チェック機能の拡充(同上) ④ 電子申請の画面遷移の改善(同上)		
	③相談・支援体制の充実		・電子政府利用支援センターにおいて、電話・電子メール・FAXにより、利用者からの問い合わせに対応 また、平成20年6月から、音声自動応答装置(IVR)を導入し、利用者の問い合わせの種類に応じて、オペレーターが対応する方式を導入 ・社会保険庁電子申請・磁気媒体申請照会窓口(ヘルプデスク)において、電話・電子メールにより、利用者からの問い合わせに対応	電子政府利用支援センターにおいて、申請者の画面を遠隔で操作できるシステムを導入予定(予算要求中)		
	④上記以外の措置		-		電子申請体験システムに手続きを追加予定(平成20年10月～)	

11 広報・普及啓発	①利用者に対する利用の勧奨	電子政府利用促進週間を活用して下記の取組みを実施 ① e-Govホームページにおいて、オンライン申請の利点等に関するPRを実施 ② e-Gov電子申請に関する利用者アンケートの実施(原則として週間中) ③ オンライン申請体験フェア((社)行政情報システム研究所主催))におけるモデル体験ブース、プレゼンテーション等における利用勧奨 ④パンフレット・チラシの配布	電子政府利用促進週間について下記の取組みを改善 ・e-Gov電子申請に関する利用者アンケートを通年で実施
	②窓口職員の意識の向上	研修資料の配付(電子政府利用促進週間)	—
12 国及び地方公共団体によるオンライン利用の拡大に向けた取組	—	—	内閣官房及び総務省とともに必要な実務的検討を進めるとともに、具体的実施方法の検証を行い、検証結果を踏まえ実施
13 企業におけるオンライン利用の拡大に向けた取組	—	・関連する手続の組合せの選択から申請までを一度にまとめて行えるグループ申請の機能を提供(20年2月～) ・大規模事業所への個別訪問	・磁気媒体作成プログラム(複数被保険者分を一括送信)を活用した電子申請についてパソコンのOSをWindows Vista対応を可能とする。(平成20年度実施予定) ・事業所から健保組合、厚生年金基金へ提出する届書等に係る電子申請の受付基盤の構築(行政手続オンライン化法の対象とする)について検討 ・適用事業所に対する電子申請の利用勧奨について、社会保険労務士の協力を得て、電子申請の利用促進を図る。(予算要求中)
14 その他の取組	—	—	—

10) 健康保険・厚生年金保険被保険者氏名変更（訂正）届、船員保険・厚生年金保険被保険者氏名変更訂正届

1 手続概要	①手続名(所管府省)		健康保険・厚生年金保険被保険者氏名変更(訂正)届、船員保険・厚生年金保険被保険者氏名変更訂正届(厚生労働省)			
	②年間平均申請件数		857,000件			
	③根拠法令・条項		健康保険法施行規則36条、47条、48条、59条、99条(健康保険法)、船員保険法施行規則13条、17条の2、17条の5、17条の8、24条の2の5、47条の2、47条の2の7(船員保険法)、厚生年金保険法施行規則5条の4、9条、21条(厚生年金保険法)			
	④手続内容		事業主等は、被保険者の氏名に変更などがあった場合は、社会保険事務所長等又は健康保険組合に届出しなければならない。船舶所有者は、被保険者の氏名に変更などがあった場合は、地方社会保険事務局長等に届出しなければならない。			
	⑤主な利用者等		主な利用者	事業主	主な代理人	社会保険労務士
	⑥受付システム		e-Gov (http://www.e-gov.go.jp/)			
			現状	具体的な改善措置(実施時期)		
2 本人確認方法	①本人による申請	オンライン手続	電子署名	認証基盤の抜本的な普及拡大策の検討結果を踏まえ対応する。		
		紙手続	記名押印又は署名(自筆)	—		
	②代理人による申請	オンライン手続	代理人の電子署名、事業主の代理申請委任状(又は電子署名)	—		
		紙手続	代理人の記名押印、事業主の記名押印又は署名(自筆)	—		
3 添付書類	①添付書類の有無(主な書類)		有(被保険者証)	—		
	②添付書類の削減に向けた措置		年金手帳の添付は事業主の確認により不要	—		
	③上記以外の措置		別送可	—		
4 手数料	①金額	オンライン手続	—	—		
		紙手続	—	—		
	②納付方法	オンライン手続	—	—		
		紙手続	—	—		
5 経済的インセンティブ等		—				
6 処理時間(申請者への回答までの時間)	オンライン手続	1日	—			
	紙手続	3日	—			
7 利用可能な期間・時間帯	オンライン手続	24時間365日	—			
	紙手続	平日8時30分～19時	—			
8 上記以外のインセンティブ措置		—				
9 窓口サービスの充実		—	平成21年度から窓口でのオンライン入力補助・代行(窓口来所型)サービスの充実を図るため全ての社会保険事務所にパソコン等を設置する予定(予算要求中)			
10 使い勝手の向上	①初期設定の簡素化		利用者等の意見・要望を踏まえ、事前準備に関するマニュアルを改訂(平成20年4月～)	利用者等の意見・要望を踏まえ、e-Gov電子申請マニュアル(事前説明に関するマニュアルを含む。)をより分かりやすく改訂(予算要求中)		
	②申請段階の操作方法の簡素化や申請画面の改善		e-Gov電子申請に関する画面構成等を改善(「e-Gov電子申請システムを一度も利用したことがない人」と「過去に利用したことがある人」に区分して利用方法を案内等)(平成20年2月～)	e-Gov電子申請システムの使い勝手を向上させる観点から、下記のシステム改修を実施予定(又は検討中) ① 基本情報(氏名、住所等)の入力を一回のみとする転記機能の改善を実施(20年度中) ② 利用者端末への申請書保存機能の拡充(予算要求中) ③ 申請者の入力内容チェック機能の拡充(同上) ④ 電子申請の画面遷移の改善(同上)		
	③相談・支援体制の充実		・電子政府利用支援センターにおいて、電話・電子メール・FAXにより、利用者からの問い合わせに対応 また、平成20年6月から、音声自動応答装置(IVR)を導入し、利用者からの問い合わせの種類に応じて、オペレーターが対応する方式を導入 ・社会保険庁電子申請・磁気媒体申請照会窓口(ヘルプデスク)において、電話・電子メールにより、利用者からの問い合わせに対応	電子政府利用支援センターにおいて、申請者の画面を遠隔で操作できるシステムを導入予定(予算要求中)		
	④上記以外の措置		—			



11 広報・普及啓発	①利用者に対する利用の勧奨	電子政府利用促進週間を活用して下記の取組みを実施 ① e-Govホームページにおいて、オンライン申請の利点等に関するPRを実施 ② e-Gov電子申請に関する利用者アンケートの実施(原則として週間中) ③ オンライン申請体験フェア((社)行政情報システム研究所主催))におけるモデル体験ブース、プレゼンテーション等における利用勧奨 ④パンフレット・チラシの配布	電子政府利用促進週間について下記の取組みを改善 ・e-Gov電子申請に関する利用者アンケートを通年で実施
	②窓口職員の意識の向上	研修資料の配付(電子政府利用促進週間)	—
12 国及び地方公共団体によるオンライン利用の拡大に向けた取組		—	内閣官房及び総務省とともに必要な実務的検討を進めるとともに、具体的実施方法の検証を行い、検証結果を踏まえ実施
13 企業におけるオンライン利用の拡大に向けた取組		関連する手続の組合せの選択から申請までを一度にまとめて行えるグループ申請の機能を提供(20年2月～) 大規模事業所への個別訪問	・事業所から健保組合、厚生年金基金へ提出する届書等に係る電子申請の受付基盤の構築(行政手続オンライン化法の対象とする)について検討 ・適用事業所に対する電子申請の利用勧奨について、社会保険労務士の協力を得て、電子申請の利用促進を図る。(予算要求中)
14 その他の取組		—	住民基本台帳ネットワークを活用して氏名情報を取得することにより届出の提出を原則省略する予定(平成23年度)

11) 健康保険被扶養者（異動）届、船員保険被扶養者（異動）届

1 手続概要	①手続名(所管府省)		健康保険被扶養者(異動)届、船員保険被扶養者(異動)届(厚生労働省)			
	②年間平均申請件数		3,738,000件			
	③根拠法令・条項		健康保険法施行規則38条、59条、99条、120条、121条、134条(健康保険法)、船員保険法施行規則17条の3、17条の4、17条の5、17条の8、24条の2の5、47条の2、47条の2の7(船員保険法)			
	④手続内容		被保険者等が被扶養者を有するに至った場合やその有する被扶養者に異動があった場合には、事業主又は船舶所有者を経由して社会保険事務所長等若しくは健康保険組合又は地方社会保険事務局長等に届出しなければならない。			
	⑤主な利用者等		主な利用者	事業主	主な代理人	社会保険労務士
	⑥受付システム		e-Gov (http://www.e-gov.go.jp/)			
		現状		具体的な改善措置(実施時期)		
2 本人確認方法	①本人による申請	オンライン手続	被保険者及び事業主の電子署名		認証基盤の抜本的な普及拡大策の検討結果を踏まえ対応する。	
		紙手続	被保険者及び事業主の記名押印又は署名(自筆)		—	
	②代理人による申請	オンライン手続	代理人の電子署名、被保険者の電子署名、事業主の代理申請委任状(又は電子署名)		被保険者の電子署名を省略できるよう、事業主へ代理申請の委任状の実施、更に事業主が社会保険労務士へ委任できる復代理のしくみについて検討	
		紙手続	代理人の記名押印、被保険者及び事業主の記名押印又は署名(自筆)		—	
3 添付書類	①添付書類の有無(主な書類)		有(扶養しなくなった場合:被扶養者証 扶養認定に当たり収入や住所、生計維持関係、続柄等を確認する必要がある場合:これらを確認できる書類)		—	
	②添付書類の削減に向けた措置		退職証明書・雇用保険被保険者離職票・雇用保険受給資格者証・年金額改定通知書の写し:社労士の提出代行の場合は省略可能		引き続き現在の措置を実施するとともに、バックオフィス連携について法令整備を含めた政府全体での整理を踏まえ検討	
	③上記以外の措置		スキャナ等による電子ファイルの添付又は別送可		—	
4 手数料	①金額	オンライン手続	—		—	
		紙手続	—		—	
	②納付方法	オンライン手続	—		—	
		紙手続	—		—	
5 経済的インセンティブ等		—		—		
6 処理時間(申請者への回答までの時間)	オンライン手続	1日		—		
	紙手続	3日		—		
7 利用可能な期間・時間帯	オンライン手続	24時間365日		—		
	紙手続	平日8時30分～19時		—		
8 上記以外のインセンティブ措置		—		—		
9 窓口サービスの充実		—		平成21年度から窓口でのオンライン入力補助・代行(窓口来所型)サービスの充実を図るため全ての社会保険事務所にパソコン等を設置する予定(予算要求中)		

10 使い勝手の向上	①初期設定の簡素化	利用者等の意見・要望を踏まえ、事前準備に関するマニュアルを改訂(平成20年4月～)	利用者等の意見・要望を踏まえ、e-Gov電子申請マニュアル(事前説明に関するマニュアルを含む。)をより分かりやすく改訂(予算要求中)
	②申請段階の操作方法の簡素化や申請画面の改善	e-Gov電子申請に関する画面構成等を改善(「e-Gov電子申請システムを一度も利用したことがない人」と「過去に利用したことがある人」に区分して利用方法を案内等)(平成20年2月～)	e-Gov電子申請システムの使い勝手を向上させる観点から、下記のシステム改修を実施予定(又は検討中) ① 基本情報(氏名、住所等)の入力を一回のみとする転記機能の改善を実施(20年度中) ② 利用者端末への申請書保存機能の拡充(予算要求中) ③ 申請者の入力内容チェック機能の拡充(同上) ④ 電子申請の画面遷移の改善(同上)
	③相談・支援体制の充実	・電子政府利用支援センターにおいて、電話・電子メール・FAXにより、利用者からの問い合わせに対応 また、平成20年6月から、音声自動応答装置(IVR)を導入し、利用者の問い合わせの種類に応じて、オペレーターが対応する方式を導入 ・社会保険庁電子申請・磁気媒体申請照会窓口(ヘルプデスク)において、電話・電子メールにより、利用者からの問い合わせに対応	電子政府利用支援センターにおいて、申請者の画面を遠隔で操作できるシステムを導入予定(予算要求中)
	④上記以外の措置	—	—
11 広報・普及啓発	①利用者に対する利用の勧奨	電子政府利用促進週間を活用して下記の取組みを実施 ① e-Govホームページにおいて、オンライン申請の利点等に関するPRを実施 ② e-Gov電子申請に関する利用者アンケートの実施(原則として週間中) ③ オンライン申請体験フェア((社)行政情報システム研究所主催)におけるモデル体験ブース、プレゼンテーション等における利用勧奨 ④パンフレット・チラシの配布	電子政府利用促進週間について下記の取組みを改善 ・e-Gov電子申請に関する利用者アンケートを通年で実施
	②窓口職員の意識の向上	研修資料の配付(電子政府利用促進週間)	—
12 国及び地方公共団体によるオンライン利用の拡大に向けた取組	—	—	内閣官房及び総務省とともに必要な実務的検討を進めるとともに、具体的実施方法の検証を行い、検証結果を踏まえ実施
13 企業におけるオンライン利用の拡大に向けた取組	大規模事業所への個別訪問	—	・磁気媒体作成プログラム(複数被保険者分を一括送信)を活用した電子申請を可能とすることを検討(予算要求中) ・適用事業所に対する電子申請の利用勧奨について、社会保険労務士の協力を得て、電子申請の利用促進を図る。(予算要求中)
14 その他の取組	—	—	—

12) 健康保険・厚生年金保険賞与支払届、厚生年金保険（船員）賞与支払届

1 手続概要	①手続名(所管府省)	健康保険・厚生年金保険賞与支払届、厚生年金保険(船員)賞与支払届(厚生労働省)		
	②年間平均申請件数	56,328,000件		
	③根拠法令・条項	健康保険法施行規則27条(健康保険法)、厚生年金保険法施行規則26条の2(厚生年金保険法)		
	④手続内容	事業主、船舶所有者は、賞与の支給を行ったときは社会保険事務所長等若しくは健康保険組合又は地方社会保険事務局長等に届出しなければならない。		
	⑤主な利用者等	主な利用者 事業主	主な代理人 社会保険労務士	
	⑥受付システム	e-Gov (http://www.e-gov.go.jp/)		
		現状	具体的な改善措置(実施時期)	
2 本人確認方法	①本人による申請	オンライン手続	電子署名	認証基盤の抜本的な普及拡大策の検討結果を踏まえ対応する。
		紙手続	記名押印又は署名(自筆)	—
	②代理人による申請	オンライン手続	代理人の電子署名、事業主の代理申請委任状(又は電子署名、IDパスワード)	—
		紙手続	代理人記名押印、事業主の記名押印又は署名(自筆)	—
3 添付書類	①添付書類の有無(主な書類)	無		—
	②添付書類の削減に向けた措置	—		—
	③上記以外の措置	—		—
4 手数料	①金額	オンライン手続	—	—
		紙手続	—	—
	②納付方法	オンライン手続	—	—
		紙手続	—	—
5 経済的インセンティブ等	—		事務処理コスト削減分の還元方法の検討	
6 処理時間(申請者への回答までの時間)	オンライン手続	1日		—
	紙手続	3日		—
7 利用可能な期間・時間帯	オンライン手続	24時間365日		—
	紙手続	平日8時30分～19時		—
8 上記以外のインセンティブ措置	—		—	
9 窓口サービスの充実	—		平成21年度から窓口でのオンライン入力補助・代行(窓口来所型)サービスの充実を図るため全ての社会保険事務所にパソコン等を設置する予定(予算要求中)	
10 使い勝手の向上	①初期設定の簡素化	利用者等の意見・要望を踏まえ、事前準備に関するマニュアルを改訂(平成20年4月～)	利用者等の意見・要望を踏まえ、e-Gov電子申請マニュアル(事前説明に関するマニュアルを含む。)をより分かりやすく改訂(予算要求中)	
	②申請段階の操作方法の簡素化や申請画面の改善	e-Gov電子申請に関する画面構成等を改善(「e-Gov電子申請システムを一度も利用したことがない人」と「過去に利用したことがある人」に区分して利用方法を案内等)(平成20年2月～)	e-Gov電子申請システムの使い勝手を向上させる観点から、下記のシステム改修を実施予定(又は検討中) ① 基本情報(氏名、住所等)の入力を一回のみとする転記機能の改善を実施(20年度中) ② 利用者端末への申請書保存機能の拡充(予算要求中) ③ 申請者の入力内容チェック機能の拡充(同上) ④ 電子申請の画面遷移の改善(同上)	
	③相談・支援体制の充実	・電子政府利用支援センターにおいて、電話・電子メール・FAXにより、利用者からの問い合わせに対応 また、平成20年6月から、音声自動応答装置(IVR)を導入し、利用者の問い合わせの種類に応じて、オペレーターが対応する方式を導入 ・社会保険庁電子申請・磁気媒体申請照会窓口(ヘルプデスク)において、電話・電子メールにより、利用者からの問い合わせに対応	電子政府利用支援センターにおいて、申請者の画面を遠隔で操作できるシステムを導入予定(予算要求中)	
	④上記以外の措置	—		—

11 広報・普及啓発	①利用者に対する利用の勧奨	電子政府利用促進週間を活用して下記の取組みを実施 ① e-Govホームページにおいて、オンライン申請の利点等に関するPRを実施 ② e-Gov電子申請に関する利用者アンケートの実施(原則として週間中) ③ オンライン申請体験フェア((社)行政情報システム研究所主催)におけるモデル体験ブース、プレゼンテーション等における利用勧奨 ④パンフレット・チラシの配布	電子政府利用促進週間について下記の取組みを改善 ・e-Gov電子申請に関する利用者アンケートを通年で実施
	②窓口職員の意識の向上	研修資料の配付(電子政府利用促進週間)	—
12 国及び地方公共団体によるオンライン利用の拡大に向けた取組	—	—	内閣官房及び総務省とともに必要な実務的検討を進めるとともに、具体的実施方法の検証を行い、検証結果を踏まえ実施
13 企業におけるオンライン利用の拡大に向けた取組	大規模事業所への個別訪問	—	・磁気媒体作成プログラム(複数被保険者分を一括送信)を活用した電子申請についてパソコンのOSをWindows Vista対応を可能とする。(平成20年度実施予定) ・事業所から健保組合、厚生年金基金へ提出する届書等に係る電子申請の受付基盤の構築(行政手続オンライン化法の対象とする)について検討 ・適用事業所に対する電子申請の利用勧奨について、社会保険労務士の協力を得て、電子申請の利用促進を図る。(予算要求中)
14 その他の取組	—	—	—

13) 厚生年金保険被保険者住所変更届、厚生年金保険（船員）被保険者住所変更届

1 手続概要	①手続名(所管府省)		厚生年金保険被保険者住所変更届、厚生年金保険(船員)被保険者住所変更届(厚生労働省)			
	②年間平均申請件数		5,385,000件			
	③根拠法令・条項		厚生年金保険法施行規則5条の5、21条の2(厚生年金保険法)			
	④手続内容		事務処理コスト削減分の還元方法の検討			
	⑤主な利用者等		主な利用者	事業主	主な代理人	社会保険労務士
	⑥受付システム		e-Gov (http://www.e-gov.go.jp/)			
		現状		具体的な改善措置(実施時期)		
2 本人確認方法	①本人による申請	オンライン手続	電子署名	認証基盤の抜本的な普及拡大策の検討結果を踏まえ対応する。		
		紙手続	記名押印又は署名(自筆)	-		
	②代理人による申請	オンライン手続	代理人の電子署名、事業主の代理申請委任状(又は電子署名、IDパスワード)	-		
		紙手続	代理人記名押印、事業主の記名押印又は署名(自筆)	-		
3 添付書類	①添付書類の有無(主な書類)		無	-		
	②添付書類の削減に向けた措置		-	-		
	③上記以外の措置		-	-		
4 手数料	①金額	オンライン手続	-	-		
		紙手続	-	-		
	②納付方法	オンライン手続	-	-		
		紙手続	-	-		
5 経済的インセンティブ等		-		-		
6 処理時間(申請者への回答までの時間)	オンライン手続	-		-		
	紙手続	-		-		
7 利用可能な期間・時間帯	オンライン手続	24時間365日		-		
	紙手続	平日8時30分～19時		-		
8 上記以外のインセンティブ措置		-		-		
9 窓口サービスの充実		-		平成21年度から窓口でのオンライン入力補助・代行(窓口来所型)サービスの充実を図るため全ての社会保険事務所にパソコン等を設置する予定(予算要求中)		
10 使い勝手の向上	①初期設定の簡素化		利用者等の意見・要望を踏まえ、事前準備に関するマニュアルを改訂(平成20年4月～)	利用者等の意見・要望を踏まえ、e-Gov電子申請マニュアル(事前説明に関するマニュアルを含む。)をより分かりやすく改訂(予算要求中)		
	②申請段階の操作方法の簡素化や申請画面の改善		e-Gov電子申請に関する画面構成等を改善(「e-Gov電子申請システムを一度も利用したことがない人」と「過去に利用したことがある人」に区分して利用方法を案内等)(平成20年2月～)	e-Gov電子申請システムの使い勝手を向上させる観点から、下記のシステム改修を実施予定(又は検討中) ① 基本情報(氏名、住所等)の入力を一回のみとする転記機能の改善を実施(20年度中) ② 利用者端末への申請書保存機能の拡充(予算要求中) ③ 申請者の入力内容チェック機能の拡充(同上) ④ 電子申請の画面遷移の改善(同上)		
	③相談・支援体制の充実		・電子政府利用支援センターにおいて、電話・電子メール・FAXにより、利用者からの問い合わせに対応 また、平成20年6月から、音声自動応答装置(IVR)を導入し、利用者の問い合わせの種類に応じて、オペレーターが対応する方式を導入 ・社会保険庁電子申請・磁気媒体申請照会窓口(ヘルプデスク)において、電話・電子メールにより、利用者からの問い合わせに対応	電子政府利用支援センターにおいて、申請者の画面を遠隔で操作できるシステムを導入予定(予算要求中)		
	④上記以外の措置		-		-	

11 広報・普及啓発	①利用者に対する利用の勧奨	電子政府利用促進週間を活用して下記の取組みを実施 ① e-Govホームページにおいて、オンライン申請の利点等に関するPRを実施 ② e-Gov電子申請に関する利用者アンケートの実施(原則として週間中) ③ オンライン申請体験フェア((社)行政情報システム研究所主催)におけるモデル体験ブース、プレゼンテーション等における利用勧奨 ④パンフレット・チラシの配布	電子政府利用促進週間について下記の取組みを改善 ・e-Gov電子申請に関する利用者アンケートを通年で実施
	②窓口職員の意識の向上	研修資料の配付(電子政府利用促進週間)	—
12 国及び地方公共団体によるオンライン利用の拡大に向けた取組	—	—	内閣官房及び総務省とともに必要な実務的検討を進めるとともに、具体的実施方法の検証を行い、検証結果を踏まえ実施
13 企業におけるオンライン利用の拡大に向けた取組	大規模事業所への個別訪問	—	・磁気媒体作成プログラム(複数被保険者分を一括送信)を活用した電子申請についてパソコンのOSをWindows Vista対応を可能とする。(平成20年度実施予定) ・事業所から健保組合、厚生年金基金へ提出する届書等に係る電子申請の受付基盤の構築(行政手続オンライン化法の対象とする)について検討 ・適用事業所に対する電子申請の利用勧奨について、社会保険労務士の協力を得て、電子申請の利用促進を図る。(予算要求中)
14 その他の取組	—	—	住民基本台帳ネットワークを活用して住所情報を取得することにより届出の提出を原則省略する予定(平成23年度)

14) 国民年金・厚生年金保険老齢給付裁定請求書

1 手続概要	①手続名(所管府省)		国民年金・厚生年金保険老齢給付裁定請求書(厚生労働省)			
	②年間平均申請件数		1,723,000件			
	③根拠法令・条項		国民年金法施行規則第16条、第16条の3、第16条の4、厚生年金保険法施行規則第30条			
	④手続内容		原則として25年の資格期間を満たした者が、65歳になって年金を受給するときは、請求書を社会保険事務所長等に提出する。ただし、65歳になる前であっても一定の要件を満たす者については、年金が支給される。			
	⑤主な利用者等		主な利用者	個人(年金受給権者)	主な代理人	社会保険労務士
	⑥受付システム		e-Gov (http://www.e-gov.go.jp/)			
		現状		具体的な改善措置(実施時期)		
2 本人確認方法	①本人による申請	オンライン手続	電子署名	認証基盤の抜本的な普及拡大策の検討結果を踏まえ対応する。		
		紙手続	記名押印又は署名(自筆)	-		
	②代理人による申請	オンライン手続	代理人の電子署名、申請者の電子署名	認証基盤の抜本的な普及拡大策の検討結果を踏まえ対応する。		
		紙手続	代理人の記名押印、申請者の記名押印又は署名(自筆)	-		
3 添付書類	①添付書類の有無(主な書類)		有 (①生年月日に関する市町村長の証明書又は戸籍抄本(社会保険庁長官が住民基本台帳法により本人確認情報の提供を受けることができないとき) ②雇用保険被保険者証 ③年金手帳 ④年金加入期間確認通知書(共済の期間がある場合) ⑤旧令共済組合員期間を確認できる書類(該当期間を有する場合) ⑥合算対象期間を確認できる書類(該当期間を有する場合) ⑦年金証書(公的年金給付を受ける権利を有する場合) ⑧生計維持を確認できる書類(加給年金対象者がいる場合) ⑨身分関係をj確認できる市町村長の証明書又は戸籍抄本(加給年金対象者がいる場合) ⑩配偶者の年金手帳又はその他基礎年金番号を確認できる書類(配偶者が年金手帳又は基礎年金番号の通知の交付を受けている場合) ⑪障害の程度に関する医師又は歯科医師の診断書(1級又は2級の障害の状態にある子がいる場合) ⑫金融機関の証明書 ⑬レントゲンフィルム(該当する場合))	-		
	②添付書類の削減に向けた措置		-	・医師の証明については、平成21年度からHPKI認証局発行の電子証明書を申請書に添付する方式にする予定であるが、現行のJPG形式に加え、PDF形式の添付が可能となるよう機能追加を行う。(予算要求中) ・バックオフィス連携については法令整備を含めた政府全体での整理を踏まえ検討		
	③上記以外の措置		別送可	-		
4 手数料	①金額	オンライン手続	-	-		
		紙手続	-	-		
	②納付方法	オンライン手続	-	-		
		紙手続	-	-		
5 経済的インセンティブ等		-		-		
6 処理時間(申請者への回答までの時間)	オンライン手続	2ヶ月以内 (加入状況の再確認を要しない場合1ヶ月以内)		-		
	紙手続	2ヶ月以内(標準処理期間) (加入状況の再確認を要しない場合1ヶ月以内)		-		
7 利用可能な期間・時間帯	オンライン手続	24時間365日		-		
	紙手続	平日8時30分～19時		-		
8 上記以外のインセンティブ措置		-		-		



9	窓口サービスの充実	—	平成21年度から窓口でのオンライン入力補助・代行(窓口来所型)サービスの充実を図るため全ての社会保険事務所にパソコン等を設置する予定(予算要求中)	
10	使い勝手の向上	①初期設定の簡素化	利用者等の意見・要望を踏まえ、事前準備に関するマニュアルを改訂(平成20年4月～)	利用者等の意見・要望を踏まえ、e-Gov電子申請マニュアル(事前説明に関するマニュアルを含む。)をより分かりやすく改訂(予算要求中)
		②申請段階の操作方法の簡素化や申請画面の改善	e-Gov電子申請に関する画面構成等を改善(「e-Gov電子申請システムを一度も利用したことがない人」と「過去に利用したことがある人」に区分して利用方法を案内等)(平成20年2月～)	e-Gov電子申請システムの使い勝手を向上させる観点から、下記のシステム改修を実施予定(又は検討中) ① 基本情報(氏名、住所等)の入力を一回のみとする転記機能の改善を実施(20年度中) ② 利用者端末への申請書保存機能の拡充(予算要求中) ③ 申請者の入力内容チェック機能の拡充(同上) ④ 電子申請の画面遷移の改善(同上)
		③相談・支援体制の充実	・電子政府利用支援センターにおいて、電話・電子メール・FAXにより、利用者からの問い合わせに対応 また、平成20年6月から、音声自動応答装置(IVR)を導入し、利用者の問い合わせの種類に応じて、オペレーターが対応する方式を導入 ・社会保険庁電子申請・磁気媒体申請照会窓口(ヘルプデスク)において、電話・電子メールにより、利用者からの問い合わせに対応	電子政府利用支援センターにおいて、申請者の画面を遠隔で操作できるシステムを導入予定(予算要求中)
		④上記以外の措置	—	—
11	広報・普及啓発	①利用者に対する利用の勧奨	電子政府利用促進週間を活用して下記の取組みを実施 ① e-Govホームページにおいて、オンライン申請の利点等に関するPRを実施 ② e-Gov電子申請に関する利用者アンケートの実施(原則として週間中) ③ オンライン申請体験フェア((社)行政情報システム研究所主催)におけるモデル体験ブース、プレゼンテーション等における利用勧奨 ④パンフレット・チラシの配布	電子政府利用促進週間について下記の取組みを改善 ・e-Gov電子申請に関する利用者アンケートを通年で実施
		②窓口職員の意識の向上	研修資料の配付(電子政府利用促進週間)	—
12	国及び地方公共団体によるオンライン利用の拡大に向けた取組	—	—	
13	企業におけるオンライン利用の拡大に向けた取組	—	—	
14	その他の取組	—	—	

15) 国民年金・厚生年金保険老齢給付裁定請求書（ハガキ形式）

1 手続概要	①手続名(所管府省)		国民年金・厚生年金保険老齢給付裁定請求書(ハガキ形式)(厚生労働省)			
	②年間平均申請件数		1,022,000件			
	③根拠法令・条項		国民年金法施行規則第16条の2、厚生年金保険法施行規則第30条の2			
	④手続内容		60歳台前半の老齢給付(報酬比例部分のみ支給される老齢厚生年金や定額部分と報酬比例部分とを併せて支給される老齢厚生年金)を受けている方が65歳になったときは、裁定請求書を社会保険庁長官に提出する。			
	⑤主な利用者等		主な利用者	個人(年金受給権者)	主な代理人	社会保険労務士
	⑥受付システム		e-Gov ( <a href="http://www.e-gov.go.jp/">http://www.e-gov.go.jp/</a> )			
		現状		具体的な改善措置(実施時期)		
2 本人確認方法	①本人による申請	オンライン手続	電子署名	認証基盤の抜本的な普及拡大策の検討結果を踏まえ対応する。		
		紙手続	署名(自筆)	—		
	②代理人による申請	オンライン手続	代理人の電子署名、申請者の電子署名	認証基盤の抜本的な普及拡大策の検討結果を踏まえ対応する。		
		紙手続	代理人の記名押印、申請者の記名押印又は署名(自筆)	—		
3 添付書類	①添付書類の有無(主な書類)		有 (①請求者の生存に関する市町村長の証明書又は戸籍抄本(社会保険庁長官が住民基本台帳法により本人確認情報の提供を受けることができないとき) ②年金証書(公的年金給付を受ける権利を有する場合) ③身分関係を確認できる市町村長の証明書又は戸籍抄本(加給年金対象者がある場合) ④生計維持を確認できる書類(加給年金対象者がある場合) ⑤年金加入期間確認通知書(共済の期間がある場合))	—		
	②添付書類の削減に向けた措置		—	バックオフィス連携について法令整備を含めた政府全体での整理を踏まえ検討		
	③上記以外の措置		別送可	—		
4 手数料	①金額	オンライン手続	—	—		
		紙手続	—	—		
	②納付方法	オンライン手続	—	—		
		紙手続	—	—		
5 経済的インセンティブ等		—		—		
6 処理時間(申請者への回答までの時間)	オンライン手続	2ヶ月以内 (加入状況の再確認を要しない場合1ヶ月以内)		—		
	紙手続	2ヶ月以内(標準処理期間) (加入状況の再確認を要しない場合1ヶ月以内)		—		
7 利用可能な期間・時間帯	オンライン手続	24時間365日		—		
	紙手続	平日8時30分～19時		—		
8 上記以外のインセンティブ措置		—		—		
9 窓口サービスの充実		—		平成21年度から窓口でのオンライン入力補助・代行(窓口来所型)サービスの充実を図るため全ての社会保険事務所にパソコン等を設置する予定(予算要求中)		

10 使い勝手の向上	①初期設定の簡素化	利用者等の意見・要望を踏まえ、事前準備に関するマニュアルを改訂(平成20年4月～)	利用者等の意見・要望を踏まえ、e-Gov電子申請マニュアル(事前説明に関するマニュアルを含む。)をより分かりやすく改訂(予算要求中)
	②申請段階の操作方法の簡素化や申請画面の改善	e-Gov電子申請に関する画面構成等を改善(「e-Gov電子申請システムを一度も利用したことがない人」と「過去に利用したことがある人」に区分して利用方法を案内等)(平成20年2月～)	e-Gov電子申請システムの使い勝手を向上させる観点から、下記のシステム改修を実施予定(又は検討中) ① 基本情報(氏名、住所等)の入力を一回のみとする転記機能の改善を実施(20年度中) ② 利用者端末への申請書保存機能の拡充(予算要求中) ③ 申請者の入力内容チェック機能の拡充(同上) ④ 電子申請の画面遷移の改善(同上)
	③相談・支援体制の充実	・電子政府利用支援センターにおいて、電話・電子メール・FAXにより、利用者からの問い合わせに対応 また、平成20年6月から、音声自動応答装置(IVR)を導入し、利用者の問い合わせの種類に応じて、オペレーターが対応する方式を導入 ・社会保険庁電子申請・磁気媒体申請照会窓口(ヘルプデスク)において、電話・電子メールにより、利用者からの問い合わせに対応	電子政府利用支援センターにおいて、申請者の画面を遠隔で操作できるシステムを導入予定(予算要求中)
	④上記以外の措置	—	—
11 広報・普及啓発	①利用者に対する利用の勧奨	電子政府利用促進週間を活用して下記の取組みを実施 ① e-Govホームページにおいて、オンライン申請の利点等に関するPRを実施 ② e-Gov電子申請に関する利用者アンケートの実施(原則として週間中) ③ オンライン申請体験フェア((社)行政情報システム研究所主催))におけるモデル体験ブース、プレゼンテーション等における利用勧奨 ④パンフレット・チラシの配布	電子政府利用促進週間について下記の取組みを改善 ・e-Gov電子申請に関する利用者アンケートを通年で実施
	②窓口職員の意識の向上	研修資料の配付(電子政府利用促進週間)	—
12 国及び地方公共団体によるオンライン利用の拡大に向けた取組	—	—	—
13 企業におけるオンライン利用の拡大に向けた取組	—	—	—
14 その他の取組	—	—	—

16) 年金受給権者現況届

1 手続概要	①手続名(所管府省)		年金受給権者現況届(厚生労働省)			
	②年間平均申請件数		26,740,000件			
	③根拠法令・条項		厚生年金保険法施行規則35条、51条、68条、厚生年金保険法施行規則昭和61年附則14条、旧厚生年金保険法施行規則35条、43条の7、51条、68条、76条の10(厚生年金保険法)、国民年金法施行規則18条、36条、51条、60条の6、国民年金法施行規則昭和61年附則8条、旧国民年金法施行規則18条、29条、45条、58条、60条の6(国民年金法)、船員保険法施行規則73条、82条の3、船員保険法施行規則附則21条、旧船員保険法施行規則57条、68条の12、73条、82条の3、82条の14の7(船員保険法)			
	④手続内容		年金受給権者は、生存しており、引き続き年金を受ける権利を有していることを年に1回社会保険庁長官に現況の届出を行い申立を行う。			
	⑤主な利用者等		主な利用者	個人(年金受給権者)	主な代理人	社会保険労務士
	⑥受付システム		e-Gov (http://www.e-gov.go.jp/)			
		現状		具体的な改善措置(実施時期)		
2 本人確認方法	①本人による申請	オンライン手続	電子署名	認証基盤の抜本的な普及拡大策の検討結果を踏まえ対応する。		
		紙手続	署名(自筆)	-		
	②代理人による申請	オンライン手続	代理人の電子署名、申請者の電子署名	認証基盤の抜本的な普及拡大策の検討結果を踏まえ対応する。		
		紙手続	代理人の記名押印、申請者の記名押印又は署名(自筆)	-		
3 添付書類	①添付書類の有無(主な書類)		無 (例外)傷害年金の場合:医師の診断書、レントゲンフィルム 加給年金対象者等の場合:生計維持を確認できる書類	-		
	②添付書類の削減に向けた措置		-	・医師の証明については、平成21年度からHPKI認証局発行の電子証明書を申請書に添付する方式にする予定であるが、現行のJPG形式に加え、PDF形式の添付が可能となるよう機能追加を行う。(平成21年度予算要求予定) ・バックオフィス連携については法令整備を含めた政府全体での整理を踏まえ検討		
	③上記以外の措置		別送可	-		
4 手数料	①金額	オンライン手続	-	-		
		紙手続	-	-		
	②納付方法	オンライン手続	-	-		
		紙手続	-	-		
5 経済的インセンティブ等		-		-		
6 処理時間(申請者への回答までの時間)	オンライン手続	-		-		
	紙手続	-		-		
7 利用可能な期間・時間帯	オンライン手続	24時間365日		-		
	紙手続	平日8時30分～19時		-		
8 上記以外のインセンティブ措置		-		-		
9 窓口サービスの充実		-		平成21年度から窓口でのオンライン入力補助・代行(窓口来所型)サービスの充実を図るため全ての社会保険事務所にパソコン等を設置する予定(予算要求中)		

10 使い勝手の向上	①初期設定の簡素化	利用者等の意見・要望を踏まえ、事前準備に関するマニュアルを改訂(平成20年4月～)	利用者等の意見・要望を踏まえ、e-Gov電子申請マニュアル(事前説明に関するマニュアルを含む。)をより分かりやすく改訂(予算要求中)
	②申請段階の操作方法の簡素化や申請画面の改善	e-Gov電子申請に関する画面構成等を改善(「e-Gov電子申請システムを一度も利用したことがない人」と「過去に利用したことがある人」に区分して利用方法を案内等)(平成20年2月～)	e-Gov電子申請システムの使い勝手を向上させる観点から、下記のシステム改修を実施予定(又は検討中) ① 基本情報(氏名、住所等)の入力を一回のみとする転記機能の改善を実施(20年度中) ② 利用者端末への申請書保存機能の拡充(予算要求中) ③ 申請者の入力内容チェック機能の拡充(同上) ④ 電子申請の画面遷移の改善(同上)
	③相談・支援体制の充実	・電子政府利用支援センターにおいて、電話・電子メール・FAXにより、利用者からの問い合わせに対応 また、平成20年6月から、音声自動応答装置(IVR)を導入し、利用者の問い合わせの種類に応じて、オペレーターが対応する方式を導入 ・社会保険庁電子申請・磁気媒体申請照会窓口(ヘルプデスク)において、電話・電子メールにより、利用者からの問い合わせに対応	電子政府利用支援センターにおいて、申請者の画面を遠隔で操作できるシステムを導入予定(予算要求中)
	④上記以外の措置	—	—
11 広報・普及啓発	①利用者に対する利用の勧奨	電子政府利用促進週間を活用して下記の取組みを実施 ① e-Govホームページにおいて、オンライン申請の利点等に関するPRを実施 ② e-Gov電子申請に関する利用者アンケートの実施(原則として週間中) ③ オンライン申請体験フェア((社)行政情報システム研究所主催)におけるモデル体験ブース、プレゼンテーション等における利用勧奨 ④パンフレット・チラシの配布	電子政府利用促進週間について下記の取組みを改善 ・e-Gov電子申請に関する利用者アンケートを通年で実施
	②窓口職員の意識の向上	研修資料の配付(電子政府利用促進週間)	—
12 国及び地方公共団体によるオンライン利用の拡大に向けた取組	—	—	—
13 企業におけるオンライン利用の拡大に向けた取組	—	—	—
14 その他の取組	住民基本台帳ネットワークを活用して年金受給者の生存確認を行うことにより届出の提出を原則省略(平成18年10月施行)	—	—

17) 年金受給権者住所・支払機関変更届

1 手続概要	①手続名(所管府省)		年金受給権者住所・支払機関変更届(厚生労働省)			
	②年間平均申請件数		1,508,000件			
	③根拠法令・条項		厚生年金保険法施行規則38条、39条、54条、55条、71条、72条、厚生年金保険法施行規則昭和61年附則14条、旧厚生年金保険法施行規則38条、39条、43条の10、43条の11、54条、55条、71条、72条、76条の13、76条の14(厚生年金保険法)、国民年金法施行規則20条、21条、国民年金法施行規則昭和61年附則8条、旧国民年金法施行規則20条、21条、30条、36条の2、38条、47条、50条、60条、60条の8(国民年金法)、船員保険法施行規則75条の2、75条の3、82条の13、船員保険法施行規則昭和61年附則21条、旧船員保険法施行規則62条、62条の2			
	④手続内容		年金受給権者が住所や年金の受取先を変更するときに届書を社会保険事務所長等に提出し、変更を行う。			
	⑤主な利用者等		主な利用者	個人(年金受給権者)	主な代理人	社会保険労務士
	⑥受付システム		e-Gov (http://www.e-gov.go.jp/)			
		現状		具体的な改善措置(実施時期)		
2 本人確認方法	①本人による申請	オンライン手続	電子署名	認証基盤の抜本的な普及拡大策の検討結果を踏まえ対応する。		
		紙手続	署名(自筆)	-		
	②代理人による申請	オンライン手続	代理人の電子署名、申請者の電子署名	認証基盤の抜本的な普及拡大策の検討結果を踏まえ対応する。		
		紙手続	代理人の記名押印、申請者の記名押印又は署名(自筆)	-		
3 添付書類	①添付書類の有無(主な書類)		有(金融機関変更の場合:金融機関の証明)		-	
	②添付書類の削減に向けた措置		-		バックオフィス連携について法令整備を含めた政府全体での整理を踏まえ検討	
	③上記以外の措置		別送可		-	
4 手数料	①金額	オンライン手続	-		-	
		紙手続	-		-	
	②納付方法	オンライン手続	-		-	
		紙手続	-		-	
5 経済的インセンティブ等		-		-		
6 処理時間(申請者への回答までの時間)	オンライン手続	-		-		
	紙手続	-		-		
7 利用可能な期間・時間帯	オンライン手続	24時間365日		-		
	紙手続	平日8時30分~19時		-		
8 上記以外のインセンティブ措置		-		-		
9 窓口サービスの充実		-		平成21年度から窓口でのオンライン入力補助・代行(窓口来所型)サービスの充実を図るため全ての社会保険事務所にパソコン等を設置する予定(予算要求中)		
10 使い勝手の向上	①初期設定の簡素化		利用者等の意見・要望を踏まえ、事前準備に関するマニュアルを改訂(平成20年4月~)		利用者等の意見・要望を踏まえ、e-Gov電子申請マニュアル(事前説明に関するマニュアルを含む。)をより分かりやすく改訂(予算要求中)	
	②申請段階の操作方法の簡素化や申請画面の改善		e-Gov電子申請に関する画面構成等を改善(「e-Gov電子申請システムを一度も利用したことがない人」と「過去に利用したことがある人」に区分して利用方法を案内等)(平成20年2月~)		e-Gov電子申請システムの使い勝手を向上させる観点から、下記のシステム改修を実施予定(又は検討中) ① 基本情報(氏名、住所等)の入力を一回のみとする転記機能の改善を実施(20年度中) ② 利用者端末への申請書保存機能の拡充(予算要求中) ③ 申請者の入力内容チェック機能の拡充(同上) ④ 電子申請の画面遷移の改善(同上)	
	③相談・支援体制の充実		・電子政府利用支援センターにおいて、電話・電子メール・FAXにより、利用者からの問い合わせに対応 また、平成20年6月から、音声自動応答装置(IVR)を導入し、利用者の問い合わせの種類に応じて、オペレーターが対応する方式を導入 ・社会保険庁電子申請・磁気媒体申請照会窓口(ヘルプデスク)において、電話・電子メールにより、利用者からの問い合わせに対応		電子政府利用支援センターにおいて、申請者の画面を遠隔で操作できるシステムを導入予定(予算要求中)	
	④上記以外の措置		-		-	

11 広報・普及啓発	①利用者に対する利用の勧奨	電子政府利用促進週間を活用して下記の取組みを実施 ① e-Govホームページにおいて、オンライン申請の利点等に関するPRを実施 ② e-Gov電子申請に関する利用者アンケートの実施(原則として週間中) ③ オンライン申請体験フェア((社)行政情報システム研究所主催))におけるモデル体験ブース、プレゼンテーション等における利用勧奨 ④パンフレット・チラシの配布	電子政府利用促進週間について下記の取組みを改善 ・e-Gov電子申請に関する利用者アンケートを通年で実施
	②窓口職員の意識の向上	研修資料の配付(電子政府利用促進週間)	—
12 国及び地方公共団体によるオンライン利用の拡大に向けた取組	—	—	—
13 企業におけるオンライン利用の拡大に向けた取組	—	—	—
14 その他の取組	—	—	住民基本台帳ネットワークを活用して住所情報を取得することにより住所変更届の提出を原則省略する予定(平成23年度)

18) 年金手帳再交付申請書

1 手続概要	①手続名(所管府省)		年金手帳再交付申請書(厚生労働省)			
	②年間平均申請件数		980,000件			
	③根拠法令・条項		厚生年金保険法施行規則11条(厚生年金保険法)、国民年金法施行規則11条(国民年金法)			
	④手続内容		被保険者又は被保険者であった者が、年金手帳を破り、汚し、又は失ったときは、氏名、性別、生年月日及び住所、基礎年金番号を記載した申請書を社会保険事務所長等に提出し、年金手帳の再交付を受ける。			
	⑤主な利用者等		主な利用者	個人(被保険者)	主な代理人	社会保険労務士
	⑥受付システム		e-Gov (http://www.e-gov.go.jp/)			
		現状		具体的な改善措置(実施時期)		
2 本人確認方法	①本人による申請	オンライン手続	電子署名	認証基盤の抜本的な普及拡大策の検討結果を踏まえ対応する。		
		紙手続	記名押印又は署名(自筆)	-		
	②代理人による申請	オンライン手続	代理人の電子署名、申請者の電子署名	認証基盤の抜本的な普及拡大策の検討結果を踏まえ対応する。		
		紙手続	代理人の記名押印、申請者の記名押印又は署名(自筆)	-		
3 添付書類	①添付書類の有無(主な書類)		無 (例外)き損の場合:年金手帳		-	
	②添付書類の削減に向けた措置		-		-	
	③上記以外の措置		別送可		-	
4 手数料	①金額	オンライン手続	-	-		
		紙手続	-	-		
	②納付方法	オンライン手続	-	-		
		紙手続	-	-		
5 経済的インセンティブ等		-		-		
6 処理時間(申請者への回答までの時間)	オンライン手続	1日		-		
	紙手続	3日		-		
7 利用可能な期間・時間帯	オンライン手続	24時間365日		-		
	紙手続	平日8時30分～19時		-		
8 上記以外のインセンティブ措置		-		-		
9 窓口サービスの充実		-		平成21年度から窓口でのオンライン入力補助・代行(窓口来所型)サービスの充実を図るため全ての社会保険事務所にパソコン等を設置する予定(予算要求中)		
10 使い勝手の向上	①初期設定の簡素化		利用者等の意見・要望を踏まえ、事前準備に関するマニュアルを改訂(平成20年4月～)		利用者等の意見・要望を踏まえ、e-Gov電子申請マニュアル(事前説明に関するマニュアルを含む。)をより分かりやすく改訂(予算要求中)	
	②申請段階の操作方法の簡素化や申請画面の改善		e-Gov電子申請に関する画面構成等を改善(「e-Gov電子申請システムを一度も利用したことがない人」と「過去に利用したことがある人」に区分して利用方法を案内等)(平成20年2月～)		e-Gov電子申請システムの使い勝手を向上させる観点から、下記のシステム改修を実施予定(又は検討中) ① 基本情報(氏名、住所等)の入力を一回のみとする転記機能の改善を実施(20年度中) ② 利用者端末への申請書保存機能の拡充(予算要求中) ③ 申請者の入力内容チェック機能の拡充(同上) ④ 電子申請の画面遷移の改善(同上)	
	③相談・支援体制の充実		・電子政府利用支援センターにおいて、電話・電子メール・FAXにより、利用者からの問い合わせに対応 また、平成20年6月から、音声自動応答装置(IVR)を導入し、利用者の問い合わせの種類に応じて、オペレーターが対応する方式を導入 ・社会保険庁電子申請・磁気媒体申請照会窓口(ヘルプデスク)において、電話・電子メールにより、利用者からの問い合わせに対応		電子政府利用支援センターにおいて、申請者の画面を遠隔で操作できるシステムを導入予定(予算要求中)	
	④上記以外の措置		-		-	



11 広報・普及啓発	①利用者に対する利用の勧奨	電子政府利用促進週間を活用して下記の取組みを実施 ① e-Govホームページにおいて、オンライン申請の利点等に関するPRを実施 ② e-Gov電子申請に関する利用者アンケートの実施(原則として週間中) ③ オンライン申請体験フェア((社)行政情報システム研究所主催)におけるモデル体験ブース、プレゼンテーション等における利用勧奨 ④パンフレット・チラシの配布	電子政府利用促進週間について下記の取組みを改善 ・e-Gov電子申請に関する利用者アンケートを通年で実施
	②窓口職員の意識の向上	研修資料の配付(電子政府利用促進週間)	—
12 国及び地方公共団体によるオンライン利用の拡大に向けた取組		—	—
13 企業におけるオンライン利用の拡大に向けた取組		—	—
14 その他の取組		—	—

19) 国民年金第3号被保険者資格所得・種別変更・種別確認・資格喪失・死亡・住所・氏名変更・生年月日変更・性別変更届

1 手続概要	①手続名(所管府省)	国民年金第3号被保険者資格所得・種別変更・種別確認・資格喪失・死亡・住所・氏名変更・生年月日変更・性別変更届(厚生労働省)		
	②年間平均申請件数	7,085,000件		
	③根拠法令・条項	国民年金法施行規則1条の2、3条、4条、6条、6条の2、6条の3、7条、8条(国民年金法)		
	④手続内容	国民年金第3号被保険者の資格を取得した者及びその他第3号被保険者に関して変更があったときに届書を社会保険事務所長等に提出し、登録されている内容について変更を行う。		
	⑤主な利用者等	主な利用者	事業主	主な代理人 社会保険労務士
	⑥受付システム	e-Gov (http://www.e-gov.go.jp/)		
		現状	具体的な改善措置(実施時期)	
2 本人確認方法	①本人による申請	オンライン手続	被保険者及び事業主の電子署名	認証基盤の抜本的な普及拡大策の検討結果を踏まえ対応する。
		紙手続	被保険者及び事業主の記名押印又は署名(自筆)	—
	②代理人による申請	オンライン手続	代理人の電子署名、被保険者及び事業主の電子署名	被保険者の電子署名を省略できるよう、事業主へ代理申請の委任状の実施、更に事業主が社会保険労務士へ委任できる復代理のしくみについて検討
		紙手続	代理人の記名押印、被保険者及び事業主の記名押印又は署名(自筆)	—
3 添付書類	①添付書類の有無(主な書類)	有(収入や住所、生計維持関係、続柄等を確認する必要がある場合:これらを確認できる書類)		—
	②添付書類の削減に向けた措置	年金手帳の添付は事業主の確認により不要		バックオフィス連携について法令整備を含めた政府全体での整理を踏まえ検討
	③上記以外の措置	スキャナ等による電子ファイルの添付又は別送可		—
4 手数料	①金額	オンライン手続	—	—
		紙手続	—	—
	②納付方法	オンライン手続	—	—
		紙手続	—	—
5 経済的インセンティブ等		—		—
6 処理時間(申請者への回答までの時間)	オンライン手続	1日		—
	紙手続	3日		—
7 利用可能な期間・時間帯	オンライン手続	24時間365日		—
	紙手続	平日8時30分～19時		—
8 上記以外のインセンティブ措置		—		—
9 窓口サービスの充実		—		平成21年度から窓口でのオンライン入力補助・代行(窓口来所型)サービスの充実を図るため全ての社会保険事務所にパソコン等を設置する予定(予算要求中)
10 使い勝手の向上	①初期設定の簡素化	利用者等の意見・要望を踏まえ、事前準備に関するマニュアルを改訂(平成20年4月～)		利用者等の意見・要望を踏まえ、e-Gov電子申請マニュアル(事前説明に関するマニュアルを含む。)をより分かりやすく改訂(予算要求中)
	②申請段階の操作方法の簡素化や申請画面の改善	e-Gov電子申請に関する画面構成等を改善(「e-Gov電子申請システムを一度も利用したことがない人」と「過去に利用したことがある人」に区分して利用方法を案内等)(平成20年2月～)		e-Gov電子申請システムの使い勝手を向上させる観点から、下記のシステム改修を実施予定(又は検討中) ① 基本情報(氏名、住所等)の入力を一回のみとする転記機能の改善を実施(20年度中) ② 利用者端末への申請書保存機能の拡充(予算要求中) ③ 申請者の入力内容チェック機能の拡充(同上) ④ 電子申請の画面遷移の改善(同上)
	③相談・支援体制の充実	・電子政府利用支援センターにおいて、電話・電子メール・FAXにより、利用者からの問い合わせに対応 また、平成20年6月から、音声自動応答装置(IVR)を導入し、利用者の問い合わせの種類に応じて、オペレーターが対応する方式を導入 ・社会保険庁電子申請・磁気媒体申請照会窓口(ヘルプデスク)において、電話・電子メールにより、利用者からの問い合わせに対応		電子政府利用支援センターにおいて、申請者の画面を遠隔で操作できるシステムを導入予定(予算要求中)
	④上記以外の措置	—		—

11 広報・普及啓発	①利用者に対する利用の勧奨	電子政府利用促進週間を活用して下記の取組みを実施 ① e-Govホームページにおいて、オンライン申請の利点等に関するPRを実施 ② e-Gov電子申請に関する利用者アンケートの実施(原則として週間中) ③ オンライン申請体験フェア((社)行政情報システム研究所主催))におけるモデル体験ブース、プレゼンテーション等における利用勧奨 ④パンフレット・チラシの配布	電子政府利用促進週間について下記の取組みを改善 ・e-Gov電子申請に関する利用者アンケートを通年で実施
	②窓口職員の意識の向上	研修資料の配付(電子政府利用促進週間)	—
12 国及び地方公共団体によるオンライン利用の拡大に向けた取組	—	—	内閣官房及び総務省とともに必要な実務的検討を進めるとともに、具体的実施方法の検証を行い、検証結果を踏まえ実施
13 企業におけるオンライン利用の拡大に向けた取組	大規模事業所への個別訪問	—	・磁気媒体作成プログラム(複数被保険者分を一括送信)を活用した電子申請を可能とすることを検討(予算要求中) ・適用事業所に対する電子申請の利用勧奨について、社会保険労務士の協力を得て、電子申請の利用促進を図る。(予算要求中)
14 その他の取組	—	—	—

20) 国民年金保険料還付請求書

1 手続概要	①手続名(所管府省)		国民年金保険料還付請求書(厚生労働省)	
	②年間平均申請件数		945,000件	
	③根拠法令・条項		国民年金法93条、国民年金法施行令9条、国民年金法施行規則80条	
	④手続内容		国民年金被保険者等が保険料の還付を請求する場合に提出する。	
	⑤主な利用者等		主な利用者 個人(被保険者)	主な代理人 社会保険労務士
	⑥受付システム		e-Gov (http://www.e-gov.go.jp/)	
			現状	具体的な改善措置(実施時期)
2 本人確認方法	①本人による申請	オンライン手続	電子署名	認証基盤の抜本的な普及拡大策の検討結果を踏まえ対応する。
		紙手続	記名押印又は署名(自筆)	—
	②代理人による申請	オンライン手続	代理人の電子署名、申請者の電子署名	認証基盤の抜本的な普及拡大策の検討結果を踏まえ対応する。
		紙手続	代理人の記名押印、申請者の記名押印又は署名(自筆)	—
3 添付書類	①添付書類の有無(主な書類)		有(年金手帳、請求者が相続人である場合:被保険者の死亡を確認できる書類、戸籍謄本等相続人を確認できる書類)	—
	②添付書類の削減に向けた措置		—	バックオフィス連携について法令整備を含めた政府全体の整理を踏まえ検討
	③上記以外の措置		別送可	—
4 手数料	①金額	オンライン手続	—	—
		紙手続	—	—
	②納付方法	オンライン手続	—	—
		紙手続	—	—
5 経済的インセンティブ等		—		—
6 処理時間(申請者への回答までの時間)	オンライン手続	28日		—
	紙手続	30日		—
7 利用可能な期間・時間帯	オンライン手続	24時間365日		—
	紙手続	平日8時30分～19時		—
8 上記以外のインセンティブ措置		—		—
9 窓口サービスの充実		—		平成21年度から窓口でのオンライン入力補助・代行(窓口来所型)サービスの充実を図るため全ての社会保険事務所にパソコン等を設置する予定(予算要求中)
10 使い勝手の向上	①初期設定の簡素化		利用者等の意見・要望を踏まえ、事前準備に関するマニュアルを改訂(平成20年4月～)	利用者等の意見・要望を踏まえ、e-Gov電子申請マニュアル(事前説明に関するマニュアルを含む。)をより分かりやすく改訂(予算要求中)
	②申請段階の操作方法の簡素化や申請画面の改善		e-Gov電子申請に関する画面構成等を改善(「e-Gov電子申請システムを一度も利用したことがない人」と「過去に利用したことがある人」に区分して利用方法を案内等)(平成20年2月～)	e-Gov電子申請システムの使い勝手を向上させる観点から、下記のシステム改修を実施予定(又は検討中) ① 基本情報(氏名、住所等)の入力を一回のみとする転記機能の改善を実施(20年度中) ② 利用者端末への申請書保存機能の拡充(予算要求中) ③ 申請者の入力内容チェック機能の拡充(同上) ④ 電子申請の画面遷移の改善(同上)
	③相談・支援体制の充実		・電子政府利用支援センターにおいて、電話・電子メール・FAXにより、利用者からの問い合わせに対応 また、平成20年6月から、音声自動応答装置(IVR)を導入し、利用者の問い合わせの種類に応じて、オペレーターが対応する方式を導入 ・社会保険庁電子申請・磁気媒体申請照会窓口(ヘルプデスク)において、電話・電子メールにより、利用者からの問い合わせに対応	電子政府利用支援センターにおいて、申請者の画面を遠隔で操作できるシステムを導入予定(予算要求中)
	④上記以外の措置		—	

11 広報・普及啓発	①利用者に対する利用の勧奨	電子政府利用促進週間を活用して下記の取組みを実施 ① e-Govホームページにおいて、オンライン申請の利点等に関するPRを実施 ② e-Gov電子申請に関する利用者アンケートの実施(原則として週間中) ③ オンライン申請体験フェア((社)行政情報システム研究所主催))におけるモデル体験ブース、プレゼンテーション等における利用勧奨 ④パンフレット・チラシの配布	電子政府利用促進週間について下記の取組みを改善 ・e-Gov電子申請に関する利用者アンケートを通年で実施
	②窓口職員の意識の向上	研修資料の配付(電子政府利用促進週間)	—
12 国及び地方公共団体によるオンライン利用の拡大に向けた取組		—	—
13 企業におけるオンライン利用の拡大に向けた取組		—	—
14 その他の取組		—	—

21) 国民年金・厚生年金保険年金受給権者死亡届

1 手続概要	①手続名(所管府省)		国民年金・厚生年金保険年金受給権者死亡届(厚生労働省)			
	②年間平均申請件数		812,000件			
	③根拠法令・条項		厚生年金保険法施行規則41条、57条、74条(厚生年金保険法)、国民年金法施行規則24条、38条、53条、60条の8(国民年金法)			
	④手続内容		年金受給権者が死亡したときに遺族が届け出る。			
	⑤主な利用者等		主な利用者	個人(受給権者)	主な代理人	社会保険労務士
	⑥受付システム		e-Gov (http://www.e-gov.go.jp/)			
		現状		具体的な改善措置(実施時期)		
2 本人確認方法	①本人による申請	オンライン手続	電子署名	認証基盤の抜本的な普及拡大策の検討結果を踏まえ対応する。		
		紙手続	記名押印又は署名(自筆)	-		
	②代理人による申請	オンライン手続	代理人の電子署名、申請者の電子署名	認証基盤の抜本的な普及拡大策の検討結果を踏まえ対応する。		
		紙手続	代理人の記名押印、申請者の記名押印又は署名(自筆)	-		
3 添付書類	①添付書類の有無(主な書類)		有(年金証書、死亡を確認する書類)		-	
	②添付書類の削減に向けた措置		-		-	
	③上記以外の措置		別送可		-	
4 手数料	①金額	オンライン手続	-	-	-	
		紙手続	-	-	-	
	②納付方法	オンライン手続	-	-	-	
		紙手続	-	-	-	
5 経済的インセンティブ等		-		-		
6 処理時間(申請者への回答までの時間)	オンライン手続	-	-	-		
	紙手続	-	-	-		
7 利用可能な期間・時間帯	オンライン手続	24時間365日		-		
	紙手続	平日8時30分～19時		-		
8 上記以外のインセンティブ措置		-		-		
9 窓口サービスの充実		-		平成21年度から窓口でのオンライン入力補助・代行(窓口来所型)サービスの充実を図るため全ての社会保険事務所にパソコン等を設置する予定(予算要求中)		
10 使い勝手の向上	①初期設定の簡素化		利用者等の意見・要望を踏まえ、事前準備に関するマニュアルを改訂(平成20年4月～)		利用者等の意見・要望を踏まえ、e-Gov電子申請マニュアル(事前説明に関するマニュアルを含む。)をより分かりやすく改訂(予算要求中)	
	②申請段階の操作方法の簡素化や申請画面の改善		e-Gov電子申請に関する画面構成等を改善(「e-Gov電子申請システムを一度も利用したことがない人」と「過去に利用したことがある人」に区分して利用方法を案内等)(平成20年2月～)		e-Gov電子申請システムの使い勝手を向上させる観点から、下記のシステム改修を実施予定(又は検討中) ① 基本情報(氏名、住所等)の入力を一回のみとする転記機能の改善を実施(20年度中) ② 利用者端末への申請書保存機能の拡充(予算要求中) ③ 申請者の入力内容チェック機能の拡充(同上) ④ 電子申請の画面遷移の改善(同上)	
	③相談・支援体制の充実		・電子政府利用支援センターにおいて、電話・電子メール・FAXにより、利用者からの問い合わせに対応 また、平成20年6月から、音声自動応答装置(IVR)を導入し、利用者の問い合わせの種類に応じて、オペレーターが対応する方式を導入 ・社会保険庁電子申請・磁気媒体申請照会窓口(ヘルプデスク)において、電話・電子メールにより、利用者からの問い合わせに対応		電子政府利用支援センターにおいて、申請者の画面を遠隔で操作できるシステムを導入予定(予算要求中)	
	④上記以外の措置		-		-	

11 広報・普及啓発	①利用者に対する利用の勧奨	電子政府利用促進週間を活用して下記の取組みを実施 ① e-Govホームページにおいて、オンライン申請の利点等に関するPRを実施 ② e-Gov電子申請に関する利用者アンケートの実施(原則として週間中) ③ オンライン申請体験フェア((社)行政情報システム研究所主催))におけるモデル体験ブース、プレゼンテーション等における利用勧奨 ④パンフレット・チラシの配布	電子政府利用促進週間について下記の取組みを改善 ・e-Gov電子申請に関する利用者アンケートを通年で実施
	②窓口職員の意識の向上	研修資料の配付(電子政府利用促進週間)	—
12 国及び地方公共団体によるオンライン利用の拡大に向けた取組		—	—
13 企業におけるオンライン利用の拡大に向けた取組		—	—
14 その他の取組		—	住民基本台帳ネットワークを活用して死亡情報を取得することにより届出の提出を原則省略する予定(平成23年度)

## 5. 産業財産権出願関連手続

### ① 平成 25 年度末の目標値とそれに向けた計画値等

	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
計画値		92%	92%	92%	92%以上	92%以上	(目標値) 93%
実績値	92%						

(対象手続)

#### 1) 産業財産権出願関連手続

### ② うち、比較的早期に効果が現れやすい手続の平成 23 年度末の目標値とそれに向けた計画値等

	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
計画値		92%	92%	92%	(目標値) 92%以上
実績値	92%				

(対象手続) 上記のうち、下線の手続



1) 産業財産権出願関連手続

1 手続概要	①手続名(所管府省)		産業財産権出願関連手続(特許、実用新案、意匠、商標に関する手続)			
	②年間平均申請件数		2,840,000件			
	③根拠法令・条項		特許法第36条、特許法第48条の3、特許法第50条、特許法第17条、特許法第107条、意匠法第42条、商標法第5条、商標法第40条、商標法第19条第2項等			
	④手続内容		産業財産権に関する出願等を行うための手続			
	⑤主な利用者等		主な利用者	出願人	主な代理人	弁理士
	⑥受付システム		電子出願システム ( <a href="http://www.inpit.go.jp/pcinfo/index.html">http://www.inpit.go.jp/pcinfo/index.html</a> )			
		現状		具体的な改善措置(実施時期)		
2 本人確認方法	①本人による申請	オンライン手続	本人の電子署名・ID・電子証明書 又は ISDN回線番号・ID・パスワード	電子証明書については、申請人の利便性が向上するように関係者に働きかけていく。		
		紙手続	登録した印鑑の捺印又は特許庁が発行した識別ラベルの貼り付け	—		
	②代理人による申請	オンライン手続	代理人の電子署名・ID・電子証明書 又は ISDN回線番号・ID・パスワード	電子証明書については、申請人の利便性が向上するように関係者に働きかけていく。		
		紙手続	登録した印鑑の捺印又は特許庁が発行した識別ラベルの貼り付け	—		
3 添付書類	①添付書類の有無(主な書類)		有(①明細書②特許請求の範囲③図面④要約書⑤持分を証明する書類⑥代表者であることを証明する書面等)	添付書類①～④についてはオンライン化済み。⑤、⑥等については、契約内容を電子的に証明する手段がないためオンライン化できない。		
	②添付書類の削減に向けた措置		—	—		
	③上記以外の措置		出願書類等を各国特許庁で相互に交換することにより、出願人による海外特許庁への書類(優先権証明書等)の提出負担を軽減するため、海外の特許庁との交渉を積極的に進めている。 特に特許出願に関して、欧州、米国、韓国の各特許庁との間で自国の出願日を証明する書類である優先権証明書を電子的に交換している。	優先権証明書の電子的交換を行う国を拡大するための取組を推進する。		
4 手数料	①金額	オンライン手続	所定の手数料(特許出願については、1件につき15,000円(特許法第百九十五条第二項)、外国語書面出願は24,000円(特許法第百九十五条第二項)、特許出願審査請求については、1件につき168,600円に1請求項につき4,000円を加えた額(特許法第百九十五条第二項)等)。	申請手数料については、収支相償の観点から適時適切に見直しを行う。		
		紙手続	電子申請の料金に電子化手数料として1件につき1,200円に書面1枚につき700円を加えた額。	—		
	②納付方法	オンライン手続	予納、現金納付、電子現金納付	平成21年1月から、新たに銀行口座からの自動振替による納付を可能とする予定。		
		紙手続	特許印紙、予納、現金納付	—		

5 経済的インセンティブ等		産業財産権出願関連手続については、既に原則オンライン手続を対象とした料金としており、書面手続については、別途電子化手数料を徴収している。この電子化手数料については法律により実費勘案と定められており、必要に応じて見直しを行うもの。	—
6 処理時間(申請者への回答までの時間)	オンライン手続	申請者への回答までの時間は手続の種類によって異なる。	特許庁業務・システム最適化計画に基づく運営基盤システムにおいては、日次又は週次処理(バッチ処理)についての運用基準を見直すことにより、処理時間を可能な限り短縮する(平成24年1月を目的に、引き続き現在の措置(設計開発)を実施)
	紙手続	オンラインによる手続と比べ、申請後に処理可能となるまでに電子化期間として1月程度の期間が必要。	—
7 利用可能な期間・時間帯	オンライン手続	原則24時間365日	—
	紙手続	開庁日の9:00~17:00	—
8 上記以外のインセンティブ措置		—	—
9 窓口サービスの充実		工業所有権情報・研修館閲覧室及び各地方閲覧室にインターネット出願共同利用PCを設置(全国9箇所)。	—
10 使い勝手の向上	①初期設定の簡素化	—	—
	②申請段階の操作方法の簡素化や申請画面の改善	申請人が申請書類に必要事項を全て記入する。	出願人が既に出願している同一案件に関する各種申請書類を作成する際に、特許庁のデータベースからオンラインでその出願内容に関する情報を予め申請書類に反映することにより、申請人の申請書作成を支援する機能(インタラクティブ申請(申請書作成支援システム))を特許庁業務・システム最適化計画に基づき運営基盤システムにより実現すべく、設計・開発中。(平成24年1月を目的に、引き続き現在の措置を実施)
	③相談・支援体制の充実	電子出願ソフトサポートサイトを設置し操作方法等を支援。また、電子出願ソフトを無償ダウンロードにて提供。	—
	④上記以外の措置	—	—
11 広報・普及啓発	①利用者に対する利用の勧奨	電子出願について、ホームページ、パンフレットで公表すると共に、電子出願説明会を開催。電子出願ソフトに関するお知らせをメールにて配信。	引き続き、電子出願の説明会を開催する予定。
	②窓口職員の意識の向上	—	—
12 国及び地方公共団体によるオンライン利用の拡大に向けた取組		GPKI及びLGPKIの官職証明書による申請に非対応。	GPKI及びLGPKIの官職証明書による申請を可能とするべくシステム対応を行う。(平成22年4月を目的)
13 企業におけるオンライン利用の拡大に向けた取組		電子出願について、ホームページ、パンフレットで公表すると共に、電子出願説明会を開催。電子出願ソフトに関するお知らせをメールにて配信。	引き続き、電子出願の説明会を開催する予定。
14 その他の取組		—	—

## 6. 自動車登録

### ① 平成 25 年度末の目標値とそれに向けた計画値等

	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
計画値		55%	56%	57%	58%	59%	(目標値) 60%
実績値	54%						

(対象手続)

- 1) 自動車の新車新規登録等 (道路運送車両法第 7 条第 1 項)

1) 自動車の新車新規登録等

1 手続概要	①手続名(所管府省)		自動車の新車新規登録等(国土交通省)			
	②年間平均申請件数		3,657,000件			
	③根拠法令・条項		道路運送車両法(昭和26年法律185号)第7条第1項			
	④手続内容		登録を受けていない自動車の所有者による新規登録。			
	⑤主な利用者等		主な利用者	新車購入者	主な代理人	(社)自動車販売協会連合会、行政書士等
	⑥受付システム		自動車保有関係手続のワンストップサービス(OSS)(http://www.oss.mlit.go.jp)等			
		現状		具体的な改善措置(実施時期)		
2 本人確認方法	①本人による申請	オンライン手続	電子署名、記名・押印及び印鑑証明書の添付	—		
		紙手続	記名・押印及び印鑑証明書の添付	—		
	②代理人による申請	オンライン手続	1. 本人及び代理人の電子署名 2. 委任状と印鑑証明書の窓口持込み	引き続き、委任状と印鑑証明書を持込む方式の導入の広報に努める		
		紙手続	委任状及び印鑑証明書の添付	—		
3 添付書類	①添付書類の有無		有(譲渡証明書、完成検査終了証等)	—		
	②添付書類の削減に向けた措置		譲渡証明書、完成検査終了証等の関係証明書は電子化済	—		
	③上記以外の措置		—	—		
4 手数料	①金額	オンライン手続	700円	OSS申請の手数料が紙申請の手数料の半額となるよう手数料体系を見直す方向で、実現すべく検討・調整を進める		
		紙手続	700円			
	②納付方法	オンライン手続	電子納付又は自動車検査登録印紙		—	
		紙手続	自動車検査登録印紙		—	
5 経済的インセンティブ等		—				
6 処理時間(申請者への回答までの時間)	オンライン手続	即日処理(OSS全体では、地方公共団体が所管する手続の処理時間が加わる)		—		
	紙手続	即日処理		—		
7 利用可能な期間・時間帯	オンライン手続	24時間365日受付(一部平日8:45~16:00受付)		—		
	紙手続	平日8:45~16:00受付		—		
8 上記以外のインセンティブ措置		OSSによる新規登録の多い自動車販売会社に感謝状を授与		引き続き、現在の措置を実施		
9 窓口サービスの充実		利用者からの問い合わせに対応		引き続き、現在の措置を実施		
10 使い勝手の向上	①初期設定の簡素化		—	—		
	②申請段階の操作方法の簡素化や申請画面の改善		—	利用者の希望を踏まえ、エラー内容の通知機能の拡充や審査の進捗状況表示の改修など、利便性の向上を図る		
	③相談・支援体制の充実		利用者の問い合わせ(利用方法等)に登録ヘルプデスク(電話)で対応	引き続き、現在の措置を実施		
	④上記以外の措置		国が提供する申請画面以外にも、大量代理申請者による独自の一括申請機能を追加	大量代理申請者による独自の一括申請機能開発を容易にするため、説明資料を提供		
11 広報・普及啓発	①利用者に対する利用の勧奨		OSSについてはチラシ等を通じた周知	代行申請する自動車販売員に対し、顧客にOSSを説明するよう督促		
	②窓口職員の意識の向上		OSSシステムの研修を実施	研修内容の充実を図り、補正の必要な申請に対し速やかに対応する		
12 国及び地方公共団体によるオンライン利用の拡大に向けた取組		都道府県へのOSSシステム導入を働きかけ		OSSシステムを改善の上、引き続き、都道府県へのOSSシステム導入を働きかける		
13 企業におけるオンライン利用の拡大に向けた取組		・OSSインタフェース仕様書を開示し、大量申請者が使い勝手の良い独自申請システムを構築 ・一回の指示で複数件のOSS申請データを送信する機能を導入		大量代理申請者においても、国のOSSシステムに向けた申請データを作成・送信するシステムについて、入力項目の簡素化など、使い勝手の向上に取り組む		

14 その他の取組	警察庁、総務省、国税庁も参加するOSS管理運営委員会を通じ、地方公共団体が所管する保管場所証明、自動車諸税の手続も併せて、利用促進を図っている	引き続き、現在の措置を実施
-----------	---	---------------

## 7. その他

### (1) 生命保険関係

#### ① 平成 25 年度末の目標値とそれに向けた計画値等

	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
計画値		100%	100%	100%	100%	100%	(目標値) 100%
実績値	100%						

(対象手続)

- 1) 生命保険募集人登録事務 (保険業法 276 条)
- 2) 生命保険募集人届出事務 (保険業法 280 条)

#### ② うち、比較的早期に効果が現れやすい手続の平成 23 年度末の目標値とそれに向けた計画値等

	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
計画値		100%	100%	100%	(目標値) 100%
実績値	100%				

(対象手続) 上記のうち、下線の手続

1) 生命保険募集人登録事務

1 手続概要	①手続名(所管府省)	生命保険募集人登録事務			
	②年間平均申請件数	191,000件			
	③根拠法令・条項	保険業法(平成7年法律105号)第276条			
	④手続内容	生命保険契約の締結の代理又は媒介を行う「生命保険募集人」は、上記法令に基づく内閣総理大臣の登録を受ける必要があり、当該登録を電子的に行うもの。			
	⑤主な利用者等	主な利用者	生命保険募集人	主な代理人	生命保険会社(代理申請率:100%)
	⑥受付システム	e-Gov電子申請・届出システム( <a href="http://shinsei.e-gov.go.jp/menu/smenu.html">http://shinsei.e-gov.go.jp/menu/smenu.html</a> )			
		現状	具体的な改善措置(実施時期)		
2 本人確認方法	①本人による申請	オンライン手続	-	-	
		紙手続	-	-	
	②代理人による申請	オンライン手続	生命保険協会の電子署名により確認	-	
		紙手続	-	-	
3 添付書類	①添付書類の有無(主な書類)	有(生命保険募集人委託契約書 等)		-	
	②添付書類の削減に向けた措置	-		-	
	③上記以外の措置	別送方式		-	
4 手数料	①金額	オンライン手続	代理店(法人・個人):15,000円 代理店以外(営業職員、代理店使用人等):1,150円	オンライン利用の状況を踏まえつつ、適時適切に見直しを行う。	
		紙手続	同上	-	
	②納付方法	オンライン手続	収入印紙	-	
		紙手続	同上	-	
5 経済的インセンティブ等	-		-		
6 処理時間(申請者への回答までの時間)	オンライン手続	約1ヶ月間	-		
	紙手続	同上	-		
7 利用可能な期間・時間帯	オンライン手続	24時間365日	-		
	紙手続	平日8時30分~17時 (財務局によって異なる。最近において事例無し)	-		
8 上記以外のインセンティブ措置	-		-		
9 窓口サービスの充実	-		-		
10 使い勝手の向上	①初期設定の簡素化	-		-	
	②申請段階の操作方法の簡素化や申請画面の改善	-		-	
	③相談・支援体制の充実	-		-	
	④上記以外の措置	-		-	
11 広報・普及啓発	①利用者に対する利用の勧奨	-		-	
	②窓口職員の意識の向上	-		-	
12 国及び地方公共団体におけるオンライン利用の拡大に向けた取組	-		-		
13 企業におけるオンライン利用の拡大に向けた取組	-		-		
14 その他の取組	-		-		

2) 生命保険募集人届出事務

1 手続概要	①手続名(所管府省)	生命保険募集人届出事務			
	②年間平均申請件数	393,000件			
	③根拠法令・条項	保険業法(平成7年法律105号)第280条			
	④手続内容	生命保険契約の締結の代理又は媒介を行う「生命保険募集人」は上記法令に基づく内閣総理大臣の登録を受ける必要があるが、当該登録内容を変更する場合について、上記法令に基づく変更届出の提出が必要となり、当該手続きを電子的に行うもの。			
	⑤主な利用者等	主な利用者	生命保険募集人	主な代理人	生命保険会社(代理申請率:100%)
	⑥受付システム	e-Gov電子申請・届出システム( <a href="http://shinsei.e-gov.go.jp/menu/smenu.html">http://shinsei.e-gov.go.jp/menu/smenu.html</a> )			
		現状		具体的な改善措置(実施時期)	
2 本人確認方法	①本人による申請	オンライン手続	-	-	
		紙手続	-	-	
	②代理人による申請	オンライン手続	生命保険協会の電子署名により確認	-	
		紙手続	-	-	
3 添付書類	①添付書類の有無(主な書類)	無		-	
	②添付書類の削減に向けた措置	-		-	
	③上記以外の措置	-		-	
4 手数料	①金額	オンライン手続	-	-	
		紙手続	-	-	
	②納付方法	オンライン手続	-	-	
		紙手続	-	-	
5 経済的インセンティブ等	-		-		
6 処理時間(申請者への回答までの時間)	オンライン手続	当日	-		
	紙手続	1週間(最近において事例無し)	-		
7 利用可能な期間・時間帯	オンライン手続	24時間365日	-		
	紙手続	平日8時30分~17時 (財務局によって異なる。最近において事例無し)	-		
8 上記以外のインセンティブ措置	-		-		
9 窓口サービスの充実	-		-		
10 使い勝手の向上	①初期設定の簡素化	-		-	
	②申請段階の操作方法の簡素化や申請画面の改善	-		-	
	③相談・支援体制の充実	-		-	
	④上記以外の措置	-		-	
11 広報・普及啓発	①利用者に対する利用の勧奨	-		-	
	②窓口職員の意識の向上	-		-	
12 国及び地方公共団体におけるオンライン利用の拡大に向けた取組	-		-		
13 企業におけるオンライン利用の拡大に向けた取組	-		-		
14 その他の取組	-		-		



## 7. その他

### (2) 無線局

#### ① 平成 25 年度末の目標値とそれに向けた計画値等

	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
計画値		27%	37%	50%	60%	65%	(目標値) 70%
実績値	25.6%						

※網掛け部分は、利用促進行動計画の目標値

(対象手続)

- 1) 無線局免許申請（電波法第 6 条）
- 2) 無線局再免許申請（電波法第 6 条、無線局免許手続規則第 16 条）

#### ② うち、比較的早期に効果が現れやすい手続の平成 23 年度末の目標値とそれに向けた計画値等

	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
計画値		27%	37%	50%	(目標値) 60%
実績値	25.6%				

(対象手続) 上記のうち、下線の手続

1) 無線局免許申請

1 手続概要	①手続名(所管府省)		無線局免許申請			
	②年間平均申請件数		93,000件			
	③根拠法令・条項		電波法第6条			
	④手続内容		無線局の免許を受けようとする者は、申請書に無線局の目的、開設を必要とする理由、通信の相手方及び通信事項、無線設備の設置場所、電波の型式並びに希望する周波数の範囲等を記載した書類を添えて、総務大臣に提出しなければならない。			
	⑤主な利用者等		主な利用者	個人、電気通信事業者、その他民間企業等	主な代理人	無線機販売店等
	⑥受付システム		総務省電波利用 電子申請・届出システム( <a href="http://www.denpa.soumu.go.jp/public/index.html">http://www.denpa.soumu.go.jp/public/index.html</a> )			
			現状	具体的な改善措置(実施時期)		
2 本人確認方法	①本人による申請	オンライン手続	本人の電子署名等	平成20年度から一部の局種(アマチュア局)においては、ID・パスワード申請方式による本人確認を可能とし利用者の利便性を図った。		
		紙手続	本人による署名又は押印	—		
	②代理人による申請	オンライン手続	代理人の電子署名と委任状	代理人の電子署名について、ID・パスワードのみとする方向でセキュリティ上の課題や実施方法等について検討(本人確認方法の簡素化(電子申請を省略できるケースの整理等)に関する政府全体の検討・整理結果との整合を図ることが必要)		
		紙手続	本人及び代理人による署名及び押印	—		
3 添付書類	①添付書類の有無(主な書類)		有(例:回線経路図、無線設備系統図、電源系統図等)	—		
	②添付書類の削減に向けた措置		—	PDFによる添付を可とする方向で検討中(21年度内)		
	③上記以外の措置		—	—		
4 手数料	①金額	オンライン手続	2,000円~119,600円	平成20年4月から、システム改修に伴い電子申請に係る審査時間が短縮できることとなったため、平均30%程度、手数料額を引き下げたところ。 今後の電子申請の普及・拡大により事務効率の更なる向上が見込まれる場合には、オンライン申請の手数料が紙申請の手数料の半額となるよう手数料体系を見直す方向で、平成21年度以降段階的に実現すべく検討・調整を進める。		
		紙手続	2,900円~167,800円	—		
	②納付方法	オンライン手続	インターネットバンキング、ATMによる納付	—		
		紙手続	収入印紙による納付	—		
5 経済的インセンティブ等		平成20年4月から、システム改修に伴い電子申請に係る審査時間が短縮できることとなったため、平均30%程度、手数料額を引き下げたところ。		今後の電子申請の普及・拡大により事務効率の更なる向上が見込まれる場合には、オンライン申請の手数料が紙申請の手数料の半額となるよう手数料体系を見直す方向で、平成21年度以降段階的に実現すべく検討・調整を進める。		
6 処理時間(申請者への回答までの時間)	オンライン手続	1月~6月(無線局の種別により異なる)		左記期間の70%の期間		
	紙手続	1月~6月(無線局の種別により異なる)		—		
7 利用可能な期間・時間帯	オンライン手続	24時間365日(システムメンテナンス時は除く)		—		
	紙手続	官庁開庁日の08:30~17:15(郵送可)		—		
8 上記以外のインセンティブ措置		—		封筒別送の不要化の検討		

9 窓口サービスの充実		—	—
10 使い勝手の向上	①初期設定の簡素化	初期設定を簡便に行えるための環境設定プログラム <sup>②</sup> の提供	②の「申請段階の操作方法の簡素化や申請画面の改善」の中で対応
	②申請段階の操作方法の簡素化や申請画面の改善	Web上のオンラインヘルプにて対応。	HTMLベースの入力機能の開発(平成22年度 <sup>③</sup> 目途)
	③相談・支援体制の充実	ヘルプデスクを設置することにより、恒常的な相談窓口として機能している。	Web上のオンラインヘルプについて、更なる内容拡充について検討。
	④上記以外の措置	—	—
11 広報・普及啓発	①利用者に対する利用の勧奨	申請窓口(許認可課)においては、機会を捉えて、申請者及び企業の申請担当者に対して、電子申請のメリットを説明し、利用の勧奨を行っている。	引き続き現在の措置を実施
	②窓口職員の意識の向上	機会を捉え、開発ベンダーを講師とした研修を実施している。20年度からは内部研修施設での専門研修を実施。	引き続き現在の措置を実施
12 国及び地方公共団体によるオンライン利用の拡大に向けた取組		総務本省からは各省府庁、地方局からは各府省庁地方支分部局への打合せ等の機会を捉え、電子申請移行への協力要請及び電子申請に係る説明会の要望を受け、全国各地において定期的に開催しているところ。	引き続き現在の措置を実施
13 企業におけるオンライン利用の拡大に向けた取組		法人免許人との打合せ等の機会を捉え、電子申請移行への協力要請及び電子申請に係る説明会の要望を受け、全国各地において定期的に開催しているところ。	引き続き現在の措置を実施
14 その他の取組		—	—

2) 無線局再免許申請

1 手続概要	①手続名(所管府省)		無線局再免許申請			
	②年間平均申請件数		124,700件			
	③根拠法令・条項		電波法第6条 無線局免許手続規則第16条			
	④手続内容		無線局の再免許を受けようとする者が、免許有効期間満了前の定められた期間内において、再免許申請書に免許の番号、免許の年月日、及び有効期間満了の日、継続開設を必要とする理由、希望する電波の型式、周波数及び空中線電力等を記載した書類を添えて総務大臣に提出しなければならない。			
	⑤主な利用者等		主な利用者	個人、電気通信事業者、その他民間企業等	主な代理人	無線機販売店等
	⑥受付システム		総務省電波利用 電子申請・届出システム( <a href="http://www.denpa.soumu.go.jp/public/index.html">http://www.denpa.soumu.go.jp/public/index.html</a> )			
		現状		具体的な改善措置(実施時期)		
2 本人確認方法	①本人による申請	オンライン手続	本人の電子署名等	平成20年度から一部の局種(アマチュア局)においては、ID・パスワード申請方式による本人確認を可能とし利用者の利便性を図った。		
		紙手続	本人による署名又は押印	-		
	②代理人による申請	オンライン手続	代理人の電子署名と委任状	代理人の電子署名について、ID・パスワードのみとする方向でセキュリティ上の課題や実施方法等について検討(本人確認方法の簡素化(電子申請を省略できるケースの整理等)に関する政府全体の検討・整理結果との整合を図ることが必要)		
		紙手続	本人及び代理人による署名及び押印	-		
3 添付書類	①添付書類の有無(主な書類)		有(例:回線経路図、無線設備系統図、電源系統図 等)	-		
	②添付書類の削減に向けた措置		平成19年8月の省令改正により、一部無線局について添付書類の省略を実施	PDFによる添付を可とする方向で検討中(21年度内)		
	③上記以外の措置		-	-		
4 手数料	①金額	オンライン手続	1,500円~8,700円	平成20年4月から、システム改修に伴い電子申請に係る審査時間が短縮できることとなったため、平均30%程度、手数料額を引き下げたところ。 今後の電子申請の普及・拡大により事務効率の更なる向上が見込まれる場合には、オンライン申請の手数料が紙申請の手数料の半額となるよう手数料体系を見直す方向で、平成21年度以降段階的に実現すべく検討・調整を進める。		
		紙手続	1,950円~12,700円	-		
	②納付方法	オンライン手続	インターネットバンキング、ATMによる納付	-		
		紙手続	収入印紙による納付	-		
5 経済的インセンティブ等		平成20年4月から、システム改修に伴い電子申請に係る審査時間が短縮できることとなったため、平均30%程度、手数料額を引き下げたところ。		今後の電子申請の普及・拡大により事務効率の更なる向上が見込まれる場合には、オンライン申請の手数料が紙申請の手数料の半額となるよう手数料体系を見直す方向で、平成21年度以降段階的に実現すべく検討・調整を進める。		
6 処理時間(申請者への回答までの時間)	オンライン手続	1月~6月(無線局の種別により異なる)		左記期間の70%の期間		
	紙手続	1月~6月(無線局の種別により異なる)		-		

7 利用可能な期間・時間帯	オンライン手続	24時間365日(システムメンテナンス時は除く)	—
	紙手続	官庁開庁日の08:30~17:15(郵送可)	—
8 上記以外のインセンティブ措置		—	封筒別送の不要化の検討
9 窓口サービスの充実		—	—
10 使い勝手の向上	①初期設定の簡素化	初期設定を簡便に行えるための環境設定プログラムを提供	②の「申請段階の操作方法の簡素化や申請画面の改善」の中で対応
	②申請段階の操作方法の簡素化や申請画面の改善	Web上のオンラインヘルプにて対応。	HTMLベースの入力機能の開発(平成22年度目途)
	③相談・支援体制の充実	ヘルプデスクを設置することにより、恒常的な相談窓口として機能している。	Web上のオンラインヘルプについて、更なる内容拡充について検討。
	④上記以外の措置	—	—
11 広報・普及啓発	①利用者に対する利用の勧奨	申請窓口(許認可課)においては、機会を捉えて、申請者及び企業の申請担当者に対して、電子申請のメリットを説明し、利用の勧奨を行っている。	引き続き現在の措置を実施
	②窓口職員の意識の向上	機会を捉え、開発ベンダーを講師とした研修を実施している。20年度からは内部研修施設での専門研修を実施。	引き続き現在の措置を実施
12 国及び地方公共団体によるオンライン利用の拡大に向けた取組		総務本省からは各省府庁、地方局からは各府省庁地方支分部局への打合せ等の機会を捉え、電子申請移行への協力要請及び電子申請に係る説明会の要望を受け、全国各地において定期的に開催しているところ。	引き続き現在の措置を実施
13 企業におけるオンライン利用の拡大に向けた取組		法人免許人との打合せ等の機会を捉え、電子申請移行への協力要請及び電子申請に係る説明会の要望を受け、全国各地において定期的に開催しているところ。	引き続き現在の措置を実施
14 その他の取組		—	—

## 7 その他

### (3) 採捕数量等の報告

#### ① 平成 25 年度末の目標値とそれに向けた計画値等

	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
計画値		99.5%	99.5%	99.5%	99.5%	99.5%	(目標値) 99.5%
実績値	98%						

(対象手続)

1) 採捕数量等の報告 (海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第 17 条第 1 項)

#### ② うち、比較的早期に効果が現れやすい手続の平成 23 年度末の目標値とそれに向けた計画値等

	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
計画値		99.5%	99.5%	99.5%	(目標値) 99.5%
実績値	98%				

(対象手続) 上記のうち、下線の手続

1) 採捕数量等の報告

1 手続概要	①手続名(所管府省)		採捕数量等の報告(農林水産省)			
	②年間平均申請件数		253,000件			
	③根拠法令・条項		海洋生物資源の保存及び管理に関する法律(平成8年法律77号)第17条第1項			
	④手続内容		指定漁業等を営む者であって農林水産省令で定めるものが、排他的経済水域等において第1種特定海洋生物資源を採捕したときは、採捕の数量等を農林水産大臣に報告する。			
	⑤主な利用者等		主な利用者	漁業者	主な代理人	漁業団体
	⑥受付システム		漁獲管理情報処理システム( <a href="http://www.jafic.or.jp/tac/index.html">http://www.jafic.or.jp/tac/index.html</a> )			
		現状		具体的な改善措置(実施時期)		
2 本人確認方法	①本人による申請	オンライン手続	告示により指定された入出力装置から、漁業者の所属組合等に交付されたID・パスワードによる確認	必要に応じ、セキュリティの強化等システムの改善を実施		
		紙手続	押印	—		
	②代理人による申請	オンライン手続	告示により指定された入出力装置から、漁業者の所属組合等に交付されたID・パスワードによる確認	必要に応じ、セキュリティの強化等システムの改善を実施		
		紙手続	押印	—		
3 添付書類	①添付書類の有無(主な書類)		無	—		
	②添付書類の削減に向けた措置		—	—		
	③上記以外の措置		—	—		
4 手数料	①金額	オンライン手続	—	—		
		紙手続	—	—		
	②納付方法	オンライン手続	—	—		
		紙手続	—	—		
5 経済的インセンティブ等		—		—		
6 処理時間(申請者への回答までの時間)	オンライン手続	入力と同時に報告を受理、回答は不要		—		
	紙手続	郵便又はFAX到着により報告受理、回答は不要		—		
7 利用可能な期間・時間帯	オンライン手続	24時間365日		—		
	紙手続	郵便又はFAXを常時受付		—		
8 上記以外のインセンティブ措置		—		—		
9 窓口サービスの充実		—		—		
10 使い勝手の向上	①初期設定の簡素化		—	—		
	②申請段階の操作方法の簡素化や申請画面の改善		システムの改善を適宜実施している	必要に応じ、今後ともシステム改善を適宜実施する。		
	③相談・支援体制の充実		ヘルプデスクを設置	引き続き現在の措置を実施		
	④上記以外の措置		—	—		
11 広報・普及啓発	①利用者に対する利用の勧奨		関係団体会議等を通じて広報・普及を実施	引き続き現在の措置を実施		
	②窓口職員の意識の向上		各端末設置機関、システム管理運営法人において適宜研修を実施	引き続き現在の措置を実施		
12 国及び地方公共団体におけるオンライン利用の拡大に向けた取組		—		—		
13 企業におけるオンライン利用の拡大に向けた取組		—		—		
14 その他の取組		本システムは利用率も高く、書面報告は一部のみであり、年間申請件数や費用対効果も考慮しつつ個別に普及を検討している		引き続き、年間申請件数や費用対効果も考慮しつつ個別に普及を検討していく		

## 7. その他

### (4) 経済産業統計

#### ① 平成 25 年度末の目標値とそれに向けた計画値等

	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
計画値		35%	37%	50%	53%	58%	(目標値) 65%
実績値	32.7%						

(注) 上記目標値及び計画値は、オンライン利用拡大に係る各種施策が実施されることを前提としている

特に以下の条件を前提として設定している。

- 1) 中小事業所等においても、各種オンライン申告が一般的社会慣行となっていること。
- 2) 政府統計共同利用システムの利用が、申告事業所に浸透していること。特に、政府統計共同利用システムのセキュリティに対して、申告事業所の理解が得られていること。

(対象手続)

- 1) 経済産業省生産動態統計調査の申告（経済産業省生産動態統計調査規則第 8 条）
- 2) 商業動態統計調査の申告（商業動態統計調査規則第 7 条）

#### ② うち、比較的早期に効果が現れやすい手続の平成 23 年度末の目標値とそれに向けた計画値等

	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
計画値		35%	37%	50%	(目標値) 53%
実績値	32.7%				

(注) 上記目標値及び計画値は、オンライン利用拡大に係る各種施策が実施されることを前提としている

特に以下の条件を前提として設定している。

- 1) 中小事業所等においても、各種オンライン申告が一般的社会慣行となっていること。
- 2) 政府統計共同利用システムの利用が、申告事業所に浸透していること。特に、政府統計共同利用システムのセキュリティに対して、申告事業所の理解が得られていること。

(対象手続) 上記のうち、下線の手続



1) 経済産業省生産動態統計調査の申告

1 手続概要	①手続名(所管府省)		経済産業省生産動態統計調査(経済産業省)			
	②年間平均申請件数		239,000件			
	③根拠法令・条項		経済産業省生産動態統計調査規則(昭和二十八年四月一日通商産業省令第十号)第八条			
	④手続内容		申告義務者は、経済産業大臣が定めた様式(調査票)に、毎月月末現在の状況について所定の事項を記入し、これに記名した上、調査の種類別に調査票配布者(都道府県知事、経済産業局長又は経済産業大臣)に提出する。			
	⑤主な利用者等		主な利用者	事業所および企業	主な代理人	-
	⑥受付システム		新世代統計システム (http://www.meti.go.jp/statistics/)			
		現状		具体的な改善措置(実施時期)		
2 本人確認方法	①本人による申請	オンライン手続	ID・パスワード	-		
		紙手続	申告義務者の氏名を記載	-		
	②代理人による申請	オンライン手続	-	-		
		紙手続	-	-		
3 添付書類	①添付書類の有無(主な書類)		無	-		
	②添付書類の削減に向けた措置		-	-		
	③上記以外の措置		-	-		
4 手数料	①金額	オンライン手続	-	-		
		紙手続	-	-		
	②納付方法	オンライン手続	-	-		
		紙手続	-	-		
5 経済的インセンティブ等		-		-		
6 処理時間(申請者への回答までの時間)	オンライン手続	提出手続であるため申請者への回答はない		-		
	紙手続	提出手続であるため申請者への回答はない		-		
7 利用可能な期間・時間帯	オンライン手続	9:00~21:00		申請受付時間の延長:24時間365日受付対応を平成21年度までに整備予定(予算要求中:総務省)		
	紙手続	調査員調査の場合は適宜 郵送調査の場合は指定なし		-		
8 上記以外のインセンティブ措置		-		申告手続が統一された政府統計共同利用システムを平成21年度に導入する(予算要求中:総務省)		
9 窓口サービスの充実		-		-		
10 使い勝手の向上	①初期設定の簡素化		相互認証のためのソフトウェアをダウンロード	相互認証のためのソフトウェアが不要となる政府統計共同利用システムを平成21年度に導入する(予算要求中:総務省)		
	②申請段階の操作方法の簡素化や申請画面の改善		-	各統計調査の申請段階の操作方法・申請画面が統一された政府統計共同利用システムを平成21年度に導入する(予算要求中:総務省)		
	③相談・支援体制の充実		ヘルプデスクを設置している	引き続き現在の措置を実施(予算要求中:総務省)		
	④上記以外の措置		-	-		
11 広報・普及啓発	①利用者に対する利用の勧奨		パンフレット・ホームページ等でオンライン申告による申告が可能であることを広報している	引き続きパンフレット・ホームページ等でオンライン申告が可能であることを広報する(予算要求中)		
	②窓口職員の意識の向上		-	-		
12 国及び地方公共団体によるオンライン利用の拡大に向けた取組		-		-		
13 企業におけるオンライン利用の拡大に向けた取組		-		-		
14 その他の取組		-		-		

2) 商業動態統計調査の申告

1 手続概要	①手続名(所管府省)		商業動態統計調査(経済産業省)			
	②年間平均申請件数		181,000件			
	③根拠法令・条項		商業動態統計調査規則(昭和28年通商産業省令17号)第七条			
	④手続内容		申告義務者は、経済産業大臣が定めた様式(調査票)に、毎月月末現在の状況について所定の事項を記入し、これに記名した上、調査票配布者(都道府県知事又は経済産業大臣)に提出する。			
	⑤主な利用者等		主な利用者	事業所及び企業	主な代理人	—
	⑥受付システム		新世代統計システム( <a href="http://www.meti.go.jp/statistics/">http://www.meti.go.jp/statistics/</a> )			
		現状		具体的な改善措置(実施時期)		
2 本人確認方法	①本人による申請	オンライン手続	ID・パスワード	—		
		紙手続	申告義務者の氏名を記載	—		
	②代理人による申請	オンライン手続	—	—		
		紙手続	—	—		
3 添付書類	①添付書類の有無(主な書類)		無	—		
	②添付書類の削減に向けた措置		—	—		
	③上記以外の措置		—	—		
4 手数料	①金額	オンライン手続	—	—		
		紙手続	—	—		
	②納付方法	オンライン手続	—	—		
		紙手続	—	—		
5 経済的インセンティブ等					—	
6 処理時間(申請者への回答までの時間)	オンライン手続		提出手続きであるため申請者への回答はない	—		
	紙手続		提出手続きであるため申請者への回答はない	—		
7 利用可能な期間・時間帯	オンライン手続		9:00~21:00	申請受付時間の延長:24時間365日受付対応を平成21年度までに整備する予定(予算要求中:総務省)		
	紙手続		調査員調査の場合は適宜 郵送調査の場合は指定なし	—		
8 上記以外のインセンティブ措置			—	申告手続が統一された政府統計共同利用システムを平成21年度に導入する(予算要求中:総務省)		
9 窓口サービスの充実					—	
10 使い勝手の向上	①初期設定の簡素化		相互認証のためのソフトウェアをダウンロード	相互認証のためのソフトウェアが不要となる政府統計共同利用システムを平成21年度に導入する(予算要求中:総務省)		
	②申請段階の操作方法の簡素化や申請画面の改善		—	各統計調査の申請段階の操作方法・申請画面が統一された政府統計共同利用システムを平成21年度に導入する(予算要求中:総務省)		
	③相談・支援体制の充実		ヘルプデスクを設置している	引き続き現在の措置を実施(予算要求中:総務省)		
	④上記以外の措置		—	—		
11 広報・普及啓発	①利用者に対する利用の勧奨		パンフレット・ホームページ等で統計調査(現在は甲調査及び丙調査)がオンラインによる申告が可能であることを広報している	甲調査及び丙調査については引き続きパンフレット・ホームページ等でオンライン申告が可能であることを広報する 乙調査及び丁調査についても新たにオンラインによる申告が政府統計共同利用システム導入後可能となることについて今後パンフレット・ホームページ等で広報する(予算要求中)		
	②窓口職員の意識の向上		—	—		
12 国及び地方公共団体におけるオンライン利用の拡大に向けた取組			—	—		
13 企業におけるオンライン利用の拡大に向けた取組			—	—		
14 その他の取組			—	—		

## 7. その他

### (5) 特殊車両通行許可

#### ① 平成 25 年度末の目標値とそれに向けた計画値等

	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
計画値		35%	43%	50%	50%	50%	(目標値) 50%
実績値	27.7%						

(対象手続)

#### 1) 特殊車両通行許可申請 (道路法第 47 条の 2)

#### ② うち、比較的早期に効果が現れやすい手続の平成 23 年度末の目標値とそれに向けた計画値等

	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
計画値		35%	43%	50%	(目標値) 50%
実績値	27.7%				

(対象手続) 上記のうち、下線の手続

1) 特殊車両通行許可申請

1 手続概要	①手続名(所管府省)		特殊車両通行許可申請(国土交通省)	
	②年間平均申請件数		179,000件	
	③根拠法令・条項		道路法(昭和27年法律第180号)第47条の2	
	④手続内容		道路法では道路の構造を守り、交通の危険を防ぐため、道路を通行する車両の大きさや重さを制限している。このような制限の基準値を超える車両を通行させようとする場合には、道路管理者に通行させる車両や経路などを申請し、特殊車両通行許可証の交付を受ける必要があり、そのための手続きを特殊車両通行許可申請という。	
	⑤主な利用者等		主な利用者 企業	主な代理人 行政書士
	⑥受付システム		特殊車両オンライン申請システム( <a href="https://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/">https://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/</a> )	
			現状	具体的な改善措置(実施時期)
2 本人確認方法	①本人による申請	オンライン手続	申請者の電子署名及びID・パスワード	—
		紙手続	申請者の記名または押印	—
	②代理人による申請	オンライン手続	申請者の電子署名及びID・パスワード並びに委任状	—
		紙手続	申請者の記名または押印並びに委任状	—
3 添付書類	①添付書類の有無(主な書類)		有 (自動車検査証の写し、委任状、地図の写し、軌跡図等審査に必要な書類)	—
	②添付書類の削減に向けた措置		バックオフィス連携、オンラインによる提出を措置済み	—
	③上記以外の措置		—	—
4 手数料	①金額	オンライン手続	—	—
		紙手続	—	—
	②納付方法	オンライン手続	—	—
		紙手続	—	—
5 経済的インセンティブ等			—	—
6 処理時間(申請者への回答までの時間)	オンライン手続	平均16.7日		—
	紙手続			
7 利用可能な期間・時間帯	オンライン手続	24時間365日		—
	紙手続	開庁時		—
8 上記以外のインセンティブ措置			—	—
9 窓口サービスの充実			—	—
10 使い勝手の向上	①初期設定の簡素化		—	—
	②申請段階の操作方法の簡素化や申請画面の改善		—	処理速度の改善、操作性の向上等のシステム改善
	③相談・支援体制の充実		電話相談窓口 開庁日9:15~18:00	—
	④上記以外の措置		—	—
11 広報・普及啓発	①利用者に対する利用の勧奨		チラシ等の配布	引き続きチラシ等の配布を行う
	②窓口職員の意識の向上		講習会の実施	引き続き講習会の実施を行う
12 国及び地方公共団体におけるオンライン利用の拡大に向けた取組			—	—
13 企業におけるオンライン利用の拡大に向けた取組			—	—
14 その他の取組			—	—